

たつの市立地適正化計画

平成 29 年 3 月
兵庫県 たつの市

< 目 次 >

第1章 目的と位置づけ

1 計画策定の背景と目的	1
（1）計画策定の背景と目的	1
（2）立地適正化計画とは	2
2 計画の前提	4
（1）対象となる計画区域	4
（2）計画の位置づけ	5
（3）上位・関連計画の概要	6
（4）計画期間	8
（5）計画の構成	8

第2章 市の現状、将来見通し及び課題

1 市の現状、将来見通し及び課題	9
（1）市の人口の現状、将来見通し及び課題	9
（2）地域別の人口の現状、将来見通し及び課題	12
（3）交通の現状、将来見通し及び課題	21
（4）都市機能の現状、将来見通し及び課題	27
（5）土地利用等の現状及び課題	35
（6）災害の現状及び課題	38
（7）財政の現状、将来見通し及び課題	39
（8）市民意向調査の結果及び課題	40

第3章 立地適正化計画における基本的な方針

1 上位計画・重要な関連計画における方向性	41
（1）第2次たつの市総合計画	41
（2）たつの市都市計画マスタープラン	42
（3）たつの市地域公共交通網形成計画	44
2 立地適正化計画における将来目標	45

3	立地適正化計画における目指すべき都市構造	46
4	立地適正化計画における都市づくりの方針	48
5	地域別のまちづくりの方針	49
(1)	龍野地域のまちづくりの方針	49
(2)	新宮地域のまちづくりの方針	50
(3)	揖保川地域のまちづくりの方針	51
(4)	御津地域のまちづくりの方針	52

第4章 誘導区域の設定について

1	立地適正化計画で定める区域及び誘導施設について	53
(1)	立地適正化計画によるまちのイメージ	53
(2)	誘導区域及び誘導施設の設定手順	54
(3)	区域設定に当たって留意すべき事項	56
2	都市機能誘導区域について	57
(1)	国の都市機能誘導区域の考え方	57
(2)	本市の都市機能誘導区域の考え方	58
(3)	都市機能誘導区域の設定方針	59
(4)	各地域における都市機能誘導区域の設定	60
(5)	各地域における都市機能誘導区域	62
3	誘導施設について	66
(1)	国の誘導施設の考え方	66
(2)	本市の誘導施設の考え方	66
(3)	本市において検討を要する誘導施設	67
(4)	誘導施設の地域別の立地状況	68
(5)	誘導施設の設定方針	79
(6)	各地域における誘導施設の設定	82
4	居住誘導区域について	86
(1)	国の居住誘導区域の考え方	86
(2)	本市の居住誘導区域の考え方	86
(3)	居住誘導区域の設定方針	87
(4)	各地域における居住誘導区域の設定	88
(5)	各地域における居住誘導区域	90

第5章

計画の推進に関する事項

1 誘導施策等	94
(1) 市が取り組む施策	94
(2) 国の支援を受けて市が行う施策・国が行う施策	94
(3) 誘導に向けた主な関連計画	96
2 計画の推進方策	101
(1) 計画の推進	101
(2) 目標値の設定	101
(3) 都市機能誘導区域外及び居住誘導区域外における建築等の届出	104
(4) 計画の進捗管理と見直し	106

参考資料

用語の解説	107
------------------------	------------

第 1 章

目的と位置づけ

1 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景と目的

少子高齢化の進展や、都市機能の郊外移転により、既成市街地における商業機能の衰退や空き店舗、未利用地の増加に歯止めがかからない状況となっています。

このような中、国においては、平成26年に改正した都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法を制定し、都市全体の構造を見渡しながらか、居住や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導と、それに連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を推進しています。

また、新たに市町村においては都市再生基本方針に基づき「立地適正化計画」を策定することが求められています。

「立地適正化計画」は、改めて都市全体の構造を見直すことで、高齢者をはじめとする住民が公共交通を利用し、医療・福祉施設、商業施設及び金融機関等の生活利便施設に容易に行き来することができる「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを目指すものです。また、生活利便施設が集約している周辺に居住を誘導し、人口密度を維持することで人口減少が進行する中においても持続可能なまちづくりを実現するための計画です。

本市においても、市街地において人口減少による低密度化が進み、利用者が減少することで今まで身近に利用することができた医療・福祉施設、商業施設及び金融機関や公共交通等の日常生活に必要な利便施設を維持することが困難になることが予想されます。また、厳しい財政状況下においても道路、上下水道、公共建築物等の都市施設の老朽化に伴う対応にも取り組んでいかななくてはなりません。

そのため、今後は、居住や都市機能の集約による「密度の経済」の発揮を通じて、住民の生活利便性の維持・向上、地域経済の活性化、行政サービスの効率化等による行政コストの削減などの具体的な行政目的の達成に向け、コンパクトで持続可能なまちづくりを実現することが必要です。

そこで、平成27年12月に改定した「たつの市都市計画マスタープラン」を都市計画の長期的な展望、都市づくりの総合的な指針として踏まえ、その一部として「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の形成を推進するための「立地適正化計画」を策定し、将来においても持続可能なまちづくりの実現に取り組むものです。

(2) 立地適正化計画とは

■立地適正化計画の趣旨

立地適正化計画は、市町村が都市全体の観点から作成する、居住や医療・福祉・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する計画（都市計画法に基づく都市計画マスタープランの一部）です。

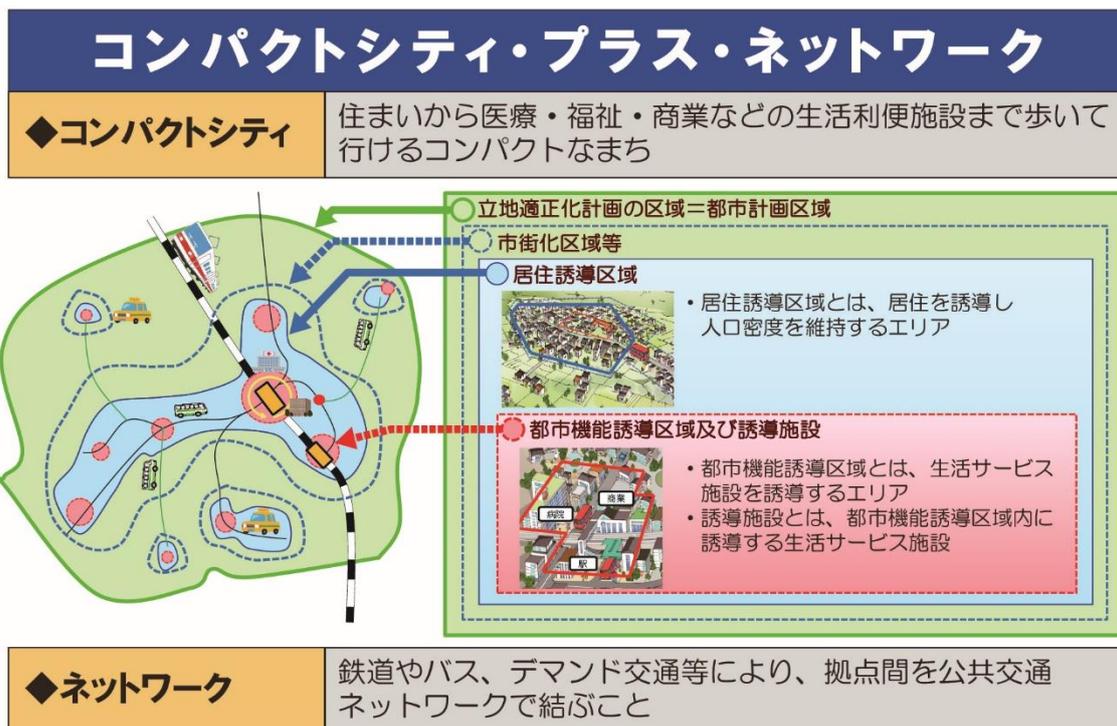
人口減少・少子高齢化が進む中、高齢者でも出歩きやすく健康・快適な生活を確保し、子育て世代などの若年層にも魅力的なまちにすること、また経済面・財政面で持続可能な都市経営を可能とすること、低炭素型の都市構造を実現すること、災害に強いまちづくりの推進等が求められます。

そのためには、都市全体の構造を見直し、居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと、地域交通の再編との連携により、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりの推進が不可欠です。

「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりとは、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が徒歩や拠点間を結ぶ公共交通により、生活サービスにアクセスできるなど、日常生活に必要なサービスが住まいなどの身近に存在する多極ネットワーク型のコンパクトシティを形成することです。

都市機能の維持・確保や居住の誘導は、短期間で実現するものではなく、計画的な時間軸の中で進めていくべきものであり、また、居住の誘導等を推進する際には、市町村内の主要な中心部のみに誘導しようとするのではなく、市町村合併の経緯や市街地形成の歴史的背景等も踏まえ、合併前の旧市町の中心部などの生活拠点も含めて誘導することが重要です。さらに、農業等の従事者が旧来の集落に居住し続けることも当然であり、全ての者を居住誘導区域に誘導することを目指すべきではないことに留意する必要があります。

【立地適正化計画のイメージ】



■ 計画に定めるべき事項

立地適正化計画では、計画で対象とする区域や基本的な方針を記載するほか、居住や都市機能を誘導する区域、及びこれらを誘導するための施策等を記載することとなっています。

【都市再生特別措置法第81条第2項】

- 2 立地適正化計画には、その区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
 - 二 都市の居住者の居住を誘導すべき区域（以下「居住誘導区域」という。）及び居住環境の向上、公共交通の確保その他の当該居住誘導区域に都市の居住者の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項
 - 三 都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域（以下「都市機能誘導区域」という。）及び当該都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設（以下「誘導施設」という。）並びに必要な土地の確保、費用の補助その他の当該都市機能誘導区域に当該誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項（次号に掲げるものを除く。）
 - 四 都市機能誘導区域に誘導施設の立地を図るために必要な次に掲げる事業等に関する事項
 - イ 誘導施設の整備に関する事業
 - ロ イに掲げる事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業、土地区画整理事業その他国土交通省令で定める事業
 - ハ イ又はロに掲げる事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事務又は事業
 - 五 第二号若しくは第三号の施策又は前号の事業等の推進に関連して必要な事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るために必要な事項

2 計画の前提

(1) 対象となる計画区域

立地適正化計画の区域は、都市全体を見渡す観点から、原則として都市計画区域全域とすることが基本となります。

本市には、「中播都市計画区域」及び「西播磨高原都市計画区域」がありますが、本計画については、「中播都市計画区域」のみを対象とします。

「西播磨高原都市計画区域」については、本市、上郡町及び佐用町の1市2町にまたがっており、これらの自治体と連携・協力を図りながら、広域的な都市機能の充実を図っていく必要があるため、本計画の区域には含めていません。

今後、関係する自治体と連携し、まちづくりを進める際には、広域的な立地適正化の方針を定めるとともに、「立地適正化計画」の見直しを行い、本計画の区域に含めることとします。

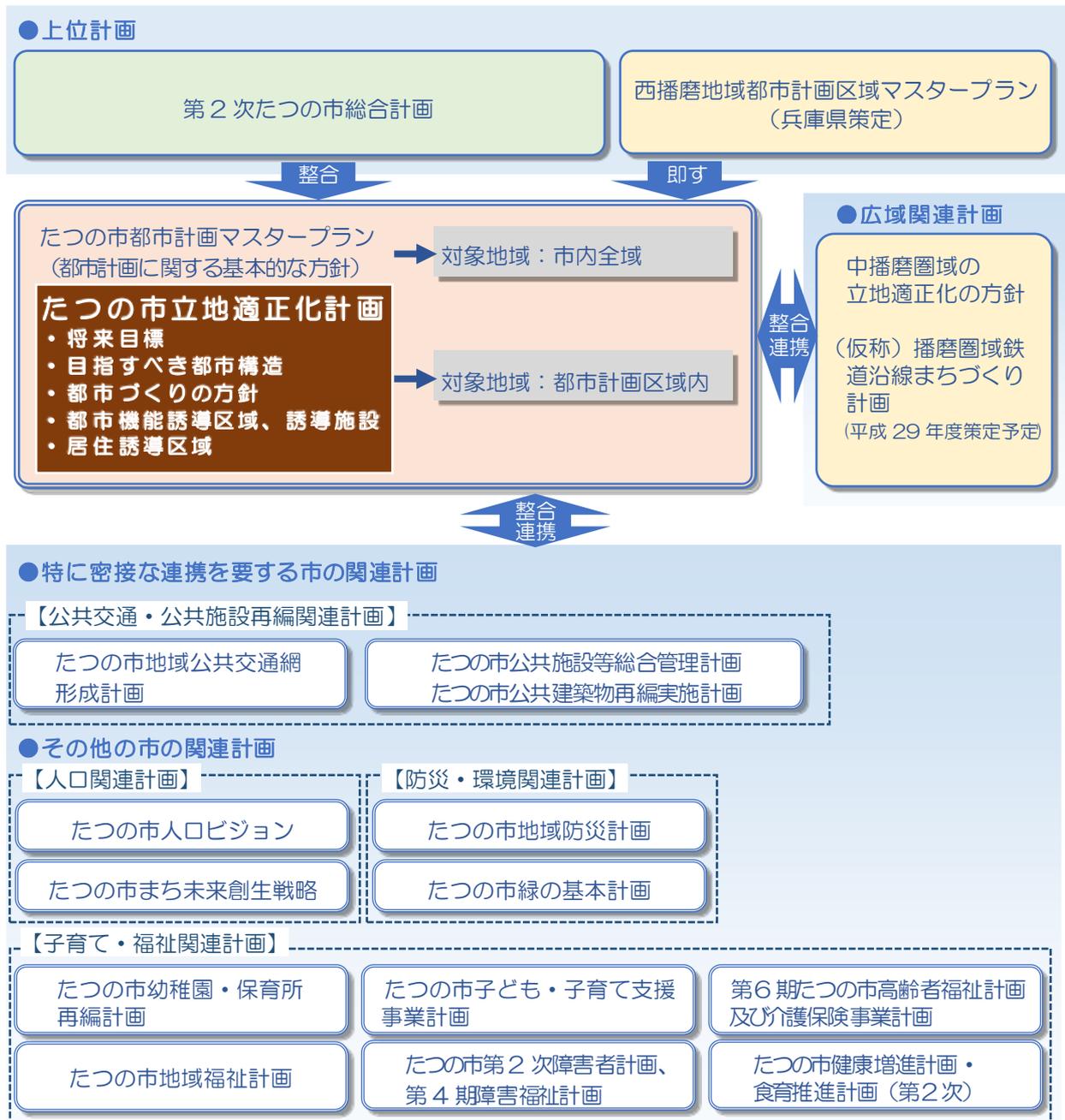
【計画対象区域図】



(2) 計画の位置づけ

本計画は、市が都市全体を見渡して作成する、居住や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する計画であり、都市計画マスタープランの一部とみなされます。また、「第2次たつの市総合計画」や「西播磨地域都市計画区域マスタープラン」といった上位計画に即して策定された「たつの市都市計画マスタープラン」が示す将来の都市像や都市づくりの基本目標、将来の都市構造を踏まえ策定します。さらに、国が推奨する多極ネットワーク型コンパクトシティを形成するためには、「たつの市都市計画マスタープラン」に示されている「コンパクトな市街地及び公共交通ネットワークの考え方」に基づくまちづくりが必要不可欠であるとともに、公共交通・公共施設再編関連計画、人口関連計画、子育て・福祉関連計画、防災・環境関連計画など多様な分野の計画や中播磨圏域での広域関連計画と連携する必要があります。

【立地適正化計画の位置づけ（関連図）】



(3) 上位・関連計画の概要

分類	名称	策定年月	内容	
上位計画	第2次たつの市総合計画	平成29年3月	本市の最上位計画で、「目指すまちのすがた」を明らかにし、市民・行政・関係団体・企業等のすべての主体が共有・協働し取り組むまちづくりの基本的な指針を示した計画	
	西播磨地域都市計画区域マスタープラン	平成28年3月	都市計画法第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として兵庫県が定める計画	
主体となる計画	たつの市都市計画マスタープラン	平成27年12月	都市計画の観点から長期的な視点に立って、都市づくりの目標やその実現に向けた方向性を明らかにし、都市づくりの総合的な指針を示した計画（立地適正化計画は、都市計画法に基づく市町村マスタープランの一部になります）	
広域関連計画	中播磨圏域の立地適正化の方針	平成29年3月	鉄道沿線を軸として、必要な高次都市機能（拠点病院・大規模商業施設・文化ホール等）を分担・連携し、広域的な地域の活性化と効率的な施設配置を図るため、周辺の市町で横断的に策定する方針	
	（仮称）播磨圏域鉄道沿線まちづくり計画	平成30年3月予定	中播磨圏域の立地適正化の方針に基づき、連携市町での役割分担や、具体の推進方策等を定め、広域的な地域の活性化や効率的な施設配置を推進するための計画	
特に密接な連携を要する市の関連計画	公共交通・公共施設再編	たつの市地域公共交通網形成計画	平成29年3月	通院や買い物等の日常生活における移動を支える手段として、鉄道や路線バス、コミュニティバス等の公共交通が重要な役割を担うことから、公共交通の整備に関する方向性を示し、市民が移動しやすい総合的な交通ネットワークを構築・維持することを目的として策定する計画
		たつの市公共施設等総合管理計画 （たつの市公共建築物再編基本方針を改定）	平成29年3月	公共施設等（公共建築物及びインフラ資産）の老朽化が進んでいることから、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って施設の適正配置と長寿命化、有効活用を図り、健全で持続可能な施設運営を推進する計画
		たつの市公共建築物再編実施計画	平成28年3月	「たつの市公共施設等総合管理計画」に基づき、基本方針をもとに施設の維持補修や更新、配置のあり方を検討し、施設の再編を計画的に進めるため、施設ごとの方向性を示した計画

分類	名称	策定年月	内容
その他の市の関連計画	人口	たつの市人口ビジョン	平成27年10月 本市における人口動向などの分析を行いながら、今後の目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示した計画
		たつの市まち未来創生戦略	平成27年10月 本市の財産である人・文化・歴史・産業・自然の地域資源を最大限に活かしながら人口減少を克服し、まち・ひと・しごとの創生による地域の好循環を生み出すための戦略
	子育て・福祉	たつの市幼稚園・保育所再編計画	平成28年3月 多様な保育ニーズに応えられるよう充実した保育サービスの提供を目指し、施設の規模・設置位置・サービス内容等について、具体的な検討を進める際の指針を示した計画
		たつの市子ども・子育て支援事業計画	平成27年3月 就学前児童の平等な教育・保育及び子育て支援を確立するために、市内の幼稚園・保育所を再編し、幼保連携型認定こども園の整備を推進する計画
		第6期たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画	平成27年3月 老人福祉法及び介護保険法で定められる計画で、高齢者福祉計画は、本市の高齢者福祉に関する総合的な計画であり、介護保険事業計画は、利用者が自らの選択により保健・医療・福祉にわたる総合的な介護サービスが受けられるよう、3年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画
		たつの市地域福祉計画	平成25年3月 地域での支え合いや助け合いといった、地域全体の福祉ネットワークの構築に向けて、市民、福祉団体、福祉施設関係者等が、それぞれの役割の中で、お互いが力を合わせる関係をつくり、地域で支えるしくみづくりをめざすとともに、地域福祉推進のための共通理念や福祉ビジョンを明示する計画
		たつの市第2次障害者計画・第4期障害福祉計画	平成24年3月・平成27年3月 「障害者基本法」に定められる計画で、障害のある人への施策を推進するための基本理念と目標を定めた計画
		たつの市健康増進計画・食育推進計画(第2次)	平成26年3月 「健康増進法」、「食育基本法」に定められる計画で、本市の健康づくりや食育に関する施策・事業を進めるための計画
	防災・環境	たつの市地域防災計画	平成26年度改定版 「災害対策基本法」に定められる計画で、市における災害対策に関して、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図るために定めた計画
		たつの市緑の基本計画	平成27年12月 「都市緑地法」に定められる計画で、中長期的な視点から定める緑に関する総合的な計画で緑豊かなまちづくりを計画的に進めるための指針

(4) 計画期間

立地適正化計画は、都市構造の再構築など、長期的なまちのあり方を定める計画であり、計画期間を平成29年度(2017年)から平成52年度(2040年)までとします。

計画期間：平成29年度(2017年)から平成52年度(2040年)まで

(5) 計画の構成

本計画は、以下の内容で構成しています。

「第2章 市の現状と将来見通し及び課題」では、人口、交通、都市機能などの現状と将来動向を踏まえた分析結果と課題を示しています。この現状や課題、上位・関連計画を踏まえ「第3章 立地適正化計画における基本的な方針」では、計画の将来目標や目指すべき都市構造、都市づくりの方針等を定め、「第4章 誘導区域の設定について」では、本市における都市機能誘導区域、居住誘導区域等を示しています。そして「第5章 計画の推進に関する事項」では、計画の推進に向けた誘導施策や、推進方策として目標値の設定、進捗管理などを示しています。

■第1章 目的と位置づけ

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 計画の前提

■第2章 市の現状、将来見通し及び課題

- 1 市の現状、将来見通し及び課題

■第3章 立地適正化計画における基本的な方針

- 1 上位計画・重要な関連計画における方向性
- 2 立地適正化計画における将来目標
- 3 立地適正化計画における目指すべき都市構造
- 4 立地適正化計画における都市づくりの方針
- 5 地域別のまちづくりの方針

■第4章 誘導区域の設定について

- 1 立地適正化計画で定める区域及び誘導施設について
- 2 都市機能誘導区域について
- 3 誘導施設について
- 4 居住誘導区域について

■第5章 計画の推進に関する事項

- 1 誘導施策等
- 2 計画の推進方策

第2章 市の現状、将来見通し及び課題

1 市の現状、将来見通し及び課題

(1) 市の人口の現状、将来見通し及び課題

①人口及び年齢3階層人口の推移

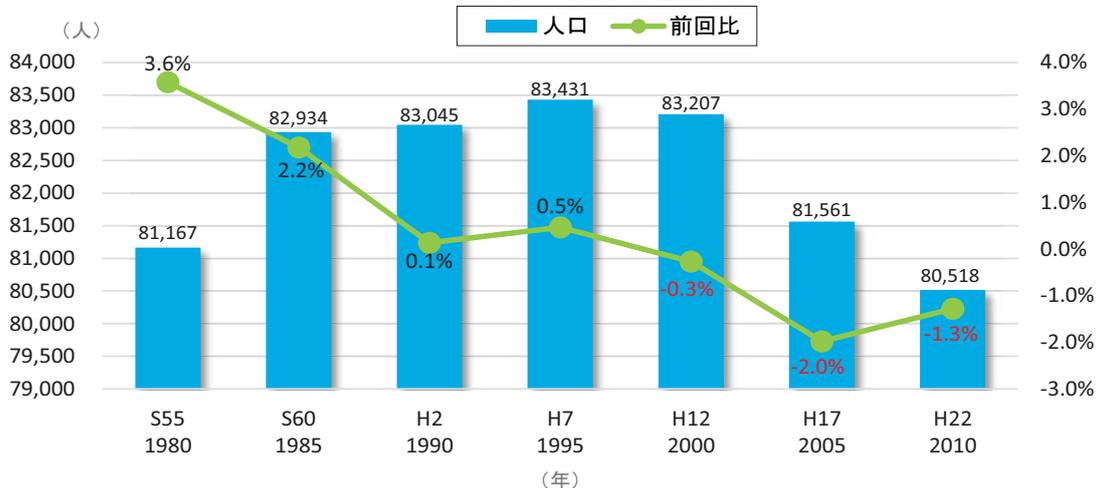
人口は、平成 22 年（2010 年）において 80,518 人となっており、平成 7 年（1995 年）の 83,431 人をピークに、減少に転じています。

前回調査年からの増減比においても減少傾向となっており、平成 17 年（2005 年）は前回比△2.0%と大きく減少しています。

年齢3階層別人口の推移は、昭和 55 年（1980 年）以降では、年少人口は減少し続けており老年人口は増加し続けています。生産年齢人口は、平成 7 年（1995 年）の 55,882 人をピークに、減少に転じています。

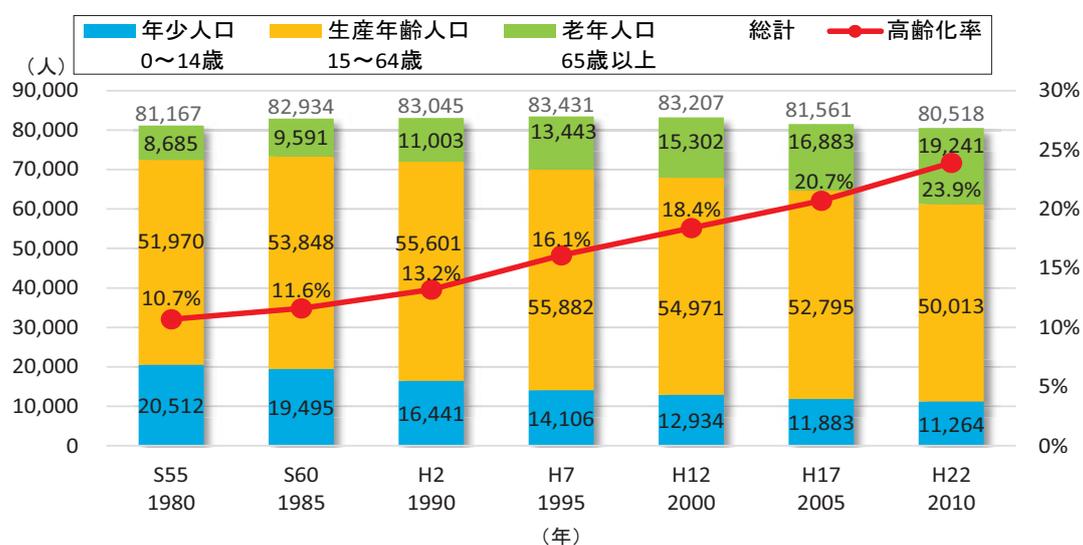
高齢化率は上昇し続けており、昭和 55 年（1980 年）は 10.7%でしたが、30 年後の平成 22 年（2010 年）には 23.9%となっています。

【総人口の推移と増減率】



資料：国勢調査

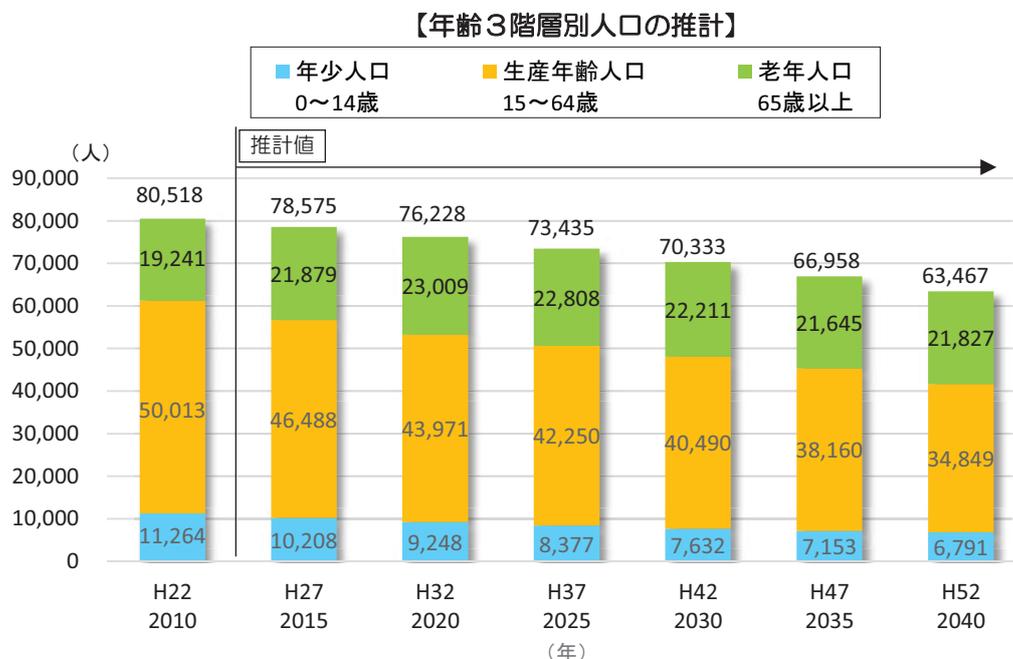
【年齢3階層別人口と高齢化率】



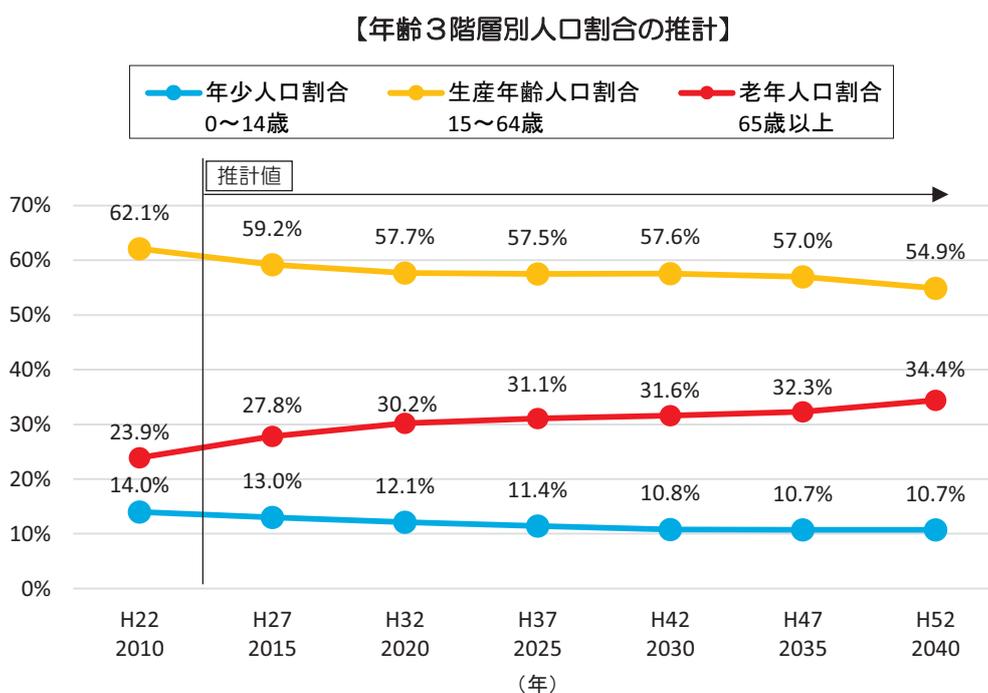
資料：国勢調査

②将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成 32 年（2020 年）以降、年々人口が減少し、平成 52 年（2040 年）63,467 人となる見通しです。平成 22 年（2010 年）から 30 年後の平成 52 年（2040 年）には、年少人口割合が 14.0%から 10.7%に、生産年齢人口割合が 62.1%から 54.9%に低下する見通しです。一方、老年人口割合は 23.9%から 34.4%と急速に上昇する見通しです。



資料：平成 22 年は国勢調査、平成 27 年以降は国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口」

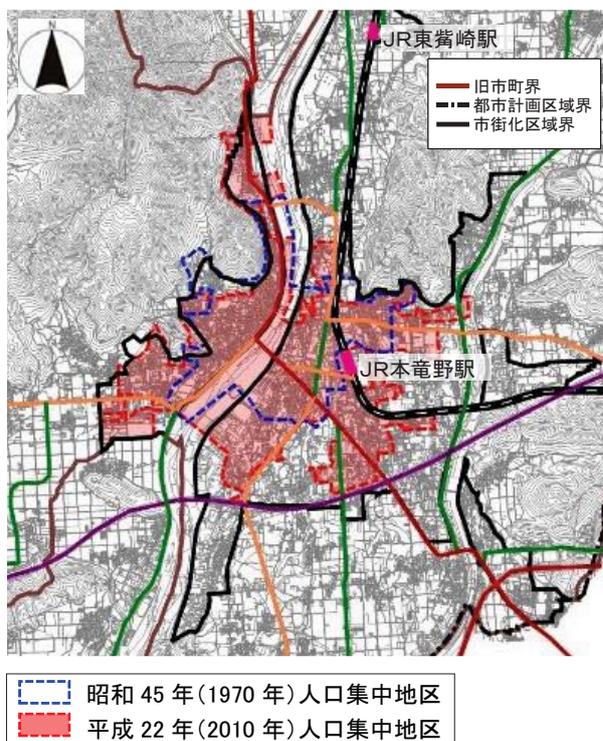


資料：平成 22 年は国勢調査、平成 27 年以降は国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口」

③市街地の人口推移

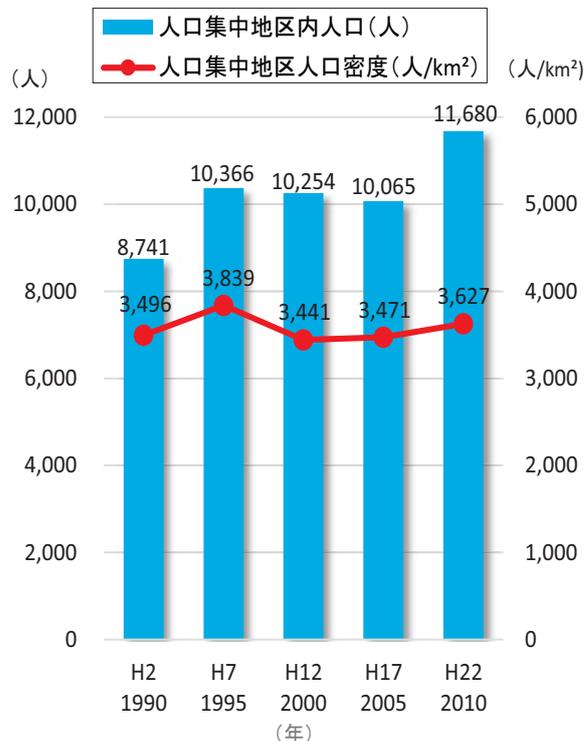
平成 22 年（2010 年）における人口集中地区の面積は 3.2km²、人口密度は 3,627 人/km²となっており、人口集中地区の区域は昭和 45 年（1970 年）から拡大しています。しかし、平成 2 年（1990 年）以降の人口集中地区内人口は、地区指定の目安となる 4,000 人/km²を下回る状態が続いています。

【人口集中地区の比較 昭和45年 ⇒ 平成22年】



資料：国土数値情報

【人口集中地区内人口と人口密度の推移】



資料：国勢調査

<市の人口に関するまとめ>

- 平成 7 年（1995 年）以降、人口は減少傾向にあり、今後、さらに加速する見通しです。
- 平成 7 年（1995 年）以降、年少人口、生産年齢人口割合は減少傾向にありますが、老年人口割合は増加傾向の見通しです。
- 平成 2 年（1990 年）以降、人口集中地区の面積及び人口は増加傾向にありますが、人口集中地区人口密度は減少傾向にあり、低密度化が進行しています。

<市の人口に関する主な課題>

- ◆市全体において急速な人口減少及び少子高齢化が進行する見通しであるため、市全体を見渡した人口減少・少子高齢化に対応した、持続可能なまちづくりを進める必要があります。
- ◆生活利便施設の維持・誘導を図り、市街地の人口密度を維持する取組が必要です。

(2) 地域別の人口の現状、将来見通し及び課題

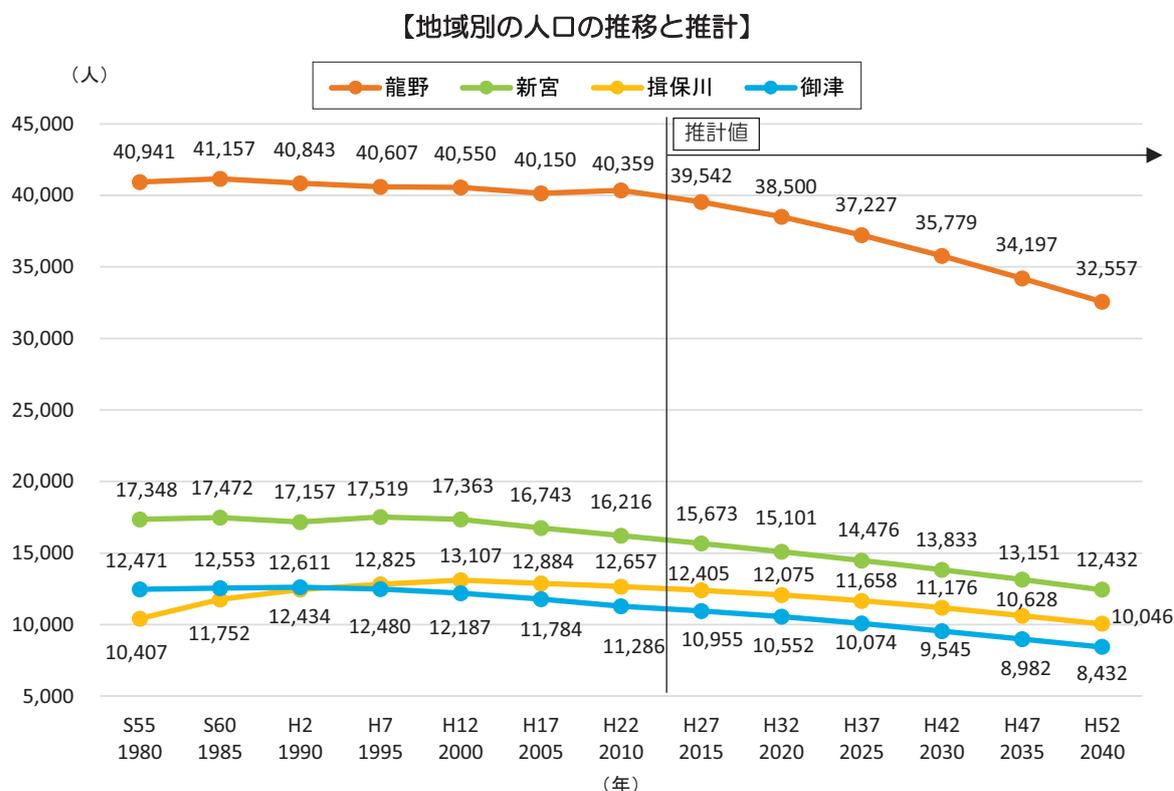
① 地域別の人口の推移と推計

龍野地域の人口は、昭和 60 年（1985 年）をピークに減少傾向にあり、平成 52 年（2040 年）までに 8,600 人減少する見通しです。

新宮地域・御津地域の人口は、平成 7 年（1995 年）をピークに減少傾向にあり、平成 52 年（2040 年）までに新宮地域は 5,087 人、御津地域は 4,048 人減少する見通しです。

揖保川地域の人口は、平成 12 年（2000 年）をピークに減少傾向にあり、平成 52 年（2040 年）までに 3,061 人減少する見通しです。

なお、平成 22 年（2010 年）から平成 52 年（2040 年）の人口減少数については、龍野地域が 7,802 人と最も多く、人口減少比率では、御津地域が 25.3%と最も高くなる見通しです。



資料：平成 22 年までは国勢調査、平成 27 年以降は国立社会保障・人口問題研究所が公表しているデータを用いて推計した 500m×500mメッシュ別将来人口より作成

②地域別の年齢3階層別人口と高齢化率の推移と推計

平成 22 年（2010 年）以降、全ての地域で年少人口及び生産年齢人口は減少傾向にあり、平成 42 年（2030 年）には、全ての地域で高齢化率は 30%以上となる見通しです。

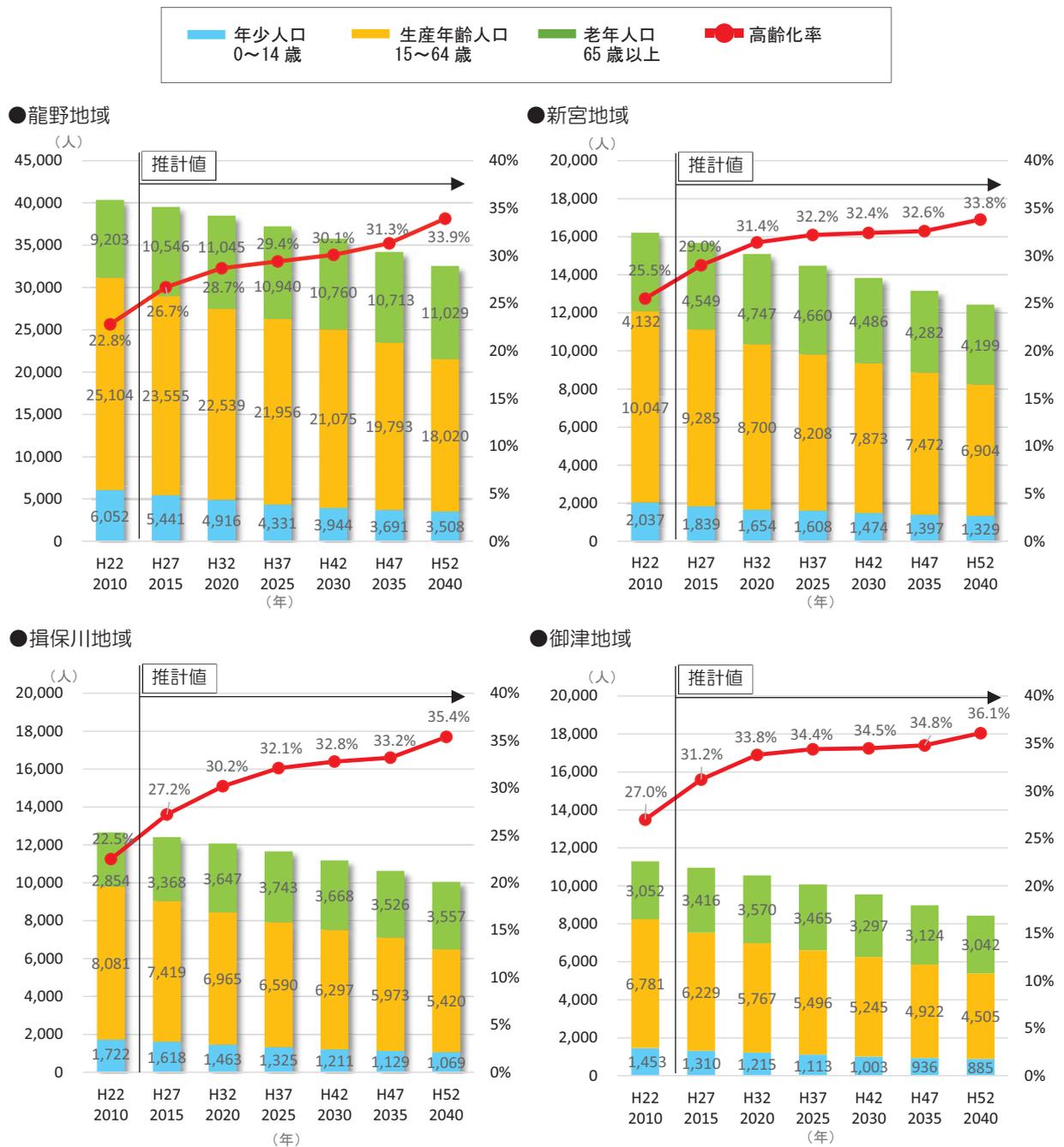
龍野地域は、平成 22 年（2010 年）から平成 52 年（2040 年）の高齢者人口が、1,826 人と最も増加する見通しです。

新宮地域は、平成 52 年（2040 年）の高齢化率が 33.8%と最も低くなる見通しです。

揖保川地域は、平成 22 年（2010 年）から平成 52 年（2040 年）の高齢者人口の上昇率が 12.9%と最も高くなる見通しです。

御津地域は、平成 52 年（2040 年）の高齢化率が 36.1%と最も高くなる見通しです。

【地域別の年齢3階層別人口と高齢化率の推移と推計】



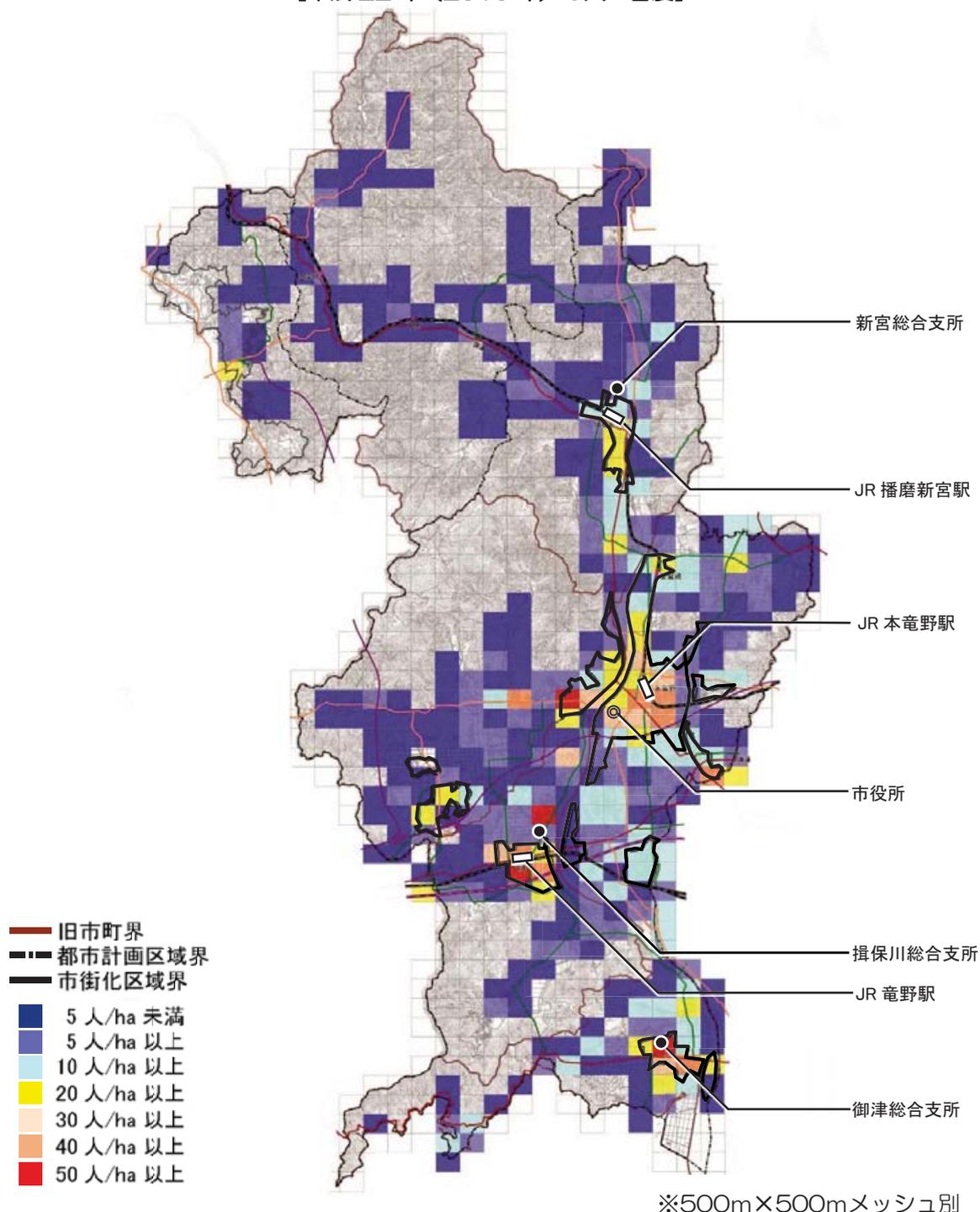
資料：平成 22 年は国勢調査、平成 27 年以降は国立社会保障・人口問題研究所が公表しているデータを用いて推計した 500m×500mメッシュ別将来人口より作成

③人口密度の動向

市街化区域における平成22年（2010年）の人口密度は、駅や市役所・御津総合支所周辺では、概ね20人～50人/ha以上です。30年後の平成52年（2040年）の人口密度は、大部分で概ね20人～50人/ha以上を維持する見通しですが、一部では20人/ha以下の箇所が増加しており、低密度化は、市街化区域でも進行する見通しです。

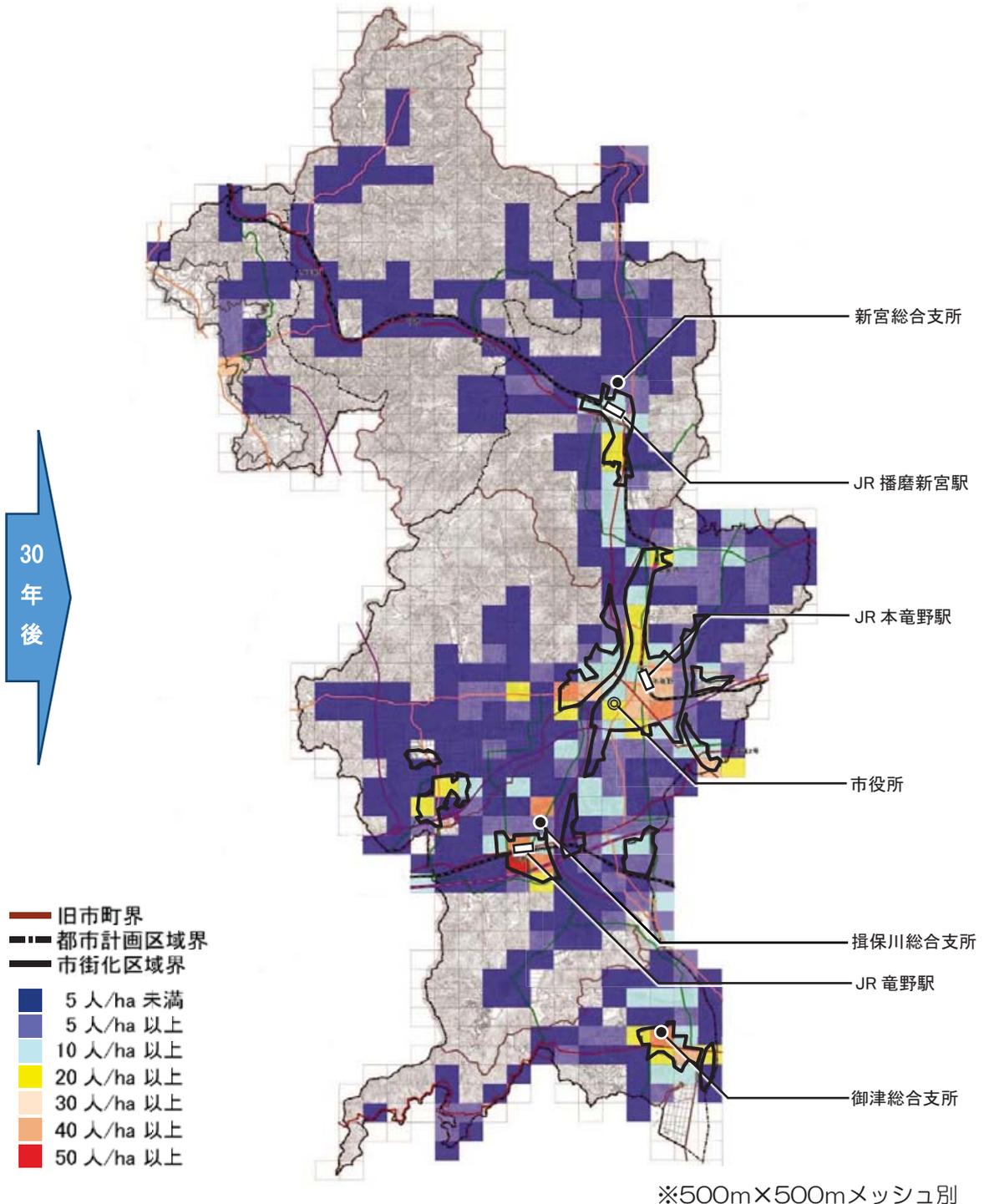
市街化調整区域における平成22年（2010年）の人口密度は、大部分で概ね5人/ha未満です。30年後の平成52年（2040年）の人口密度は、更に5人/ha未満の地域が多くなり、低密度化が進行する見通しです。

【平成22年（2010年）の人口密度】



地域別では、平成52年（2040年）の人口密度は、龍野地域の市役所・JR本竜野駅周辺、新宮地域の井野原、揖保川地域のJR竜野駅周辺、御津地域の御津総合支所周辺において、概ね20人/ha以上が維持されるものの、JR竜野駅周辺の一部を除き、低密度化が進行する見通しです。

【平成52年（2040年）の人口密度】



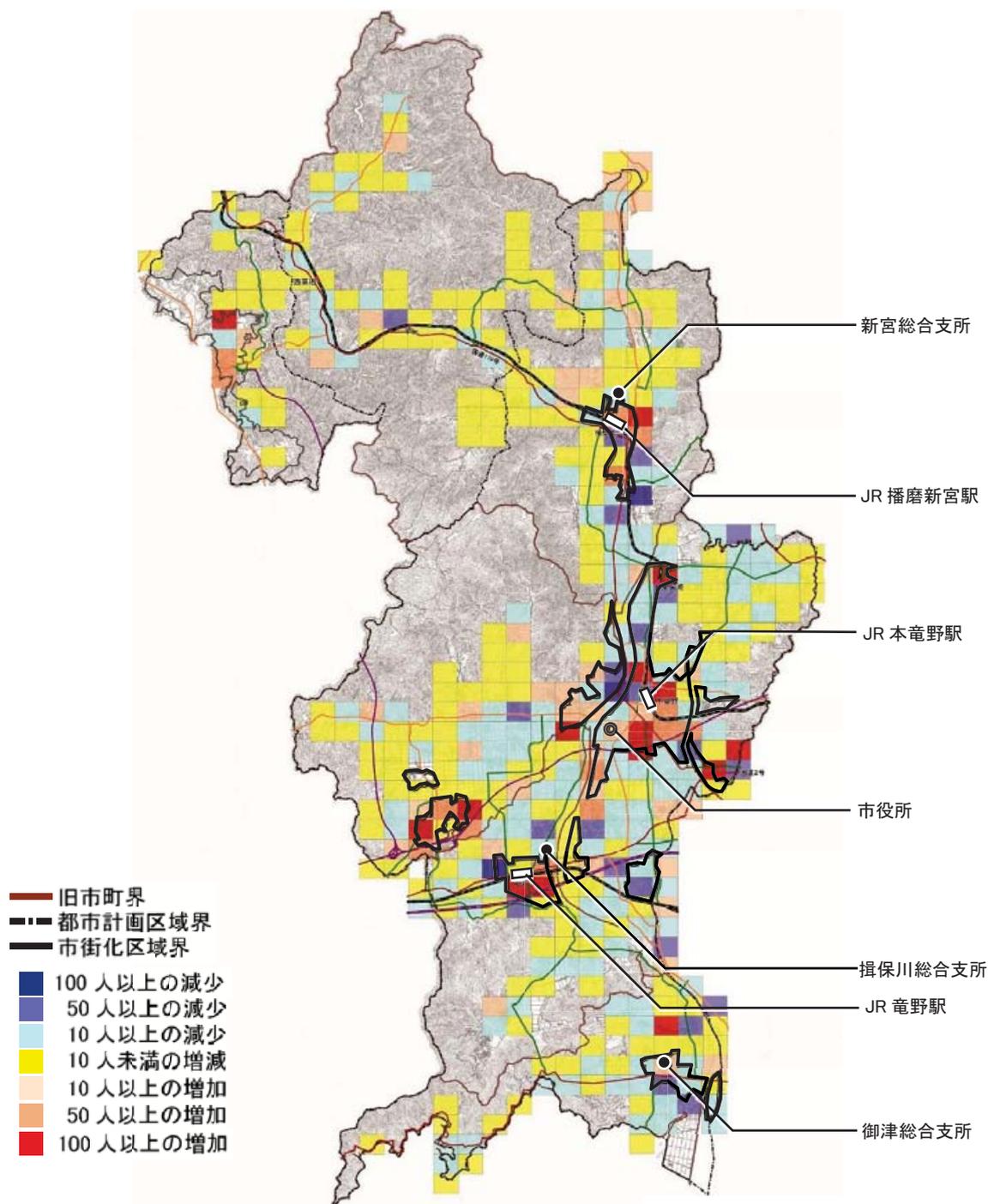
④人口増減の動向

市街化区域における平成 17 年（2005 年）から平成 22 年（2010 年）の人口増減は、駅や市役所・総合支所周辺では、概ね増加しています。一方、平成 22 年から平成 52 年（2040 年）の人口増減は、大部分で概ね 50 人以上減少の見通しです。

市街化調整区域における平成 17 年（2005 年）から平成 22 年（2010 年）の人口増減は、ほとんどの区域が 10 人未満の増減か 10 人以上の減少です。一方、平成 22 年（2010 年）から平成 52 年（2040 年）の人口増減は、50 人以上減少する地域が多く、人口減少が進行する見通しです。また、市街化区域は市街化調整区域より人口減少が進行する見通しで、特に御津地域では、市街化区域のほぼ全域で 100 人以上減少の見通しです。

（※文中の人口増減の単位は 500m×500mメッシュ当たり）

【平成 17 年（2005 年）から平成 22 年（2010 年）の人口増減】

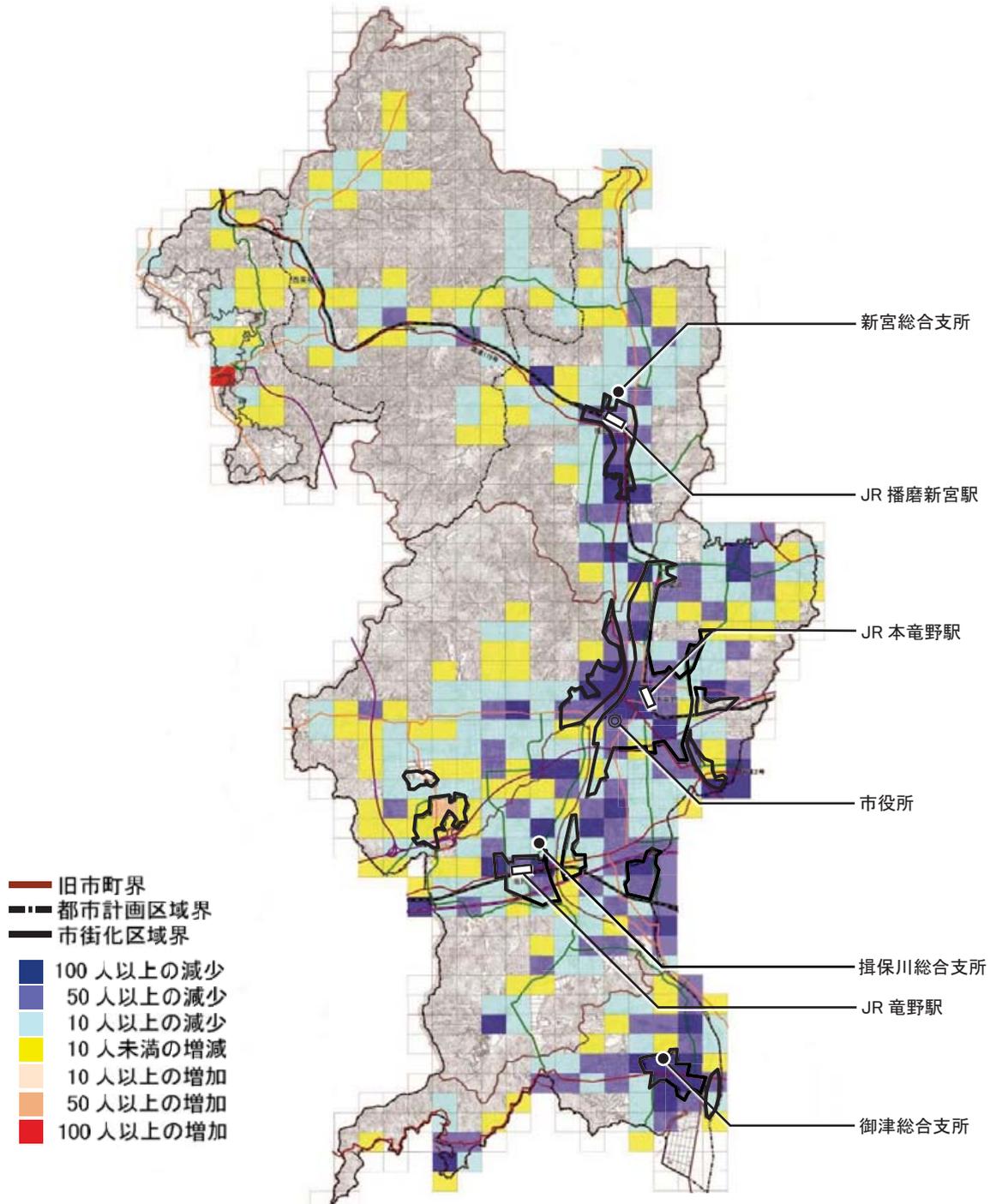


※500m×500mメッシュ別

地域別では、平成 17 年（2005 年）から平成 22 年（2010 年）は、龍野地域の市役所・JR 本竜野駅周辺、新宮地域の JR 播磨新宮駅周辺、揖保川地域の JR 竜野駅周辺、御津地域の御津総合支所において、10 人～50 人以上増加しています。一方、平成 22 年（2010 年）から平成 52 年（2040 年）の人口増減は、龍野地域の JR 本竜野駅周辺・神岡町上横内・揖保町松原・揖西町中垣内、新宮地域の JR 播磨新宮駅周辺・井野原・段之上、揖保川地域の片島・半田・新在家、御津地域の釜屋・苅屋において、100 人以上減少する見通しです。

（※文中の人口増減の単位は 500m×500mメッシュ当たり）

【平成 22 年（2010 年）から平成 52 年（2040 年）の人口増減】



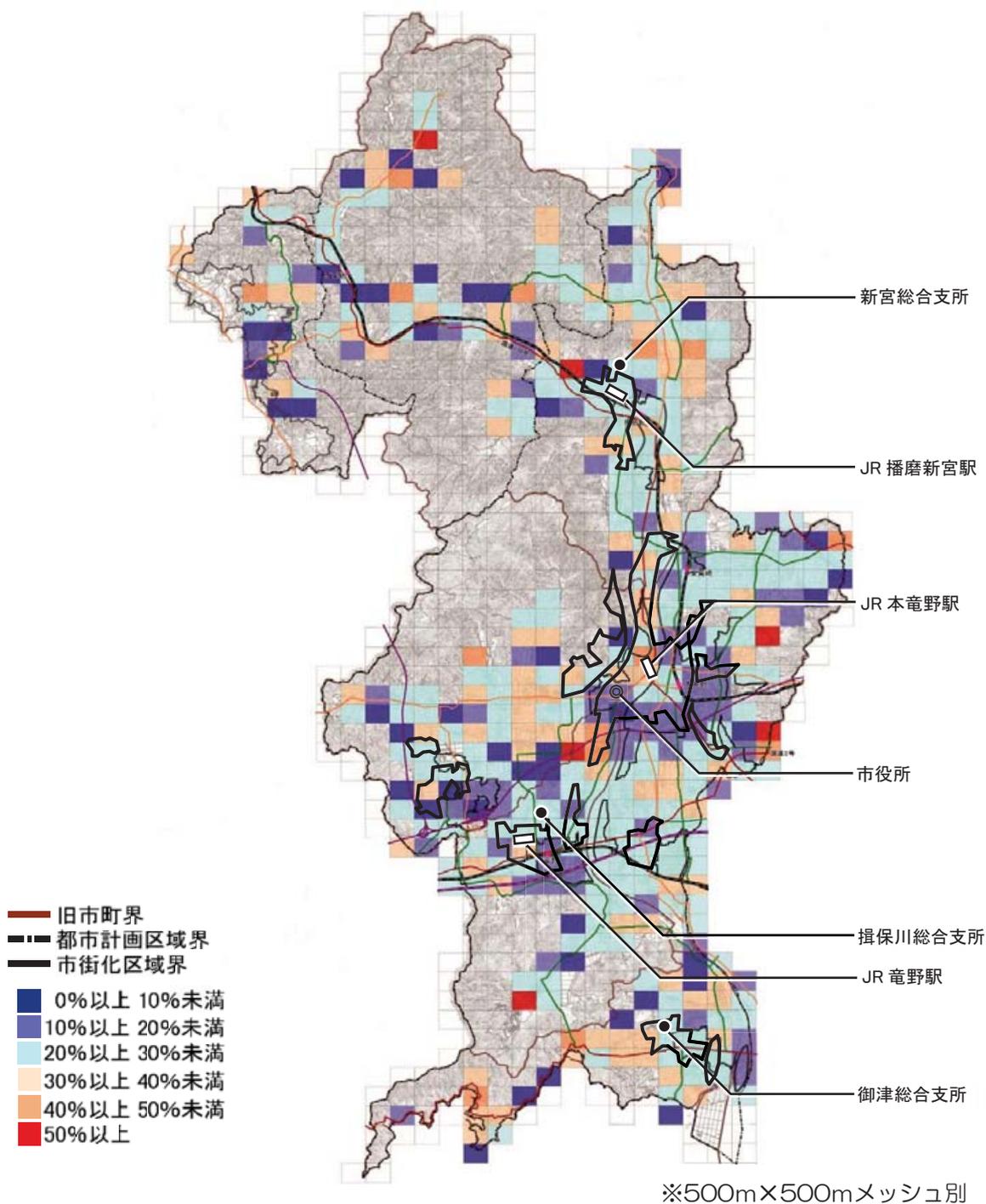
※500m×500mメッシュ別

⑤高年齢化率の動向

市街化区域における平成 22 年（2010 年）の高年齢化率は、30%未満が大半を占める状況です。30年後の平成 52 年（2040 年）の高年齢化率は、30%以上が大半を占め、高くなる見通しです。

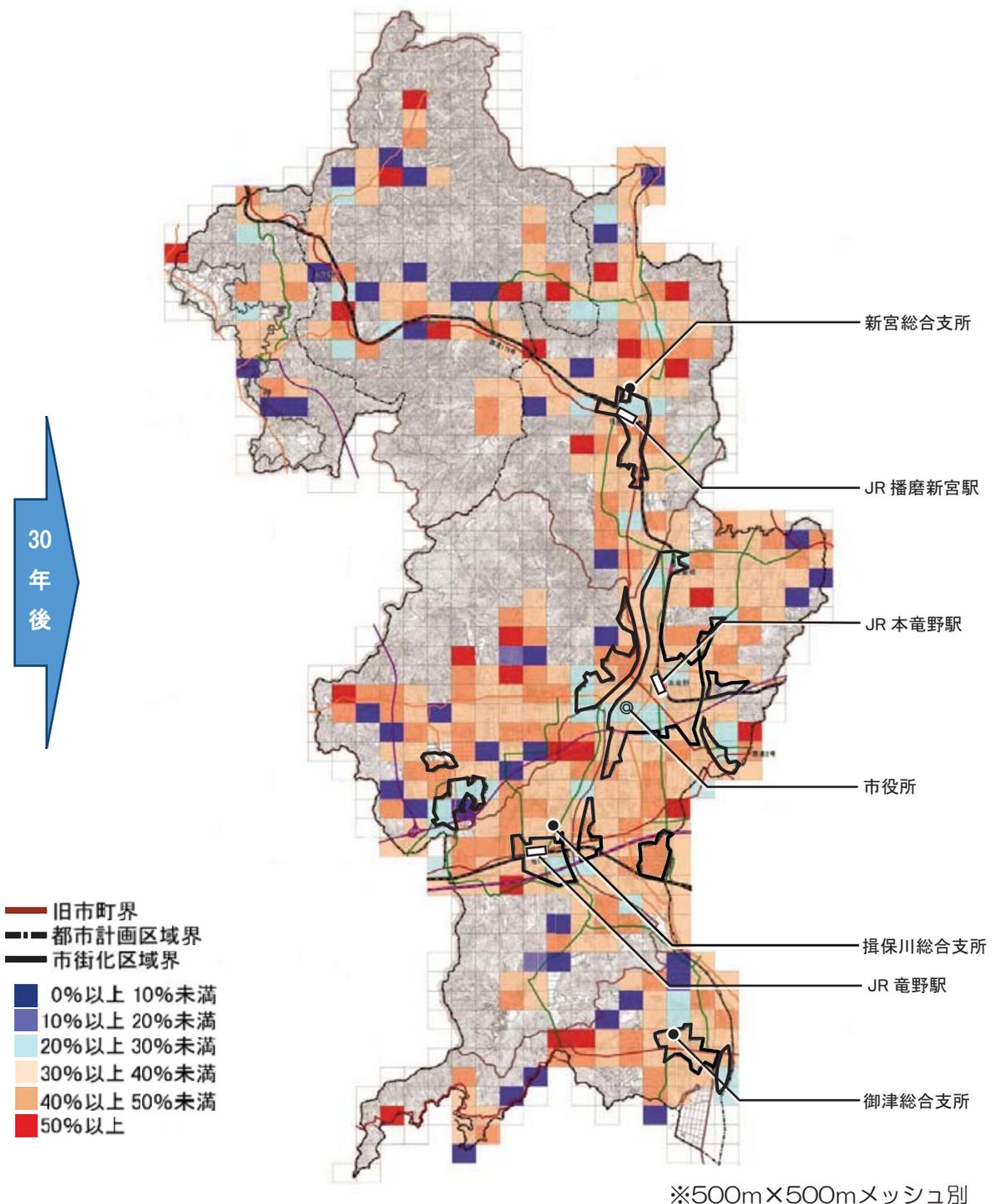
市街化調整区域における平成 22 年（2010 年）の高年齢化率は、一部で 30%以上が見られるものの、大半が 30%未満です。さらに、30年後の平成 52 年（2040 年）の高年齢化率は、ほぼ全域が 30%以上となる見通しで、さらに、50%以上のエリアも広がります。

【平成 22 年（2010 年）の高年齢化率】



地域別では、平成 22 年（2010 年）は、龍野地域の市役所・JR本竜野駅周辺、新宮地域のJR播磨新宮駅周辺、揖保川地域のJR竜野駅周辺、御津地域の御津総合支所において、高齢化率は 30%未満です。30 年後の平成 52 年（2040 年）の高齢化率は、龍野地域の龍野町富永・片山、新宮地域の宮内、揖保川地域の正條を除き、ほとんどの地域において、30%以上になる見通しです。

【平成 52 年（2040 年）の高齢化率】



<地域別人口に関するまとめ>

- 平成 22 年（2010 年）以降、全ての地域で、年少人口及び生産年齢人口は減少しますが、老年人口は増加傾向にあります。また、高齢化率は上昇し続け、平成 42 年（2030 年）には、一部を除き、4 地域全てが 30%以上となる見通しです。
- 人口密度は、駅や市役所・御津総合支所周辺においては、平成 52 年（2040 年）も 20 人～50 人/ha 以上を維持する見通しですが、JR 竜野駅周辺の一部を除き、低密度化は進行する見通しです。
- 人口増減は、平成 22 年（2010 年）から平成 52 年（2040 年）において、市街化区域をはじめ、ほとんどの地域で 1 メッシュ（500m×500m）当たり 10 人以上の減少となる見通しです。

【地域別の人口特性の総括表】

地域	項目	平成 22 年 (2010 年)	平成 52 年 (2040 年)	将来（平成 52 年）の人口特性
龍野 地域	人口	40,359 人	32,557 人	<人口密度が高い地域> ・JR 本竜野駅周辺（30～40 人/ha） <人口減少が大きい地域> ・JR 本竜野駅周辺、神岡町上横内、揖保町松原、 揖西町中垣内など
	減少数		△ 7,802 人	
	減少率		19.3%	
	高齢化率	22.8%	33.9%	
新宮 地域	人口	16,216 人	12,432 人	<人口密度が高い地域> ・JR 播磨新宮駅周辺（10～20 人/ha） <人口減少が大きい地域> ・JR 播磨新宮駅周辺、井野原、段之上など
	減少数		△ 3,784 人	
	減少率		23.3%	
	高齢化率	25.5%	33.8%	
揖保川 地域	人口	12,657 人	10,046 人	<人口密度が高い地域> ・JR 竜野駅周辺（50 人/ha 以上） <人口減少が大きい地域> ・片島、半田、新在家など
	減少数		△ 2,611 人	
	減少率		20.6%	
	高齢化率	22.5%	35.4%	
御津 地域	人口	11,286 人	8,432 人	<人口密度が高い地域> ・御津総合支所周辺（20～40 人/ha） <人口減少が大きい地域> ・釜屋、苅屋など
	減少数		△ 2,854 人	
	減少率		25.3%	
	高齢化率	27.0%	36.1%	
市全体	人口	80,518 人	63,467 人	
	減少数		△ 17,051 人	
	減少率		21.2%	
	高齢化率	23.9%	34.4%	

<地域別人口に関する主な課題>

- ◆将来の大幅な人口減少の状況下においても、各地域における人口密度が高いエリアを中心とした現状の人口密度を維持するために、このエリアに生活利便施設等を計画的に誘導し利便性を向上させる取組が必要です。
- ◆地域ごとの年齢3階層別人口の現況や将来見通し等の特性を踏まえ、計画的にまちづくりに取り組むことが必要です。

(3) 交通の現状、将来見通し及び課題

①公共交通の現状

鉄道は、本市の南部をJR山陽本線が横断し、龍野地域・新宮地域を經由して佐用町方面へJR姫新線が走っています。市内には、JR山陽本線の竜野駅、JR姫新線の本竜野駅、東鶯崎駅、播磨新宮駅、千本駅、西栗栖駅があります。

路線バスは、神姫バス（ウエスト神姫）が運行する姫路駅と龍野地域を結ぶ路線など、市内には14路線があります。

たつの市コミュニティバスは、新宮地域から御津地域を結ぶ南北連結ルートや龍野地域を周回する龍野循環ルートなど、平成27年7月時点で全12路線が運行していますが、たつの市地域公共交通網形成計画において再編を検討しています。

【公共交通網図】

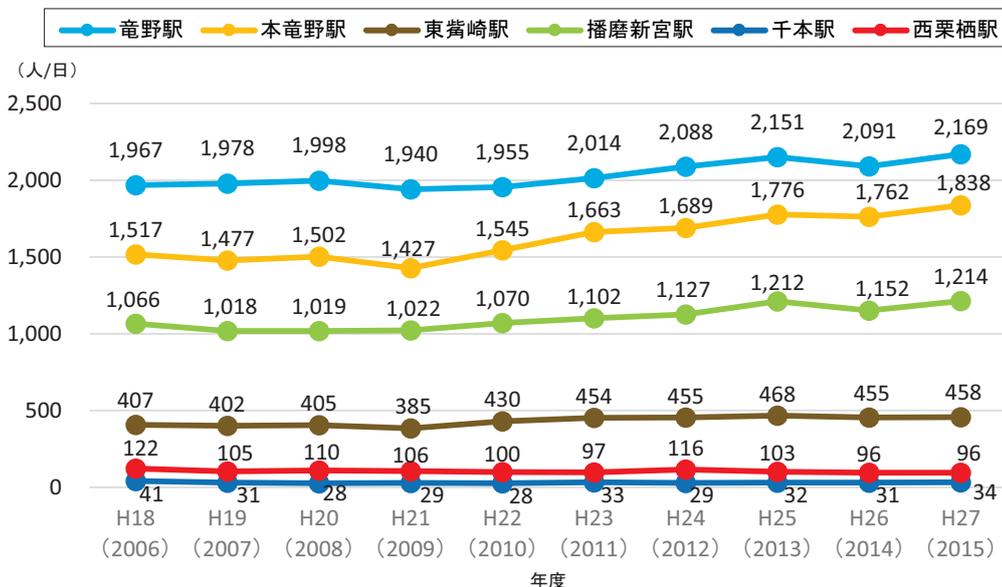


※平成28年12月現在

②鉄道駅の1日平均乗車人員の推移

「JR姫新線輸送改善事業（平成18年度～21年度）」により、平成22年度以降、概ね増加傾向にあります。平成27年度の1日平均乗車人員は、JR竜野駅が最も多く2,169人、次いでJR本竜野駅が多く1,838人です。

【JR各駅の1日平均乗車人員の推移】



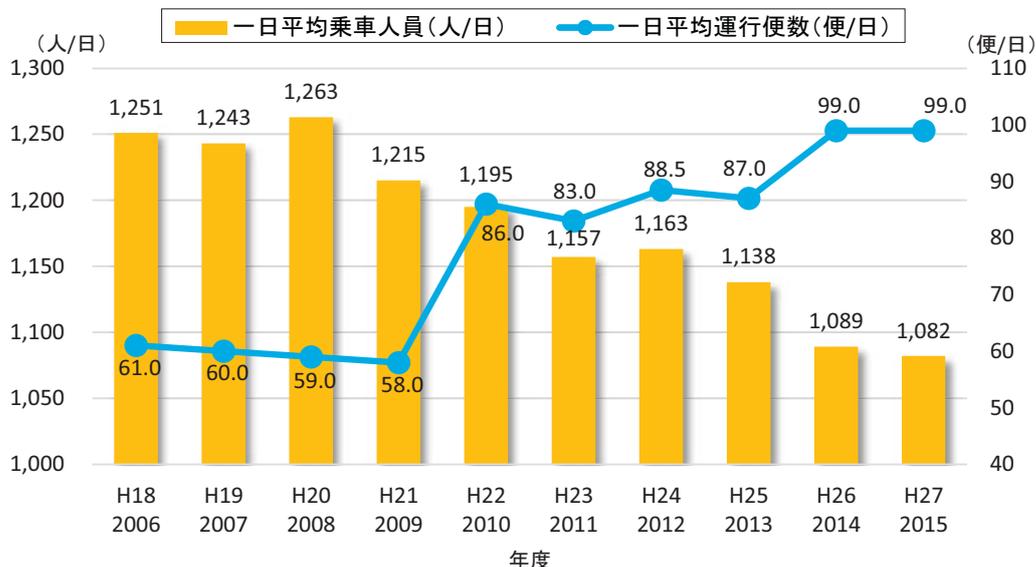
資料：たつの市統計書

③路線バスの1日平均乗車人員及び運行便数の推移

1日平均乗車人員は、平成20年（2008年）以降、概ね減少傾向にあります。平成18年（2006年）から平成27年（2015年）の10年間で14%減少しており、平成27年（2015年）は1,082人/日です。

1日平均運行便数は、平成22年（2010年）から平成25年までは概ね増加傾向にあり、平成27年（2015年）は99.0便/日です。

【路線バスの乗車人員及び運行便数の推移】



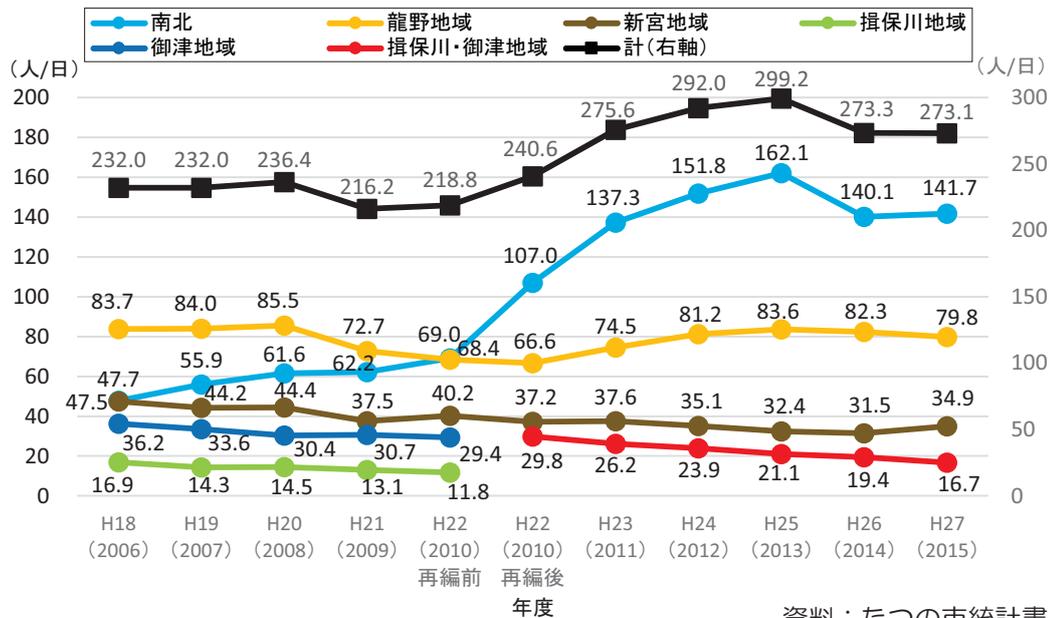
資料：たつの市統計書

④たつの市コミュニティバスの1日平均乗車人員の推移

たつの市コミュニティバスの1日あたり乗車人数は、平成22年（2010年）10月の路線再編時まではほぼ横ばいで推移していましたが、再編以降は増加傾向にあり、平成27年（2015年）には約270人にまで増加しています。

中でも南北連結ルートは、平成22年（2010年）10月の路線再編時に車両1台を追加し、増便を行ったことで大幅な増加を続けており、平成27年（2015年）の乗車人数は約140人と、再編前の2倍以上になっています。

【コミュニティバスの乗車人員の推移】

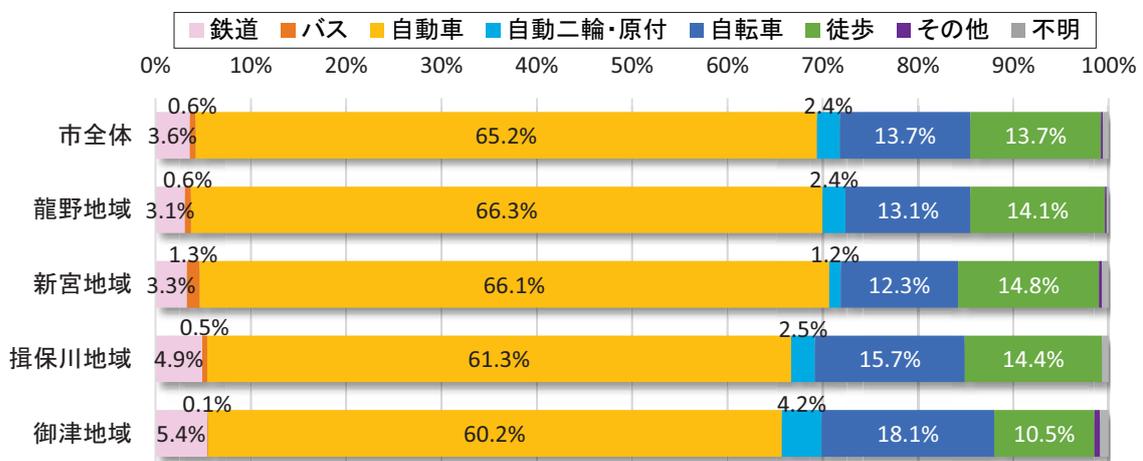


資料：たつの市統計書

⑤移動時における主な交通手段

移動時における主な交通手段では、市全体で自動車の割合が6割以上と日常生活での移動のほとんどを自動車に依存しています。地域別では、自動車の依存度が比較的大きい地域は、「龍野地域」と「新宮地域」となっており、「揖保川地域」と「御津地域」では、比較的鉄道利用も多くなっています。市全体、地域別とも移動時における主な交通手段は自動車の割合が約65%と最も高く、公共交通の利用率は低くなっています。

【外出時の主な交通手段】

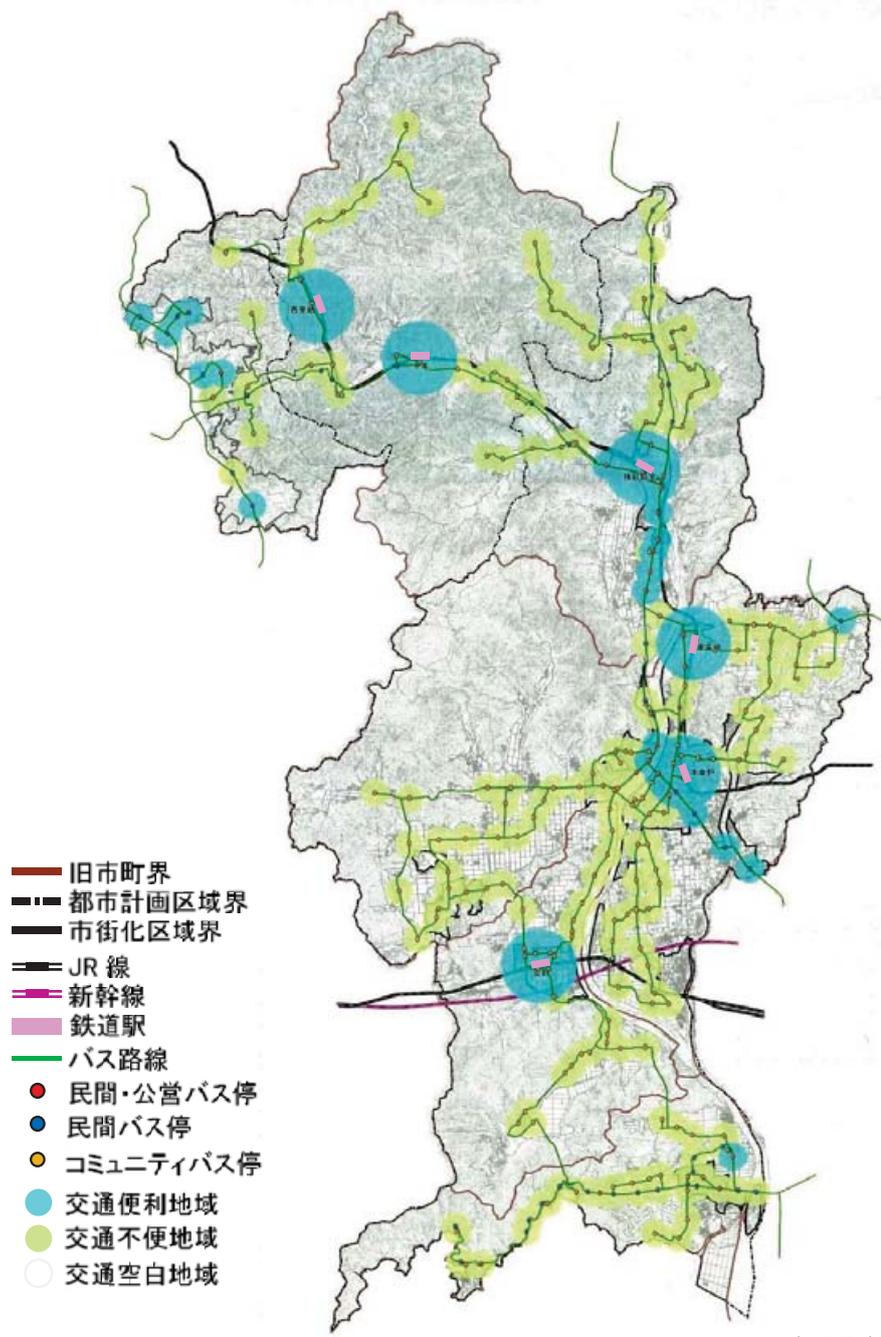


資料：平成22年近畿圏パーソントリップ調査
※小ゾーン別 代表交通手段別 発生集中計より算出

⑥公共交通の利便性の状況

市域の大半が「公共交通不便地域」もしくは「公共交通空白地域」となっています。龍野地域では、一部の市街化区域が公共交通便利地域となっています。新宮地域と揖保川地域では、市街化区域のほぼ全域が公共交通便利地域となっています。御津地域では、市街化区域のほぼ全域が公共交通不便地域になっています。

【公共交通便利地域・不便地域・空白地域の分布】



※平成28年12月現在

		バス		
		バス停から300m圏域かつ 運行本数往復15回/日以上	バス停から300m圏域かつ 運行本数往復15回/日未満	バス停から 300m圏域外
鉄道	鉄道駅から 800m圏域	公共交通便利地域		
	鉄道駅から 800m圏域外	公共交通不便地域	公共交通空白地域	

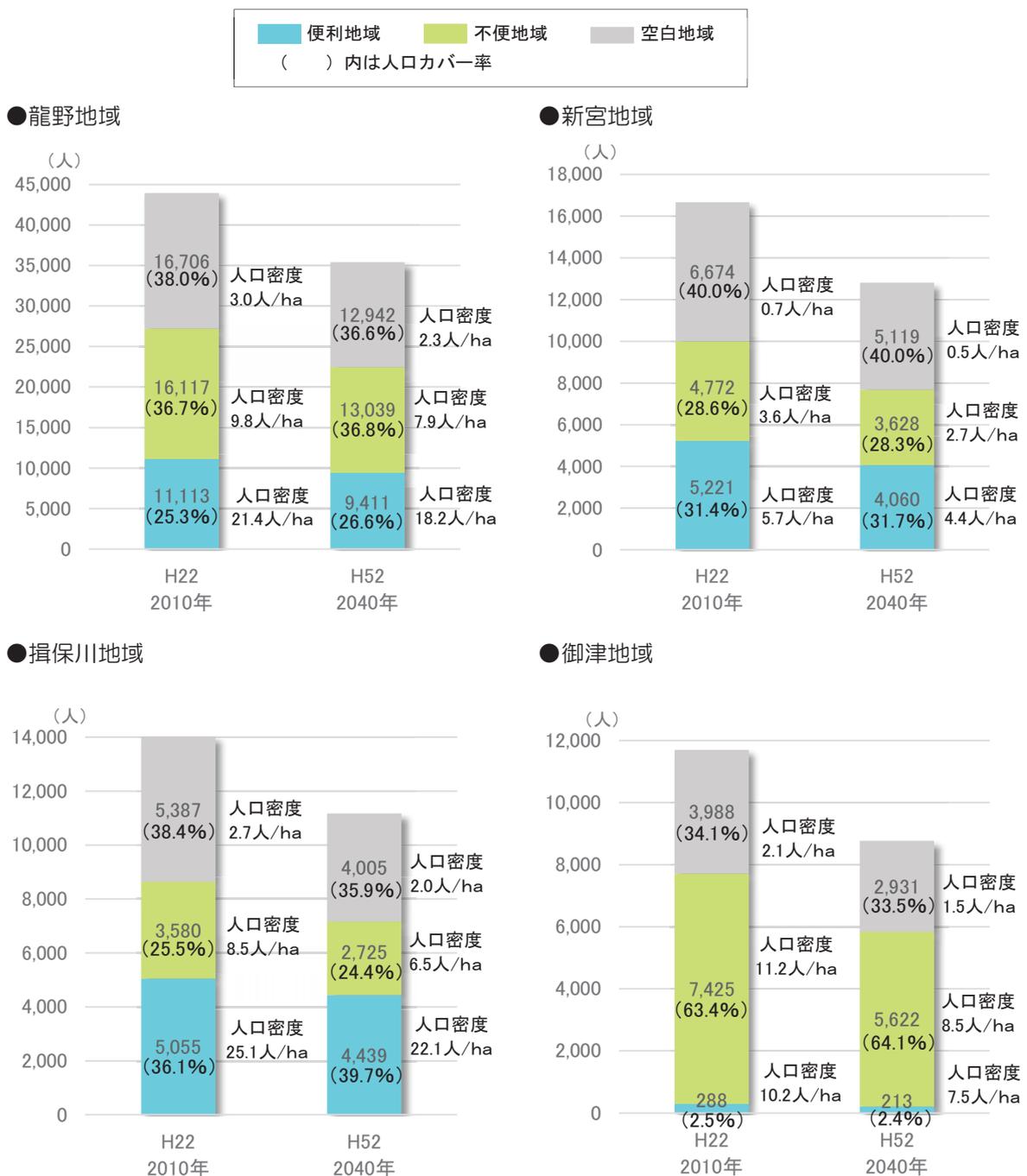
⑦地域別の公共交通の将来見通し

平成22年(2010年)から平成52年(2040年)において、公共交通便利地域の人口カバー率は、大きく変わりません。揖保川地域が最も高い割合で39.7%、御津地域では、2.4%と最も低い割合です。

一方、人口密度は、公共交通便利地域、公共交通不便地域、空白地域ともに減少する見通しで、特に龍野地域の便利地域では、21.4人/haから18.2人/haへと減少する見通しです。

今後、人口減少に伴い、利用者の減少や公共交通事業者の経営悪化によるサービス水準の低下等が予想されますが、公共交通空白地域は、コミュニティバスからデマンド交通への転換等により解消される見通しです。

【地域別公共交通便利地域等の人口カバー率・人口密度】



<交通に関するまとめ>

- 鉄道駅の1日平均乗車人員は、概ね増加傾向にあります。また、路線バスの1日平均運行便数は増加傾向にありますが、1日平均乗車人員は、減少傾向となっています。
- 移動時における主な交通手段は、自動車の割合が最も高く、公共交通機関である鉄道とバスを合わせても10%未満と低い状況です。今後は高齢化の進行に伴い、自ら自動車を運転することが困難な人が増加すると考えられ、公共交通機関への交通手段の転換が求められます。
- 市域の大半が「公共交通不便地域」もしくは「公共交通空白地域」になっています。特に御津地域では、市街化区域のほぼ全域が公共交通不便地域もしくは公共交通空白地域になっており、公共交通便利地域の占める割合は低くなっています。一方で、公共交通便利地域は市街化区域に集中しており、市街化区域の交通利便性は高い状況です。
- 平成52年(2040年)では、各地域とも公共交通便利地域の人口及び人口密度は低下しますが、全体における公共交通便利地域の人口カバー率は、御津地域を除き上昇する見通しです。
- 公共交通空白地域は、コミュニティバスからデマンド交通への転換により解消される見通しです。

<交通に関する主な課題>

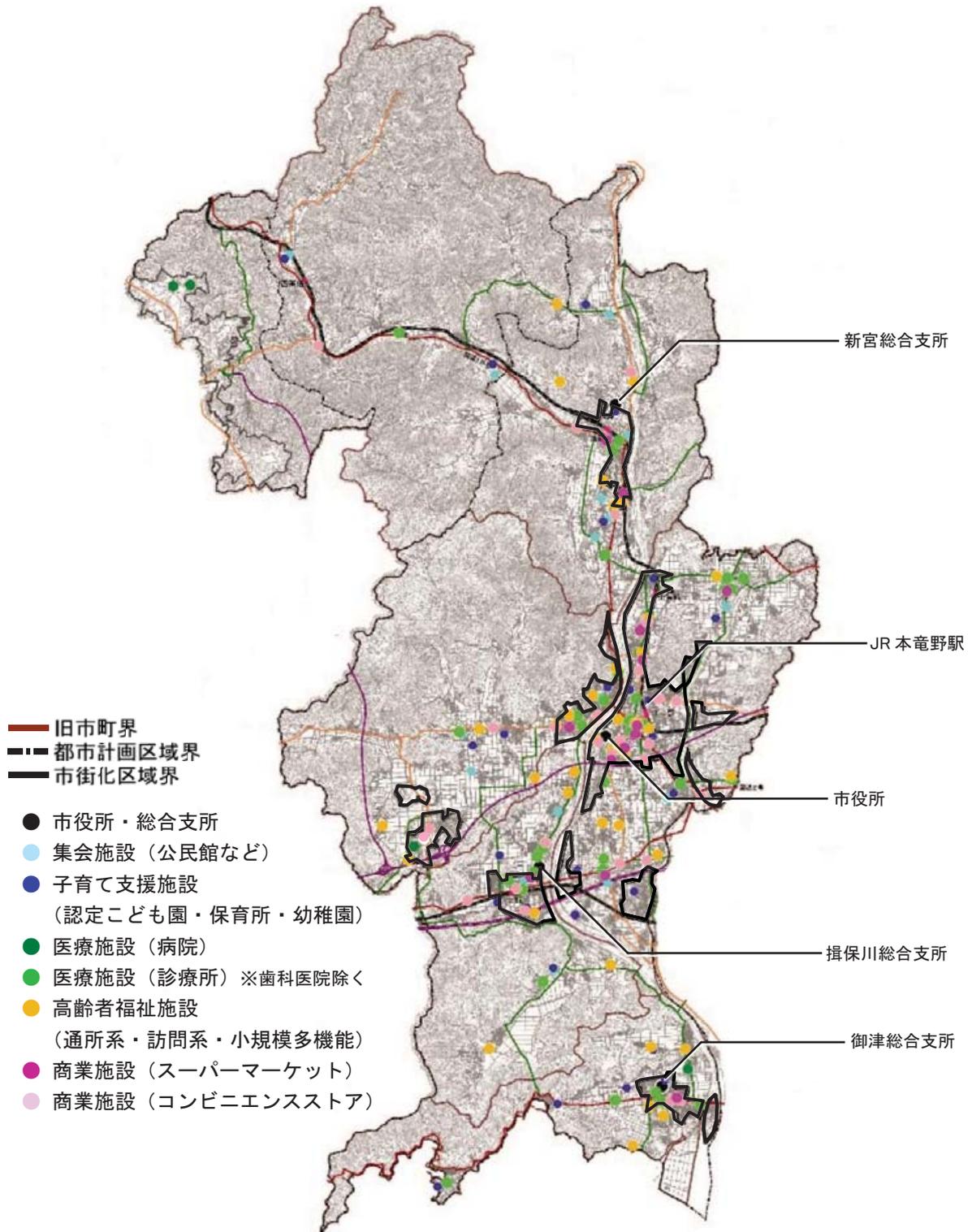
- ◆市街化区域は、特に現在の高い交通利便性やサービス水準を維持していくことが必要です。
- ◆鉄道・路線バス・コミュニティバス・デマンド交通が相互に連携した、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築が必要です。

(4) 都市機能の現状、将来見通し及び課題

① 主要な生活利便施設の分布状況

主要な生活利便施設は駅や市役所・総合支所周辺に集中しているほか、幹線道路の沿線などにも立地しています。

【主要な生活利便施設の分布】



※平成28年12月現在

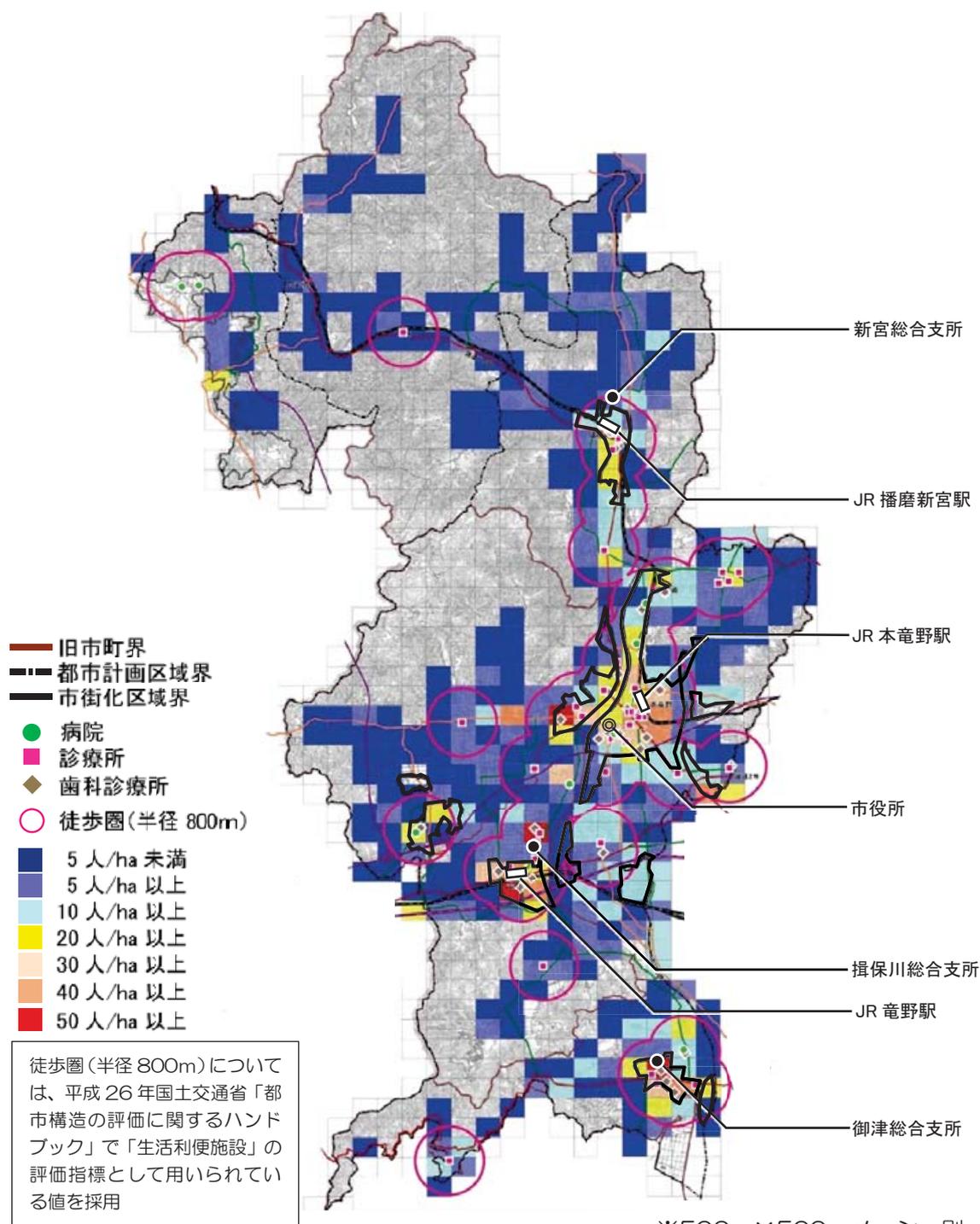
②生活利便施設の徒歩圏人口密度の推移

■医療施設

平成22年（2010年）では、市街化区域の大半が主要な医療施設の徒歩圏に含まれています。

平成52年（2040年）では、駅や市役所・御津総合支所周辺において20人～50人/ha以上を維持しているものの、人口減少に伴い、市全体で医療施設の徒歩圏人口密度は、平成22年（2010年）と比べ、 $\Delta 1.9$ 人/ha低下する見通しです。特に、新宮地域の徒歩圏人口密度が3.4人と著しく低く、御津地域の人口密度は、平成22年（2010年）と比べ、 $\Delta 3.6$ 人/haと大きく低下する見通しです。

【医療施設の分布と平成22年（2010年）の人口密度の重ね図】

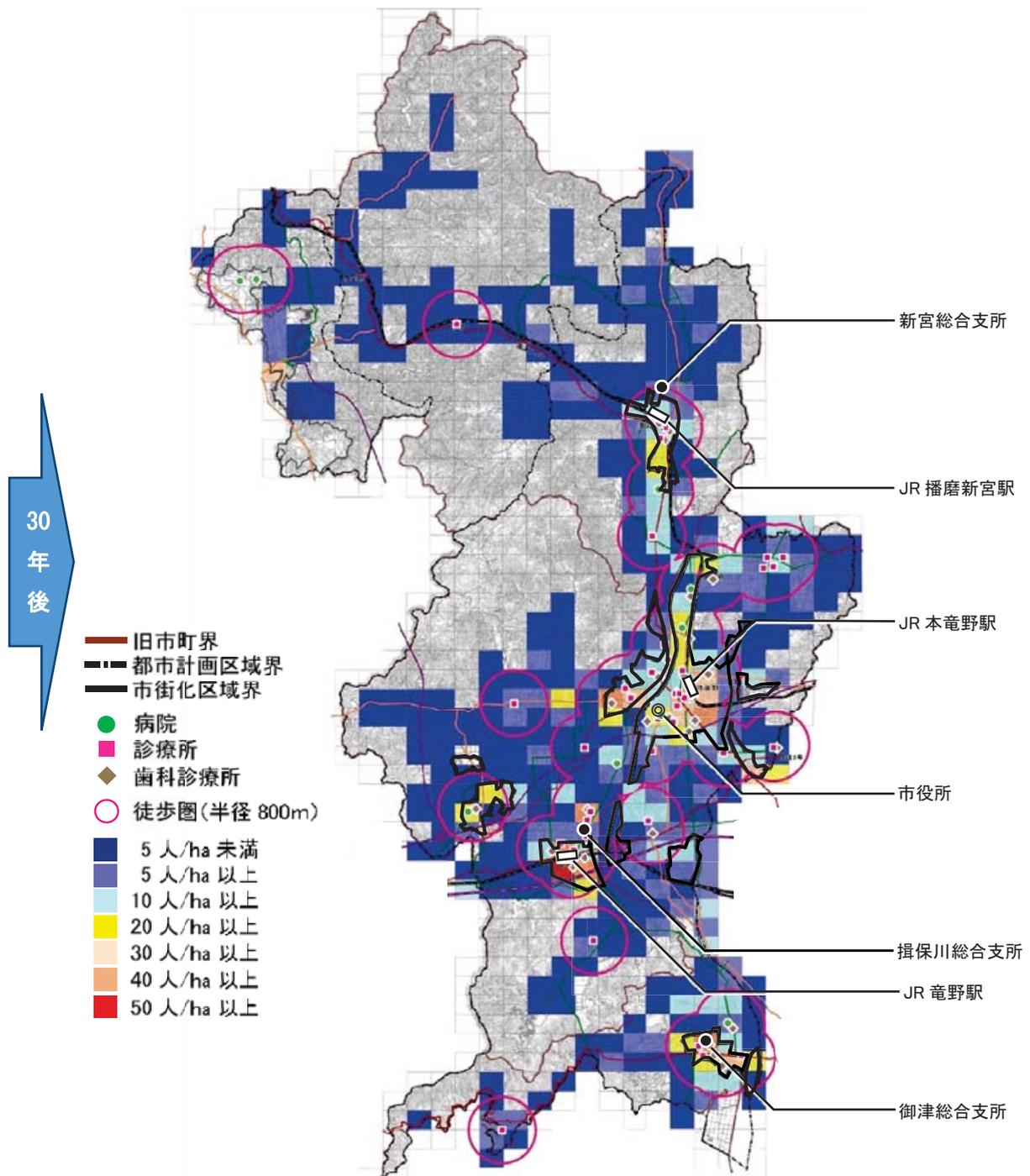


【医療施設の徒歩圏平均人口密度（人/ha）】

地域	平成22年（2010年）	平成52年（2040年）	増減
市全体	9.1	7.2	△1.9
龍野	11.4	9.3	△2.1
新宮	4.5	3.4	△1.1
揖保川	9.7	7.9	△1.8
御津	14.7	11.1	△3.6

※半径800mの圏域に該当する各メッシュの人口密度の平均を算出

【医療施設の分布と平成52年（2040年）の人口密度の重ね図】



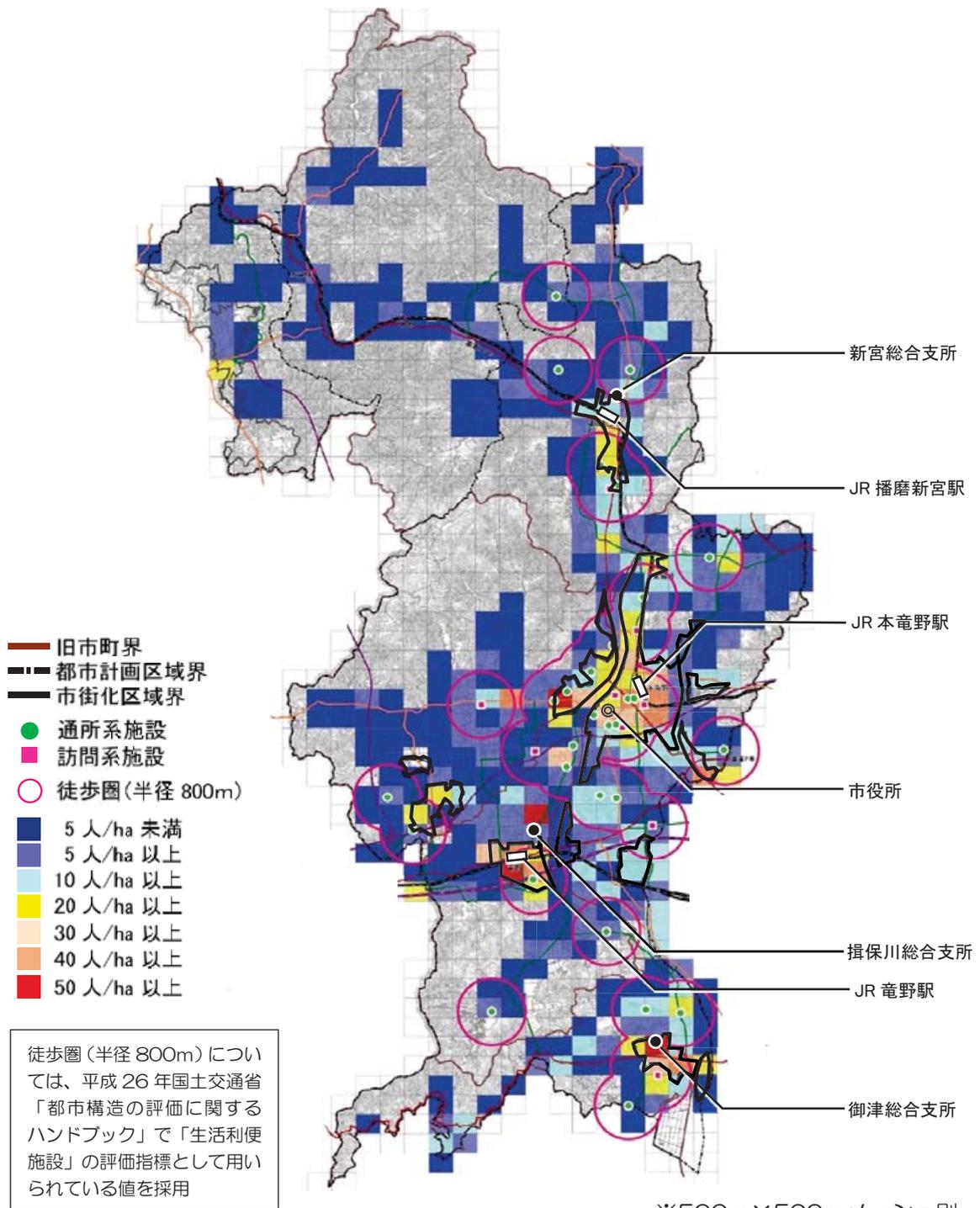
※500m×500mメッシュ別

■高齢者福祉施設

平成 22 年（2010 年）では、龍野地域の西部、新宮地域の北部及び揖保川地域の北部など市街化区域の一部が主要な高齢者福祉施設の徒歩圏に含まれていません。

平成 52 年（2040 年）では、駅や市役所・御津総合支所周辺において 20 人～50 人/ha 以上を維持しているものの、人口減少に伴い、市全体で高齢者福祉施設の徒歩圏人口密度は、平成 22 年（2010 年）と比べ、 $\Delta 1.6$ 人/ha 低下する見通しです。特に、新宮地域の徒歩圏人口密度が 3.7 人/ha と著しく低く、御津地域の人口密度は、平成 22 年（2010 年）と比べ、 $\Delta 2.1$ 人/ha と大きく低下する見通しです。

【高齢者福祉施設の分布と平成 22 年（2010 年）の人口密度の重ね図】

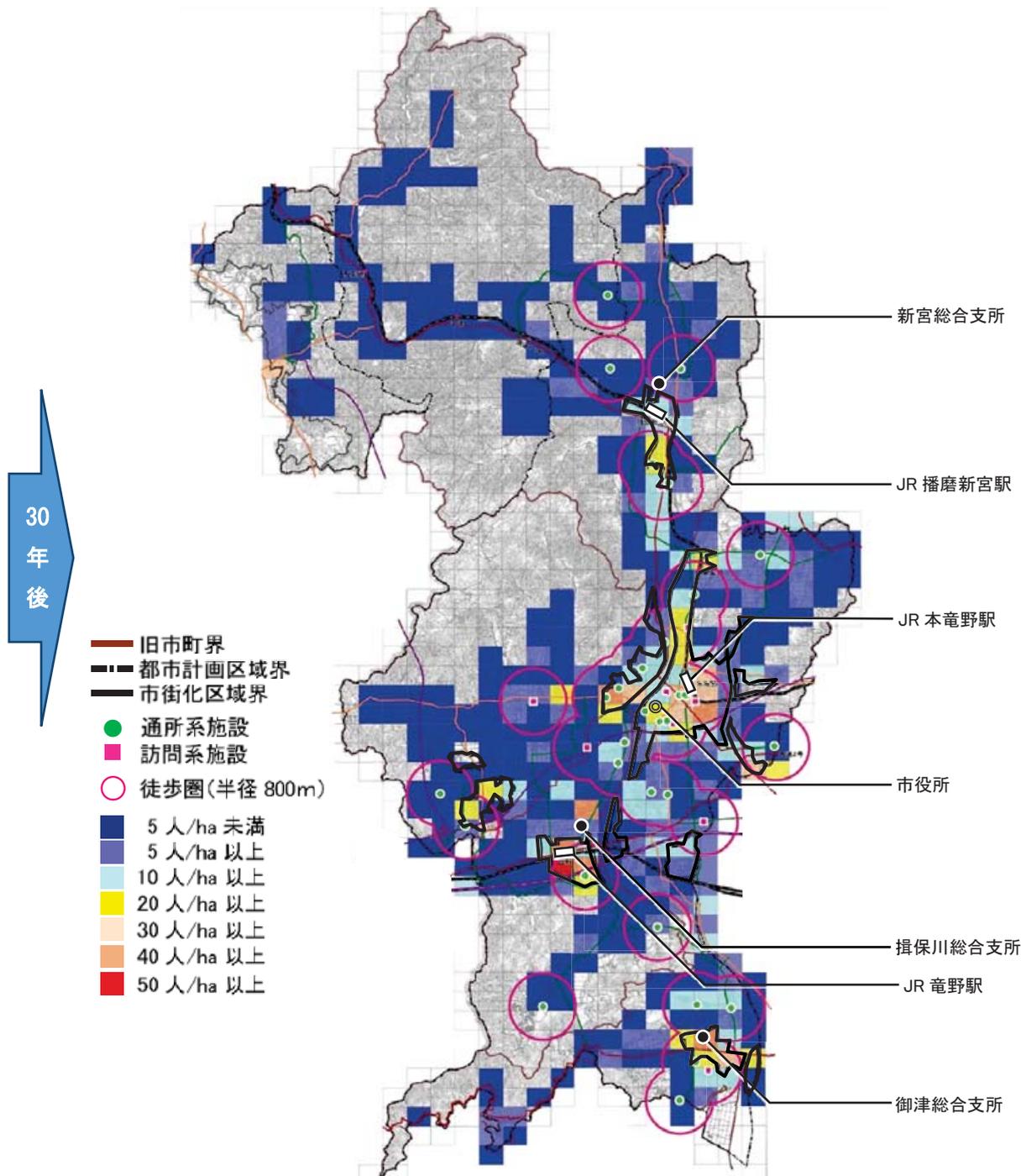


【高齢者福祉施設の徒歩圏平均人口密度（人/ha）】

地域	平成22年（2010年）	平成52年（2040年）	増減
市全体	8.0	6.4	△1.6
龍野	9.7	7.9	△1.8
新宮	5.0	3.7	△1.3
揖保川	6.9	5.7	△1.2
御津	8.6	6.5	△2.1

※半径800mの圏域に該当する各メッシュの人口密度の平均を算出

【高齢者福祉施設の分布と平成52年（2040年）の人口密度の重ね図】



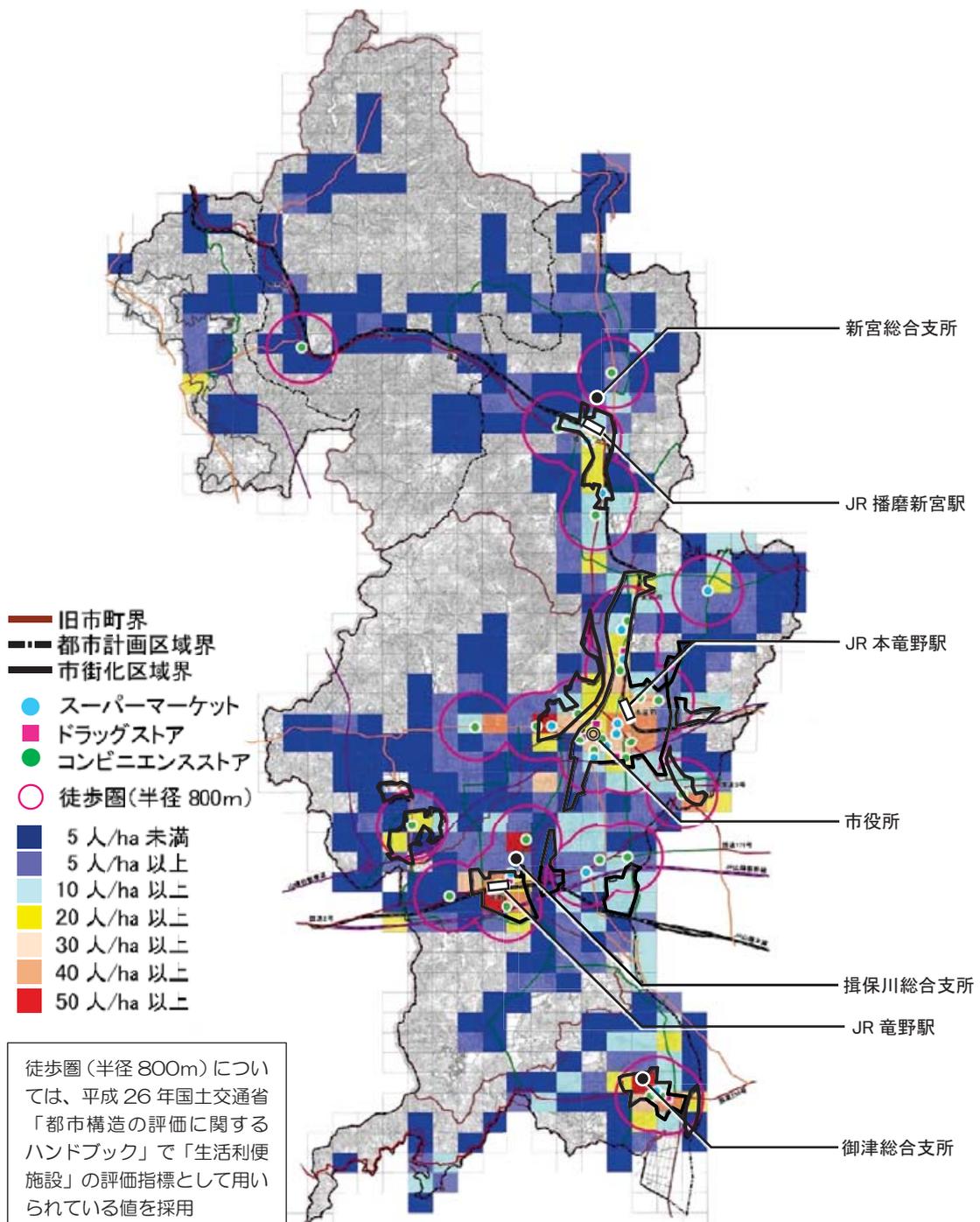
※500m×500mメッシュ別

■商業施設

平成 22 年（2010 年）では、龍野地域の西部や北部など、市街化区域の一部が商業施設の徒歩圏に含まれていません。

平成 52 年（2040 年）では、駅や市役所・御津総合支所周辺において 20 人～50 人/ha 以上を維持しているものの、人口減少に伴い、市全体で徒歩圏人口密度は、平成 22 年（2010 年）と比べ、 $\Delta 2.5$ 人/ha 低下する見通しです。特に、新宮地域の徒歩圏人口密度が 6.2 人/ha と著しく低く、御津地域の人口密度は、平成 22 年（2010 年）と比べ、 $\Delta 3.5$ 人/ha と大きく低下する見通しです。

【商業施設の分布と平成 22 年（2010 年）の人口密度の重ね図】



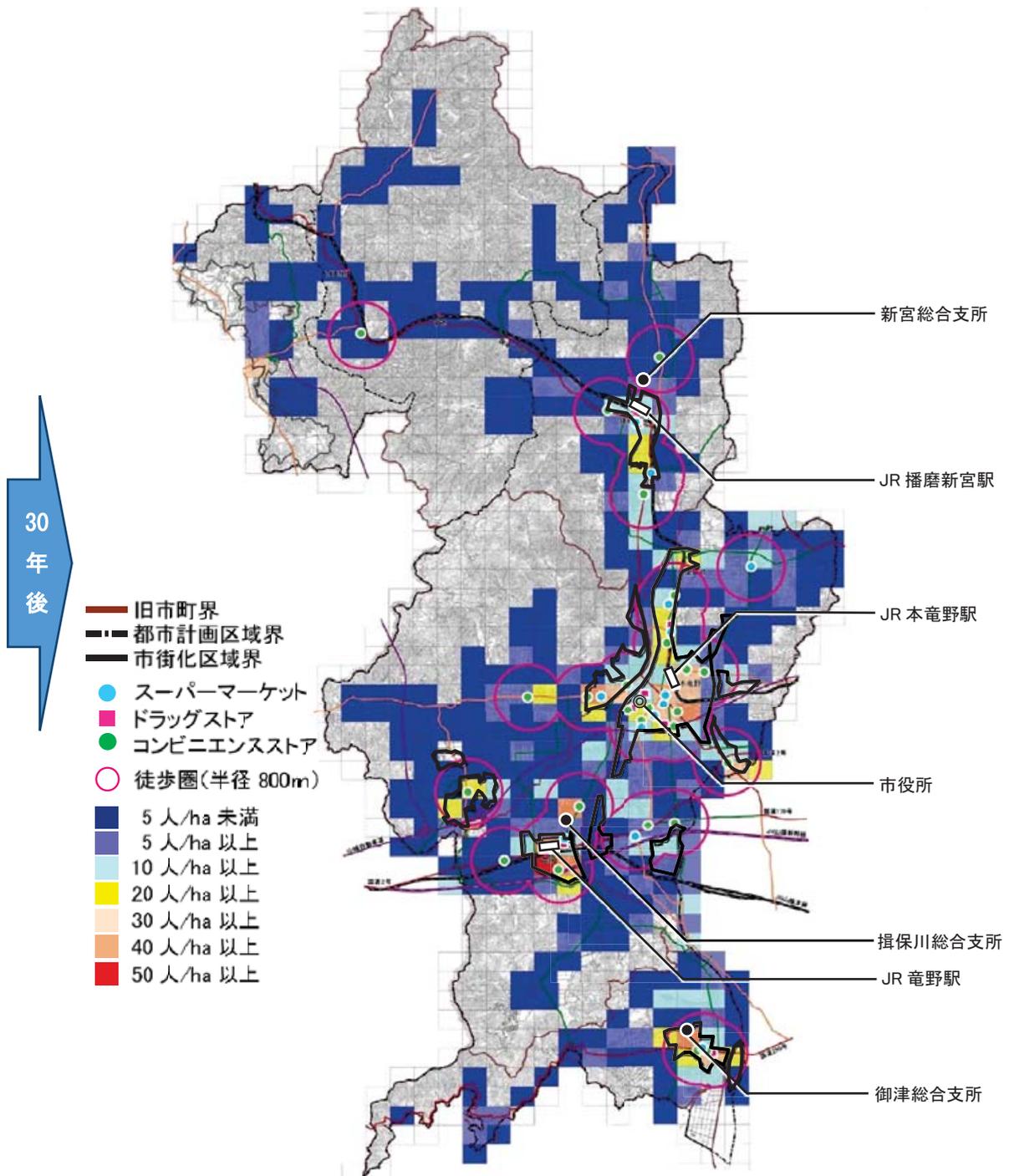
※500m×500mメッシュ別

【商業施設の徒歩圏平均人口密度（人/ha）】

地域	平成22年（2010年）	平成52年（2040年）	増減
市全体	13.1	10.6	△2.5
龍野	12.9	10.6	△2.3
新宮	8.1	6.2	△1.9
揖保川	19.1	16.4	△2.7
御津	16.3	12.8	△3.5

※半径800mの圏域に該当する各メッシュの人口密度の平均を算出

【商業施設の分布と平成52年（2040年）の人口密度の重ね図】



※500m×500mメッシュ別

＜都市機能に関するまとめ＞

- 医療施設・高齢者福祉施設については、各地域とも概ね徒歩圏域に立地している状況ですが、各地域ともに商業施設の利便性が低くなっています。
- 市街化区域においても人口減少に伴い人口密度が低下する見通しであり、生活利便施設等の撤退等により、徒歩でアクセスできない地域が広がる恐れがあります。また、生活利便性の低下により、さらに人口減少が進む恐れがあります。

＜都市機能に関する主な課題＞

- ◆人口密度の高いエリアを中心に生活利便施設を計画的に誘導し、生活利便性を向上させる必要があります。

(5) 土地利用等の現状及び課題

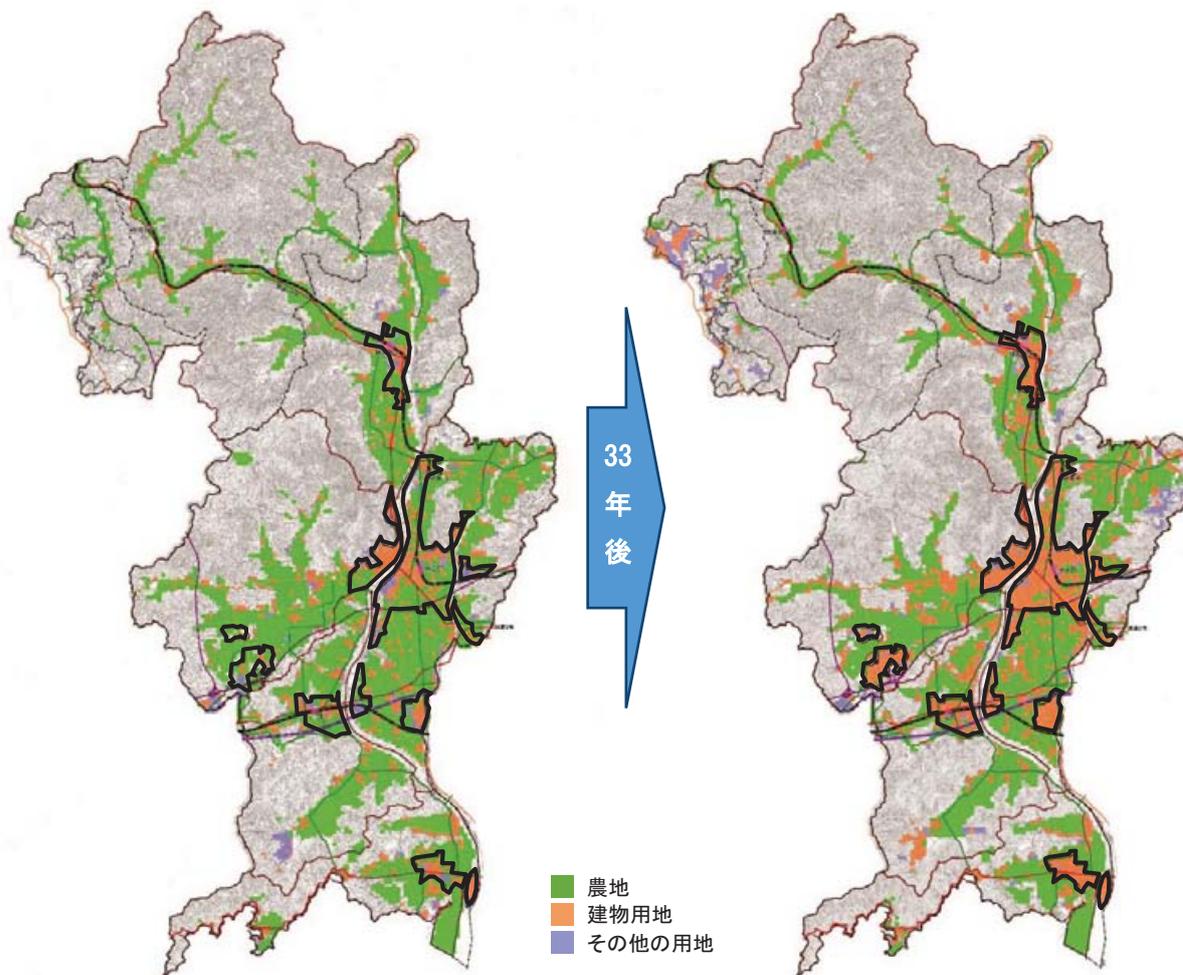
①土地利用の推移

昭和51年(1976年)と平成21年(2009年)の土地利用状況を比較すると、約30年間で、建物用地面積が約2倍に拡大しています。

市街化区域内での建物用地を主とした市街化が進み、市街化調整区域においても、既存集落を中心に建物用地が拡大しており、市域に建物が分散している状況です。

【昭和51年(1976年)の土地利用状況】

【平成21年(2009年)の土地利用状況】



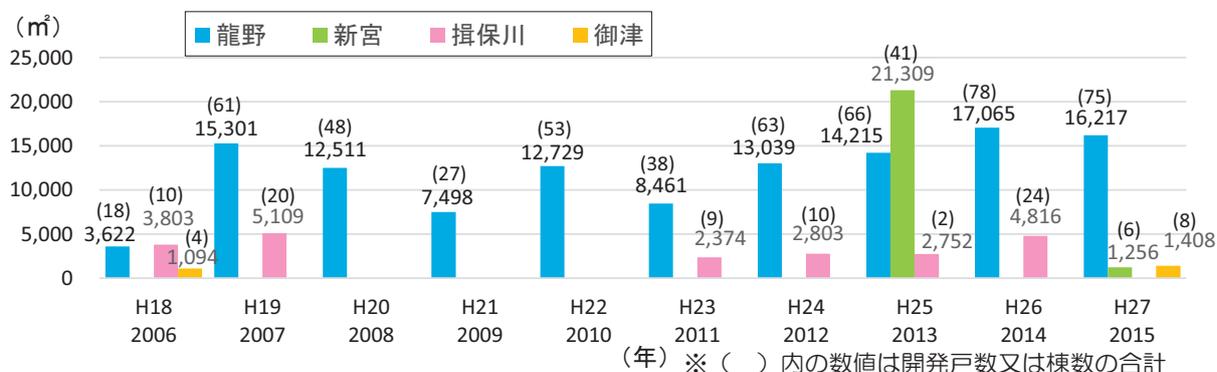
資料：国土数値情報

※昭和51年(1976年)及び平成21年(2009年)の土地利用状況の市街化区域線は、比較のため平成28年度現在の市街化区域線を使用しています。

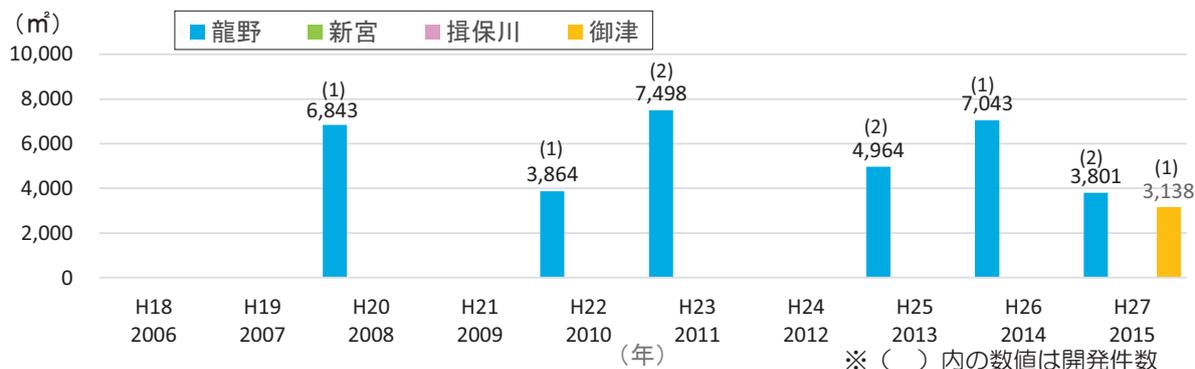
②開発許可等の推移

平成 18 年（2006 年）から平成 27 年（2015 年）の過去 10 年間の住宅の開発面積と商業施設の開発面積の推移は、いずれも龍野地域において開発行為が盛んに行われており、特に JR 本竜野駅周辺において近年増加傾向となっています。また、揖保川地域では、平成 23 年（2011 年）以降 JR 竜野駅周辺で住宅開発が増加しつつあります。

【住宅の開発面積の推移】



【商業施設の開発面積の推移】

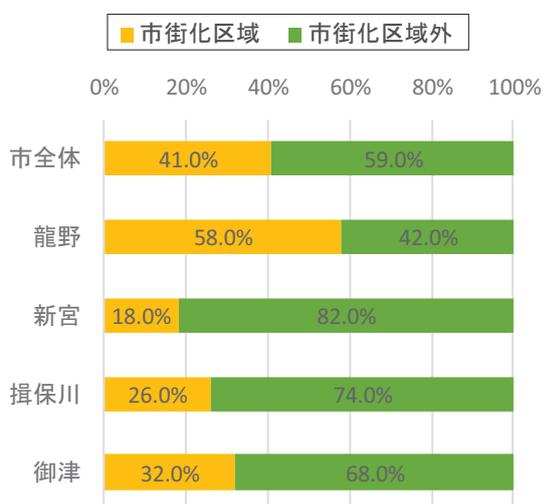


③空き家の状況

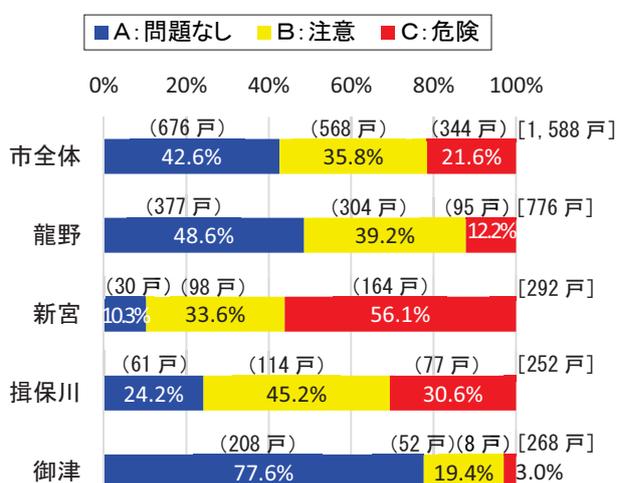
市全体では、市街化区域内に約 4 割の空き家があり、龍野地域に全体の半数以上があります。空き家の約 4 割は総合判定 A（問題なし）となっています。

新宮・揖保川地域では総合判定 B（注意）・C（危険）の空き家が多く、御津地域では総合判定 A（問題なし）の空き家約 8 割と多い状況です。

【区域区別の空き家戸数割合】



【総合判定別の空き家戸数割合】



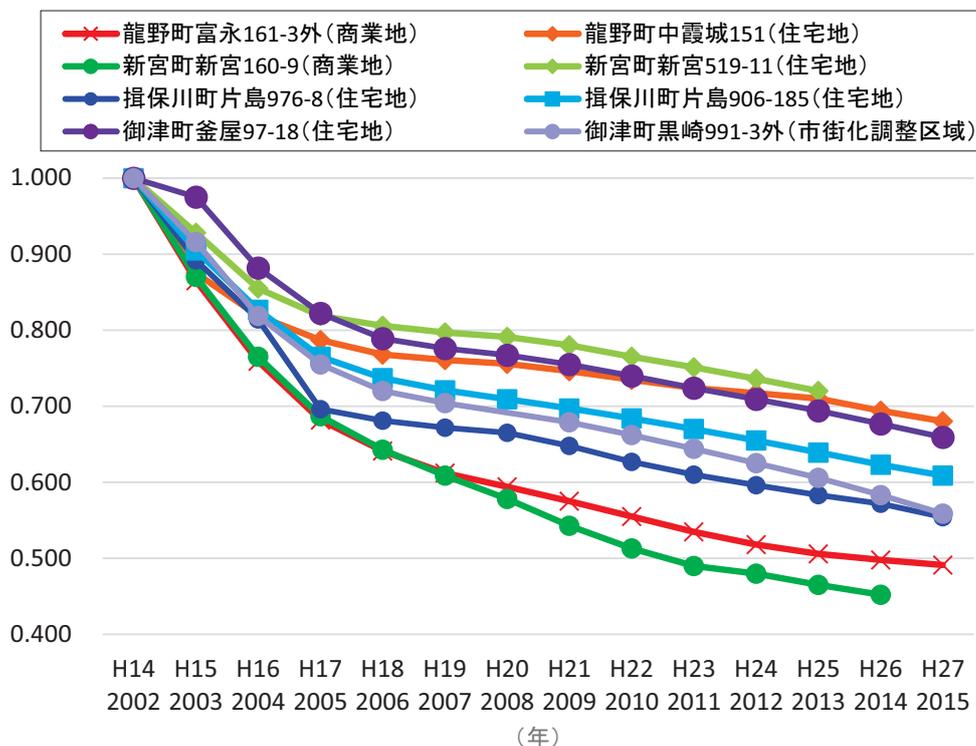
資料：平成 27 年度空き家実態調査

④地価の推移

平成14年(2002年)から平成27年(2015年)までの地価の推移は、市街化区域内の商業地・住宅地、市街化調整区域といずれも下落傾向にあります。

特に商業地は、新宮町新宮160-9及び龍野町富永161-3外ともに、平成14年(2002年)を1として、平成26年に0.5を下回っており、50%以上下落しています。

【公示地価の変動率】



※平成26年、27年は標準地が変更となっているため一部データがありません。

＜土地利用等に関するまとめ＞

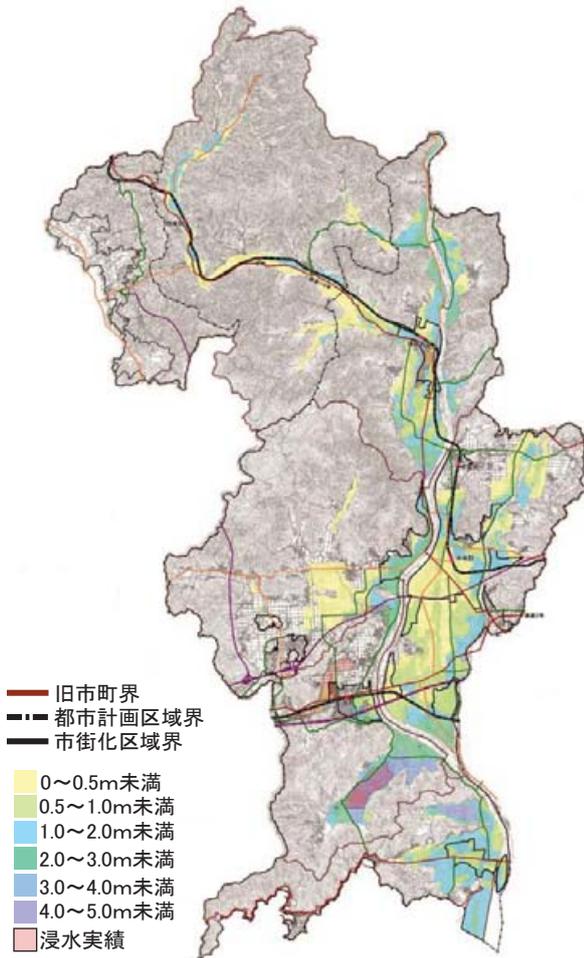
- 市街化区域内では、建物用地が大部分を占めています。また、同様に市街化調整区域においても建物用地が拡大していますが、建物は市域に分散している状況です。
- 龍野地域では、平成24年(2012年)以降、住宅開発、商業施設の開発が増加傾向となっており、揖保川地域についても、増加しつつあります。一方、新宮地域、御津地域では低水準となっています。
- 空き家は、市街化区域内に約4割の空き家があり、全体の半数以上が龍野地域にあります。御津地域では、総合判定A(問題なし)の空き家が約8割あります。
- 地価は、特に商業地において、下落率が高い状況です。

＜土地利用等に関する主な課題＞

- 開発動向の増加により、さらに分散した都市的土地利用が進むと、新たな公共投資が必要となり、維持管理費の増大も懸念されるため、計画的な土地利用が必要です。
- 人口減少に伴い空き家数の増加が見込まれる中、空き家等の住宅ストックを活用した住環境整備を進め、移住・定住促進につなげていく必要があります。
- 計画的な土地利用により、中心市街地の地価の下落緩和を図り、商業施設の空洞化を抑制する必要があります。

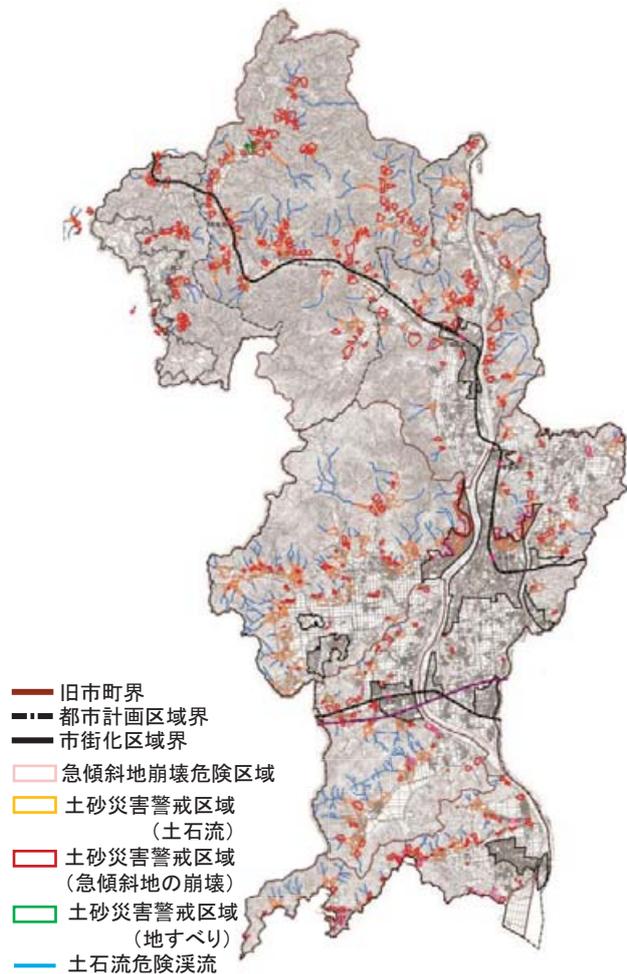
(6) 災害の現状及び課題

【河川氾濫の浸水想定区域と浸水実績】



資料：たつの市防災マップ

【土砂災害に関する危険箇所】



資料：兵庫県HP、たつの市防災マップ

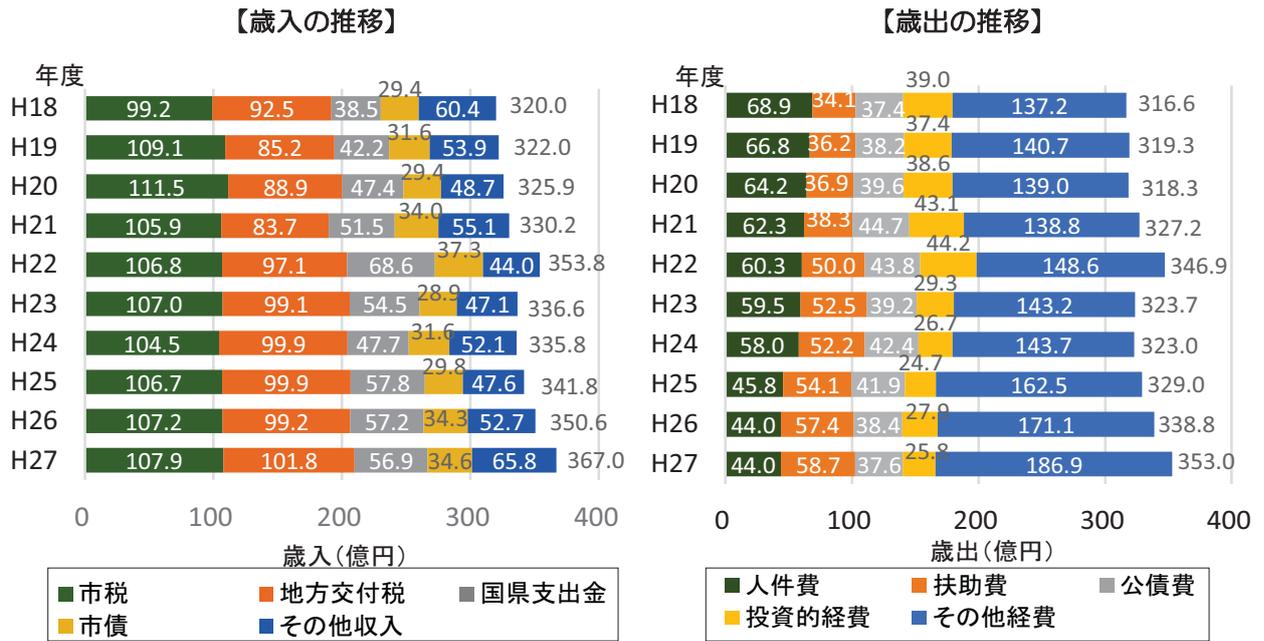
<災害に関するまとめ>

- 揖保川をはじめ複数の河川が流れているため、市街化区域内については、ほとんどが浸水想定区域内となっています。
- 本市は、市域の約4割が山林であることから、市内全域に災害の発生のおそれのある土地の区域（急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域（土石流・急傾斜地の崩壊・地すべり））が多い状況です。
- 龍野地域、新宮地域、揖保川地域の市街化区域内においても、「急傾斜地崩壊危険区域」「土砂災害警戒区域」に指定されている箇所が多くあります。

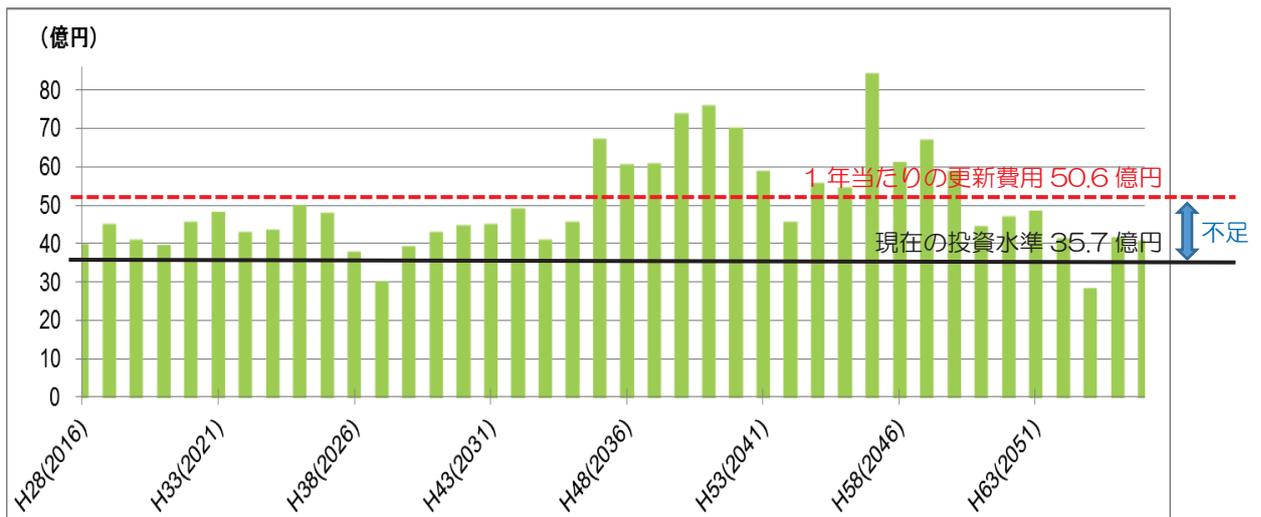
<災害に関する主な課題>

- ◆河川氾濫などの被害を防止するため、河川改修等を促進するほか、防災体制の強化を図るなどハード面とソフト面の両面から防災及び減災への取り組みを進め、安心して暮らせる市街地整備を進める必要があります。

(7) 財政の現状、将来見通し及び課題



【普通会計等に係る施設の今後40年間の更新費用（推計）】



※普通会計等：普通会計に病院事業会計、国民宿舎事業会計を含める。
 1年当たりの更新費用：今後40年間の更新費用の年平均
 現在の投資水準：平成18～27年度における投資的経費の平均

＜財政に関するまとめ＞

- 普通会計の歳入総額は、平成25年度以降はやや増加していますが、今後は生産年齢人口の減少に伴う、市税の減収が予想されるほか、平成33年度より普通交付税の合併算定替の特例による加算が無くなるため大幅な減収が見込まれます。
- 歳出では、義務的経費のうち補助費が大幅に増加しており、高齢化の進行に伴いさらに増加すると考えられます。また、公共施設等の更新等に伴う投資的経費の増加も見込まれます。

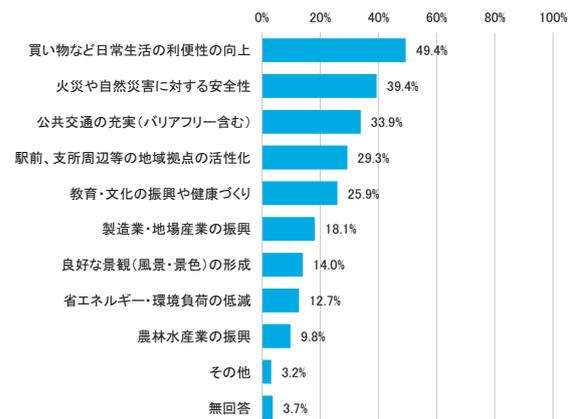
＜財政に関する主な課題＞

- ◆公共施設等の更新等に伴う総費用の縮減など歳入確保対策や歳出の見直しなど財政改革を適正に進め、財政面において持続可能な都市経営を進める必要があります。

(8) 市民意向調査の結果及び課題

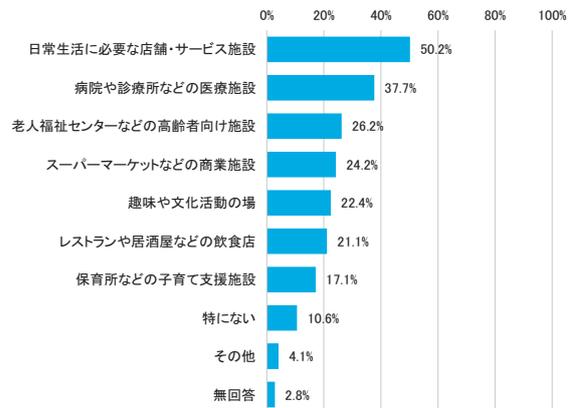
問1 今後のまちづくりにおいて、重点的な取り組みが必要であると思われるもの

「買い物など日常生活の利便性の向上」の割合が49.4%と最も高く、次いで「火災や自然災害に対する安全性」が39.4%、「公共交通の充実（バリアフリーを含む）」が33.9%となっています。



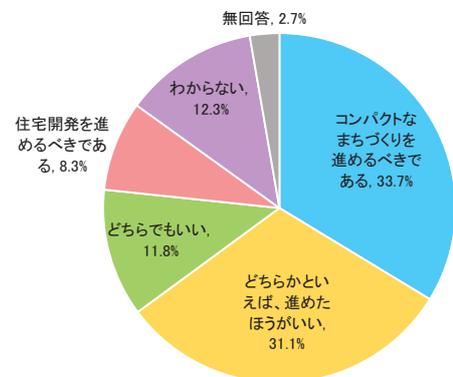
問2 お住まいの地域の拠点（鉄道駅・支所周辺）において、今後、必要と思われる施設

「日常生活に必要な店舗・サービス施設」の割合が50.2%と最も高く、次いで「病院や診療所などの医療施設」が37.7%となっています。



問3 たつの市のまちづくりの進め方としてコンパクトなまちづくりを進めるべきか

「コンパクトなまちづくりを進めるべきである」の割合が33.7%、「どちらかといえば、進めた方がいい」が31.1%と、半数以上が進めたほうがよいと回答しています。



<市民意向調査に関するまとめ>

- 今後のまちづくりでは、買い物などの利便性の向上や公共交通の充実が望まれています。
- 各地域拠点においては、店舗・サービス施設、医療施設が望まれているため、誘導施設への検討が必要です。
- 市民の半数以上がコンパクトシティを進めた方がいいと回答していることから、本計画に取組む必要性が高いと言えます。

<市民意向に関する主な課題>

- ◆買い物などの利便性の向上をさせるため、商業施設等の生活利便施設の維持・誘導を図るほか公共交通との連携を推進する必要があります。
- ◆各生活利便施設等の配置状況だけでなく、市民意向も踏まえて誘導施設を位置づける必要があります。

第3章 立地適正化計画における基本的な方針

1 上位計画・重要な関連計画における方向性

立地適正化計画における将来目標、都市構造及び都市づくりの方針は、市のまちづくりの最上位計画である「第2次たつの市総合計画」、立地適正化計画を含む都市計画に関する基本的な方針を示す「たつの市都市計画マスタープラン」及びコンパクトシティ・プラス・ネットワークを実現するうえで密接な連携を要する「たつの市地域公共交通網形成計画」等の方向性を踏まえ設定するため、各計画について整理します。

(1) 第2次たつの市総合計画（平成29年3月策定）

■まちづくりの将来像

『 みんなで創る 快適実感都市「たつの」 』

■まちづくりの基本目標

1 安全・安心なまちづくりへの挑戦

「自然を守り だれもが安全に安心して住み続けたいまち」

2 やすらぎづくりへの挑戦

「子育てにやさしく すべての市民が健やかに暮らせるまち」

3 ひとづくりへの挑戦

「学都たつの輝きと 歴史・文化が薫るまち」

4 にぎわいづくりへの挑戦

「新たな地域産業の創出と 観光立市を目指すにぎわいのまち」

5 ふるさとづくりへの挑戦

「市民や地域と協働し 地域力あふれるまち」

立地適正化計画に係る主な施策

施策目標

良質な住環境の整備

施策内容

「コンパクトで持続可能なまちづくりの推進」

■計画の目的と役割

市民と行政が一体となってまちづくりに取り組むために、長期的な視点で社会情勢の変化を見据えながら、本市が実現しようとする将来像及びその実現に向けて展開する各分野の施策を示し、計画的に実行していくための指針として策定するもので、次の3つの役割を担います。

総合計画

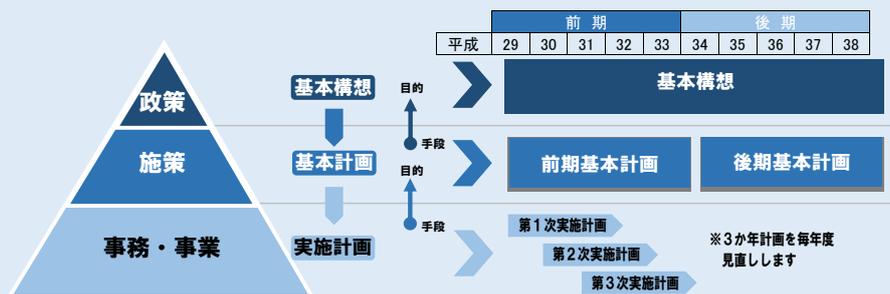
まちづくりの長期的かつ総合的な指針であり、市政をはじめ地域経営の根幹となるもの

市民・行政・関係団体・企業などのまちづくりのすべての主体が共有し、協働で取り組むべきまちづくりの指針となるもの

国や兵庫県が広域的な諸施策を推進するに当たり、本市の基本的立場を明らかにするもの

■計画の期間

10年計画の「基本構想」と5年計画の「基本計画」及び3年計画の「実施計画」で構成



(2) たつの市都市計画マスタープラン（平成27年12月改定）

■将来の都市像

「自然と歴史と先端科学技術が調和し一人ひとりが輝くまち」

清流揖保川や豊かな緑、瀬戸内海といった自然環境の保全と活用、歴史的な町並みの保全や再生、恵まれた交通機能を生かしながら、地場産業や最先端技術を擁する新産業の振興などに積極的に取り組みます。

さらに、播磨科学公園都市については、兵庫県関係機関との協力のもと、整備促進を図るとともに、雇用機会の創出、教育文化の高揚、健康福祉の増進等に寄与することを目指します。

また、人口減少や少子高齢化に対応できる持続可能なコンパクトな都市づくりに向け、市民が快適に暮らすことができる住環境の創出や定住促進に努めるほか、まちを訪れる人を思いやる心を育てる人づくりなど、まちづくりの主役である「人」を大切にしたい取り組みを進めるとともに、市民、事業者、行政の参画と協働によるまちづくりを展開し、新しい文化を切り拓き、人々が輝く、西播磨地域の核となる都市づくりを目指します。

■都市づくりの基本目標

将来都市像の実現を図るため、都市計画の視点から取り組むべき都市づくりの目標を次のとおり定め、市民・事業者・行政等がこれらの目標を共有し、協力しながらたつの市の都市づくりに取り組みます。

自然と歴史が
調和した美しい
まちづくり

- ◆魅力ある水と緑の創出
- ◆町並みの保全・活用
- ◆地域資源を生かしたレクリエーションゾーンの形成
- ◆循環型社会の構築

魅力ある産業の
振興による活力ある
まちづくり

- ◆先端科学技術の集積と活用
- ◆産業拠点の創出
- ◆地場産業、農林水産業の活性化
- ◆地域資源を生かした魅力的なまちづくり

交流と連携による
快適で暮らしやすい
安全なまちづくり

- ◆持続可能なコンパクトなまちづくり
- ◆高齢者や子育て世代が安心して暮らせる快適なまちづくり
- ◆にぎわいあるまちの顔の創出
- ◆生活拠点間を連結する交通ネットワークの形成

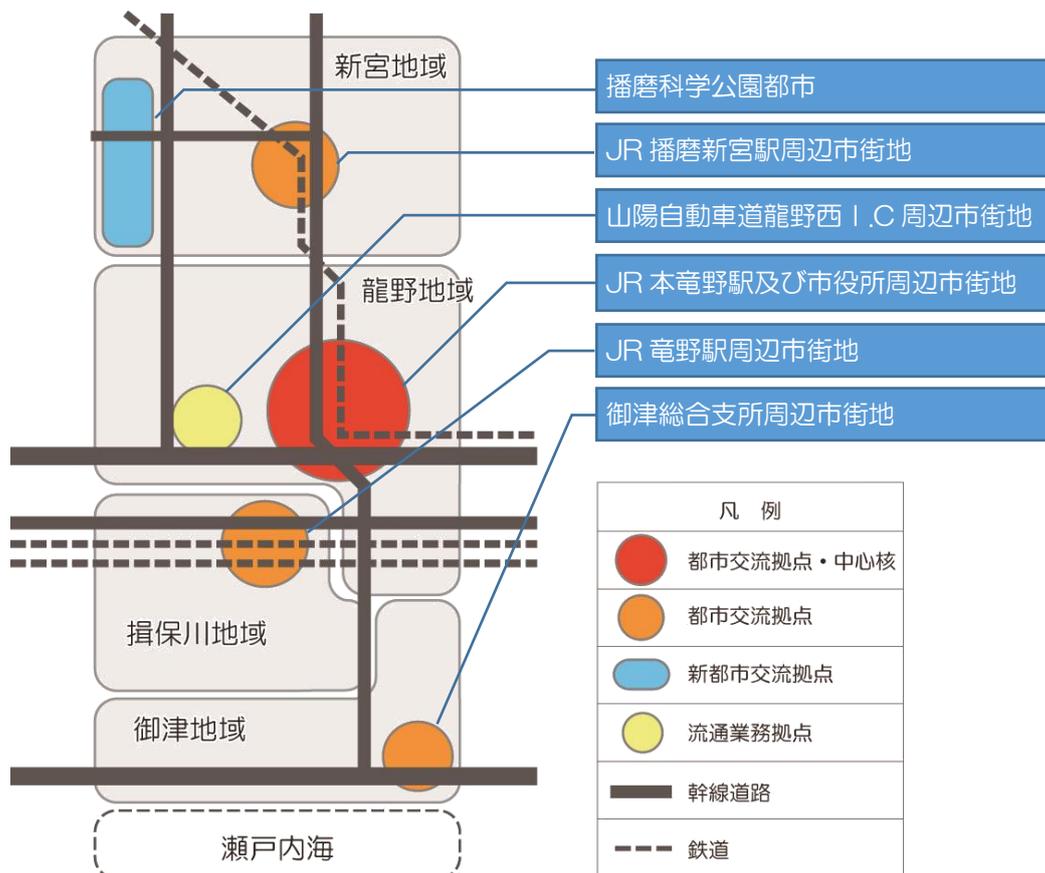
■将来の都市構造

<都市構造の基本的な考え方>

本市は1市3町が合併したまちであり、それぞれの地域が1つの都市として成立する都市機能を有しています。今後ともその機能を保ち、かつ、充実させつつ連携を図っていくことが望ましいといえます。

そのため、旧1市3町を地域単位とし、各地域の中心部に都市機能や生活利便施設を集積させることにより、その周辺に住宅地を誘導するコンパクトな市街地の形成を図ります。

さらに、最も公共施設や商業施設の集積度が高い龍野地域の都市交流拠点を「中心核」と定め、各地域の都市交流拠点や新都市交流拠点、流通業務拠点を「地域核」とし、道路や公共交通機関、情報などのネットワークで有機的に連結する多極ネットワーク型コンパクトシティの実現を目指します。



■目標年次

中間目標年次：平成 32 年（2020 年）

長期目標年次：平成 42 年（2030 年）

概ね5年ごとに計画の見直し

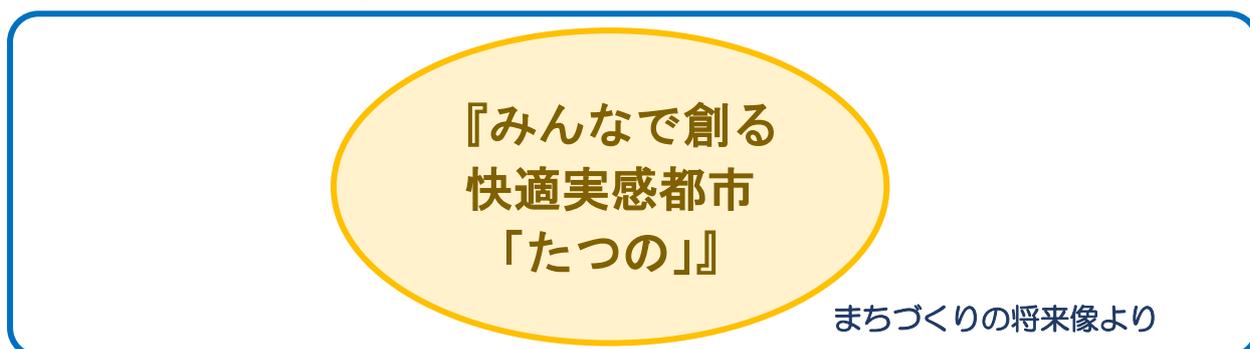
2 立地適正化計画における将来目標

市の最上位計画である「第2次たつの市総合計画」では、「自信と希望に満ちた“たつの市”を目指して、市民一人ひとりが輝く自立・連携・協働のまちづくり」を理念とし、まちづくりの将来像として『みんなで創る 快適実感都市「たつの」』の実現を目指しています。また、まちづくりの基本目標の一つに「安全・安心なまちづくりへの挑戦」を掲げ、人口減少や少子高齢化に対応できるコンパクトで持続可能なまちづくりを目指すこととしています。

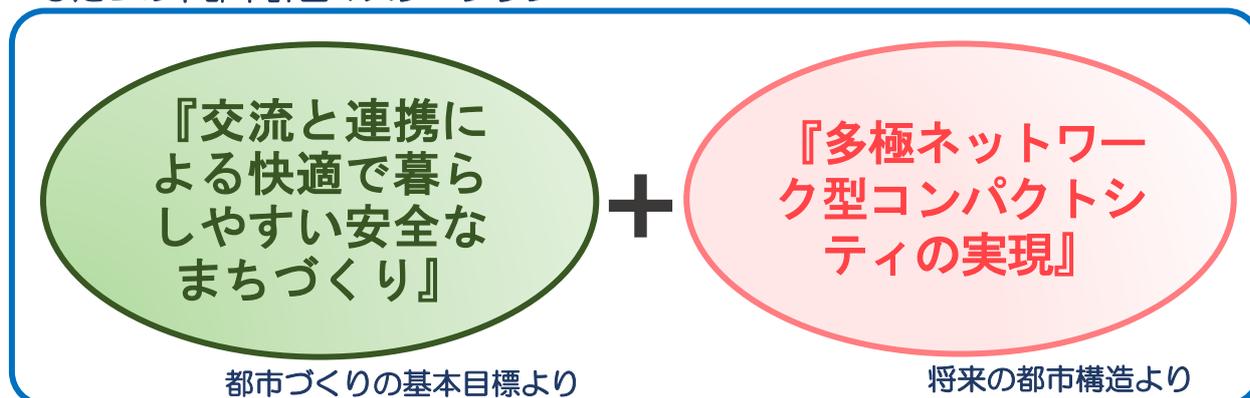
さらに、「たつの市都市計画マスタープラン」においても同様に、人口減少や少子高齢化に対応できるコンパクトで持続可能なまちづくりを目指すこととし、「都市づくりの基本目標」の一つとして、「交流と連携による快適で暮らしやすい安全なまちづくり」を示しています。また、「将来の都市構造」において、旧1市3町のそれぞれの地域が1つの都市として成立する都市機能を有していることから、「多極ネットワーク型コンパクトシティの実現」を目指すこととしています。

本計画では、これらの上位計画の将来像や基本目標等を踏まえるとともに、公共交通の整備による交通ネットワークの構築により地域間の交流と連携を深め、都市防災機能の強化や高齢者や子育て世代をはじめとしたすべての人が、快適で安全な暮らしを実感できるまちづくりを進めることとし、「将来目標」を次のとおり設定します。

●第2次たつの市総合計画



●たつの市都市計画マスタープラン



＜立地適正化計画における将来目標＞
『快適で安全な暮らしを実感できる 交流と連携による多極ネットワーク型コンパクトシティの実現』

3 立地適正化計画における目指すべき都市構造

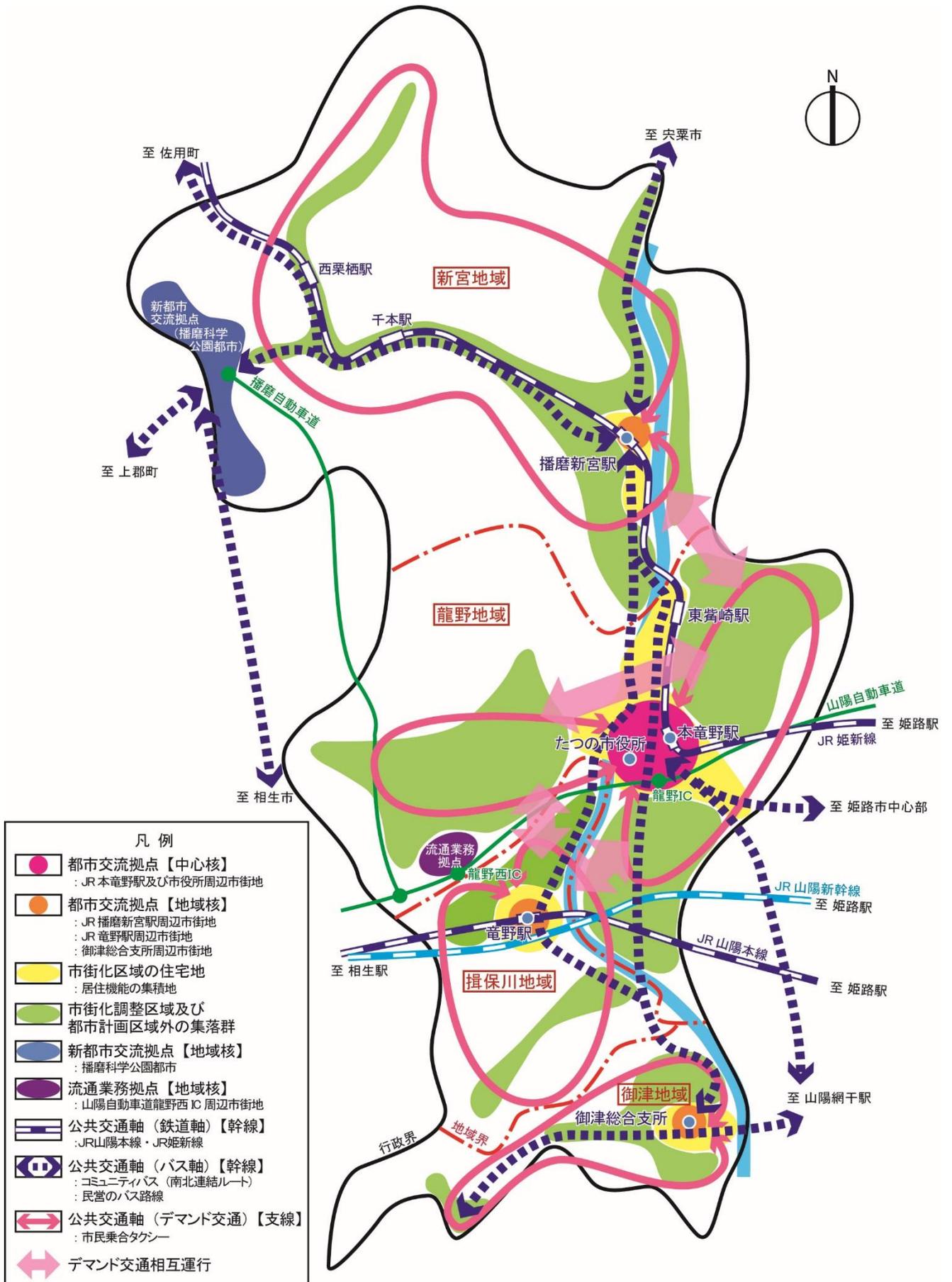
本計画において目指すべき都市構造は、「たつの市都市計画マスタープラン」の「将来の都市構造」及び「たつの市地域公共交通網形成計画」の「目指すべき公共交通網」と整合を図るとともに、「JR本竜野駅及び市役所周辺市街地」、「JR播磨新宮駅周辺市街地」、「JR竜野駅周辺市街地」、「御津総合支所周辺市街地」に生活利便施設等の都市機能が集積している現状を踏まえ、本計画においても同様に、「都市交流拠点」として定め、最も公共施設や商業施設等の集積度が高い龍野地域の都市交流拠点を「中心核」とし、新宮地域、揖保川地域、御津地域の都市交流拠点を「地域核」とします。

さらに、これらの4つの「都市交流拠点」を結び、医療機関や日常的な買物先へ公共交通を利用して移動できる交通手段を確保するため、利便性の高い公共交通ネットワークを構築する「公共交通軸」を設定します。「公共交通軸」は、公共交通の需要が多く、たつの市内の各地域や市外を結ぶ定時定路線型の公共交通を「幹線軸」とし、鉄道軸及びバス軸がその役割を担います。

また、周辺集落群など幹線軸では網羅できない地域においては、鉄道やバスの幹線軸、生活利便施設までの市民の移動手段を確保する支線としての役割を担う「支線軸」として、デマンド交通できめ細やかな交通需要に対応します。

これにより、旧1市3町を地域単位とし、各地域の中心部である「都市交流拠点」に生活利便施設等の都市機能を集積させ、その周辺地に住宅を誘導するコンパクトな市街地の形成を図る都市構造とし、各地域の「都市交流拠点」等を公共交通ネットワークで結ぶ「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の実現を目指します。

【目指すべき都市構造図】



4 立地適正化計画における都市づくりの方針

「たつの市都市計画マスタープラン」の「都市づくりの基本目標」と整合を図りつつ、都市構造上の問題点と課題の解決と、本計画の将来の都市像「快適で安全な暮らしを実感できる 交流と連携による多極ネットワーク型コンパクトシティの実現」を図るため、次のとおり都市づくりの方針を定めます。

◆コンパクトで持続可能なまちづくり

- 都市交流拠点及びその周辺に生活利便施設の維持・誘導を図ります。
- 都市交流拠点周辺において、公共交通の幹線軸（鉄道・路線バス・コミュニティバス）によりアクセス可能な交通利便性の高い市街地への居住の誘導を図ります。
- 公共交通の幹線軸と支線軸（デマンド交通）との連携により、周辺の集落群からのアクセス向上を促進し、市街地の活性化を図ります。
- 「中播磨圏域の立地適正化の方針」に基づき、高次都市機能等の必要な機能を沿線市町と分担・連携することで効率化や活性化を図ります。また、「たつの市公共建築物再編実施計画」に基づき、施設の複合化等による都市機能の集約化を図り、効率的・効果的な生活利便施設の維持・誘導を図ります。

◆都市交流拠点間及び周辺の集落群を連結する交通ネットワークの形成

- JR姫新線の利便性向上対策やコミュニティバスの利用を促進し、既存交通機関の利便性向上を図ります。
- JR各駅前を中心とした交通結節点の機能強化を図ります。
- きめ細やかな交通需要に対応するデマンド交通の導入により、市内全域における利便性の確保を図ります。

◆高齢者や子育て世代をはじめとした全ての人が安心して暮らせる快適なまちづくり

- ユニバーサル社会づくりや歩いて暮らせるまちづくりの推進による全ての人が暮らしやすいまちの形成を図ります。
- 居住誘導区域への新たな宅地の供給や空き家等を有効活用した良質な住宅ストックの供給により、子育て世代・若者世代の転入促進や、U・I・Jターンなどによる移住・定住の促進を図ります。

◆にぎわいに満ちた活力のあるまちづくり

- 中心市街地（JR本竜野周辺～山陽自動車道龍野IC周辺）において、大型商業施設などの集客施設の立地誘導など商業・業務機能の活性化を図ります。
- 駅周辺整備によりまちの顔を創出し、駅周辺の活性化を図ります。
- 各地域の個性豊かな活力あるまちづくりや地域資源を生かした魅力的なまちづくりを進め、交流人口の拡大による地域の活性化を図ります。

◆安心して暮らせる安全なまちづくり

- 災害の危険性が高い地域における都市防災機能や防災体制の強化による安全・安心なまちづくりを推進します。
- 建築物等の耐震化や避難地・避難路の整備、風水害対策（河川改修、雨水幹線整備、山林整備等）による安全な住宅地の形成を図ります。

5 地域別のまちづくりの方針

前項の「都市づくりの方針」基本とし、「地域別のまちづくりの方針」では、地域の現状や人口特性を踏まえ、まちづくりの方針を定めます。

(1) 龍野地域のまちづくりの方針

◆地域の現況

○龍野地域は、市の中央部に位置し、東は姫路市と太子町、西は相生市に接しており、特に山陽自動車道による阪神方面への交通利便性が高い地域です。中心市街地には大型店舗のほか、地場産業(醤油・素麺等)の本社や工場などが集積し、地域の中核機能を担っています。また、JR本竜野駅を中心に商業・業務施設が立地し、その周辺には、主に住宅地を中心とした土地利用が図られています。そのほか、土師・南山地区、播磨龍野企業団地及びその周辺地では、流通業務施設や多様な工場が集積しています。

◆地域の人口特性

○平成22年(2010年)の人口は40,359人で、平成52年(2040年)には32,557人と7,802人が減少する見通しです。
 ○JR本竜野駅周辺、神岡町上横内、揖保町松原、揖西町中垣内などにおいて特に人口減少が大きくなる見通しです。
 ○平成22年(2010年)の高齢化率は22.8%で、平成52年(2040年)には33.9%と高くなる見通しです。また、高齢者人口は1,826人と全地域で最も増加する見通しです。

◆都市計画マスタープランにおけるまちづくりの目標

○にぎわいある商業、活気ある工業、地場産業が集積する拠点づくり
 ○詩情豊かな城下町の町並みの保全・活用による観光地づくり
 ○美しい自然環境や歴史環境と調和した住みよいまちづくり

◆まちづくりの方針

○商業、教育文化、行政機能などの多様な既存の都市機能を維持・活用するとともに、商業、医療などの新たな生活利便施設等の誘導を図ることにより、中心核にふさわしい魅力と活力ある市街地の形成を進めます。
 ○JR本竜野駅から山陽自動車道龍野I.C周辺に至る幹線沿道には、大型商業施設などの集客施設の立地誘導を図ります。
 ○JR本竜野駅周辺や市役所周辺など、商業施設と住宅が調和した利便性が高く良好な住環境の形成を進めるとともに、空き家等を有効活用した良質な住宅ストックの供給により子育て世代・若者世代の転入促進や、U・I・Jターンなどによる移住・定住促進を図ります。
 ○龍野城周辺地区における歴史的町並みと良好な居住環境の維持保全を図り、快適な居住空間を形成するとともに、歴史的景観形成地区を活用した魅力ある観光拠点づくりを推進し、交流人口の拡大による地域の活性化を図ります。
 ○揖保川を中心とした美しい自然環境や誇るべき歴史環境と調和した快適な居住環境の形成を目指し、都市防災機能や防災体制の強化による安全・安心なまちづくりの推進を図ります。また、揖保川、林田川等の改修を促進するとともに建築物の耐震化、避難路の整備等の防災基盤整備を進め、安全な住宅地を確保します。

(2) 新宮地域のまちづくりの方針

◆地域の現況

○新宮地域は、市の北部に位置し、東は姫路市、西は佐用町・上郡町、南は相生市、北は宍粟市に接しており、西端部の播磨科学公園都市には、先端科学技術産業、学術研究、医療施設、良好な住環境などの機能が複合した新都市が位置しています。また、地域の約7割を山林が占め、揖保川と栗栖川周辺に広がる平地部に市街地や集落地、農地などが広がり、JR播磨新宮駅周辺が、まちの中心となっています。

◆地域の人口特性

○平成22年(2010年)の人口は16,216人で、平成52年(2040年)には12,432人と3,784人が減少する見通しです。
○JR播磨新宮駅周辺、井野原、段之上などにおいて特に人口減少が大きくなる見通しです。
○平成22年(2010年)の高齢化率は25.5%で、平成52年(2040年)においては33.8%と全地域で最も低くなる見通しです。なお、高齢者人口は67人の増加となる見通しです。

◆都市計画マスタープランにおけるまちづくりの目標

○播磨科学公園都市と連携した魅力ある拠点づくり
○水と緑が調和するだれもが住み続けられるまちづくり

◆まちづくりの方針

○商業、教育文化、行政機能などの多様な既存の都市機能を維持・活用するとともに、商業、医療などの新たな生活利便施設等の誘導を図ることにより、地域核にふさわしい魅力と活力ある市街地の形成を進めます。
○特にJR播磨新宮駅南から国道179号の南側の栗栖川周辺に至る旧新宮高等学校跡地を含めた区域においては、商業施設の立地誘導を進めます。また、国道179号の南北路線の沿道に医療施設、商業施設などの維持・誘導を図ります。
○JR播磨新宮駅などの交通利便性を生かし、空き家等を有効活用した良質な住宅ストックの供給により子育て世代・若者世代の転入促進や、U・I・Jターンなどによる移住・定住促進を図ります。
○揖保川、栗栖川などの河川や都市公園などの公園緑地については自然景観を保全するほか幹線道路における植栽、辻空間の修景、市民、事業者との協力による沿道緑化を推進し、快適な居住空間の形成を図ります。
○都市防災機能や防災体制の強化による安全・安心なまちづくりの推進を図ります。また、揖保川、栗栖川の河川改修を促進するとともに、建築物の耐震化、避難路の整備等の防災基盤整備を進め、安全な住宅地を確保します。

(3) 揖保川地域のまちづくりの方針

◆地域の現況

○揖保川地域は、市の中央部からやや南に位置し、西は相生市に接しており、姫路市や阪神間への通勤や通学のベッドタウンとしての性格が強い地域です。また、JR竜野駅周辺には、比較的小規模の宅地開発が相次ぎ、住宅、農地が混在しているため、道路や公園などの基盤整備による計画的な土地利用が必要です。本地域の北部と南部には、農地が広がり、ゆとりある田園集落が形成されています。

◆地域の人口特性

○平成22年(2010年)の人口は12,657人で、平成52年(2040年)には10,046人と2,611人が減少する見通しです。
 ○片島、半田、新在家などにおいて特に人口減少が大きくなる見通しです。
 ○平成22年(2010年)の高齢化率は22.5%で、全地域で最も低くなっていますが、平成52年(2040年)には35.4%と高くなります。なお、高齢者人口は703人の増加となる見通しです。

◆都市計画マスタープランにおけるまちづくりの目標

- 交通利便性を生かした拠点づくり
- 水と緑を生かした体験型レクリエーションによる自然と共存するまちづくり
- 工業・農業の振興による活力あるまちづくり



◆まちづくりの方針

- 商業、教育文化、行政機能などの多様な既存の都市機能を維持・活用するとともに、JR竜野駅周辺整備に伴うコミュニティ施設や商業、医療などの新たな生活利便施設等の誘導を図ることにより、地域核にふさわしい魅力と活力ある市街地の形成を進めます。
- 特にJR竜野駅周辺及び国道2号沿道地区においては、商業施設などの立地誘導を図ります。
- JR竜野駅周辺整備及び鉄道駅などの交通利便性を生かした新たな住宅地の供給、空き家等を有効活用した良質な住宅ストックの供給により子育て世代・若者世代の転入促進や、UIJターンなどによる移住・定住促進を図ります。
- JR竜野駅周辺整備事業を進め、地域交流センター及び(仮)駅南黍田公園の立地の誘導を図り、魅力と活力ある都市交流拠点づくりを推進します。
- 都市防災機能や防災体制の強化による安全・安心なまちづくりの推進を図ります。また、揖保川、馬路川、前川などの河川改修を促進するとともに、建築物の耐震化、避難路の整備等の防災基盤整備を進め、安全な住宅地を確保します。

(4) 御津地域のまちづくりの方針

◆地域の現況

- 御津地域は、市の南端に位置し、東は姫路市、西は相生市に接し、南は瀬戸内海に面しています。また、室津、岩見漁港を中心とした水産業とともに農業が重要な基幹産業です。市街地については、国道250号沿道の釜屋・苅屋地区を中心に形成されています。
- 関西随一の干潟である新舞子浜や綾部山梅林等は、瀬戸内海国立公園に指定されているほか、室津地区には、賀茂神社・見性寺・浄運寺をはじめとする歴史的文化財・遺産や町並みがあります。

◆地域の人口特性

- 平成22年(2010年)の人口は11,286人で、平成52年(2040年)には8,432人と2,854人が減少する見通しです。
- 市街化区域の大半において特に人口減少が大きくなる見通しです。
- 平成22年(2010年)の高齢化率は27.0%で、平成52年(2040年)には36.1%と全地域で最も高くなりますが、人口減少率も最も高いため、高齢者人口は10人減少となる見通しです。

◆都市計画マスタープランにおけるまちづくりの目標

- 海の風景や歴史的町並みを生かした観光地づくり
- 水と緑に調和した人にやさしいまちづくり
- 魅力的な農水産物による交流づくり



◆まちづくりの方針

- 商業、教育文化、行政機能などの多様な既存の都市機能を維持・活用するとともに、商業、医療などの新たな生活利便施設等の誘導を図ることにより、地域核にふさわしい魅力と活力ある市街地の形成を進めます。
- 特に国道250号沿道地区においては、商業施設などの立地の維持・誘導を図ります。
- 住居専用地域による良好な住環境を生かし、空き家等を有効活用した良質な住宅ストックの供給により子育て世代・若者世代の転入促進や、U・I・Jターンなどによる移住・定住促進を図ります。
- 揖保川や瀬戸内海国立公園などの自然景観と室津地区の歴史的景観形成地区における歴史的文化財・遺産や町並みを保全・活用し、魅力ある観光拠点づくりを目指すとともに、道の駅みつを観光・情報交流拠点として機能充実に努め、交流人口の拡大による地域の活性化を図ります。
- 都市交流拠点にある御津総合支所は、近接する御津文化センター、公民館等の機能を複合した施設として建替えを検討し、生活利便性の高い市街地形成を目指します。
- 都市防災機能や防災体制の強化による安全・安心なまちづくりの推進を図ります。また、富島川の改修を促進するとともに建築物の耐震化、避難路の整備等の防災基盤整備を進め、安全な住宅地を確保します。

第4章

誘導区域の設定について

1 立地適正化計画で定める区域及び誘導施設について

(1) 立地適正化計画によるまちのイメージ

立地適正化計画には、区域を記載するほか、基本的な方針、その他必要な事項を記載します。計画では、駅周辺や市役所・総合支所など地域の中心核となる箇所に「都市機能誘導区域」を設定し、医療・商業施設・公共施設などの「誘導施設」を維持・誘導していきます。また、「誘導施設」の集積により生活利便性を高めた「都市機能誘導区域」を含む周辺地に、居住を誘導する「居住誘導区域」を設定し、人口密度を維持していきます。さらに、各都市機能誘導区域及び居住誘導区域を公共交通ネットワークで結ぶことで「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の実現を目指します。

【立地適正化計画によるまちのイメージ】



立地適正化計画で定める区域等

- 都市計画区域全体を立地適正化計画区域とすることが基本となります。
- 居住誘導区域と都市機能誘導区域は立地適正化計画区域内でなければ定めることができません。

都市機能誘導区域及び誘導施設

- 都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。
- 誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき、医療・福祉・商業等の都市機能の増進に著しく寄与する施設です。

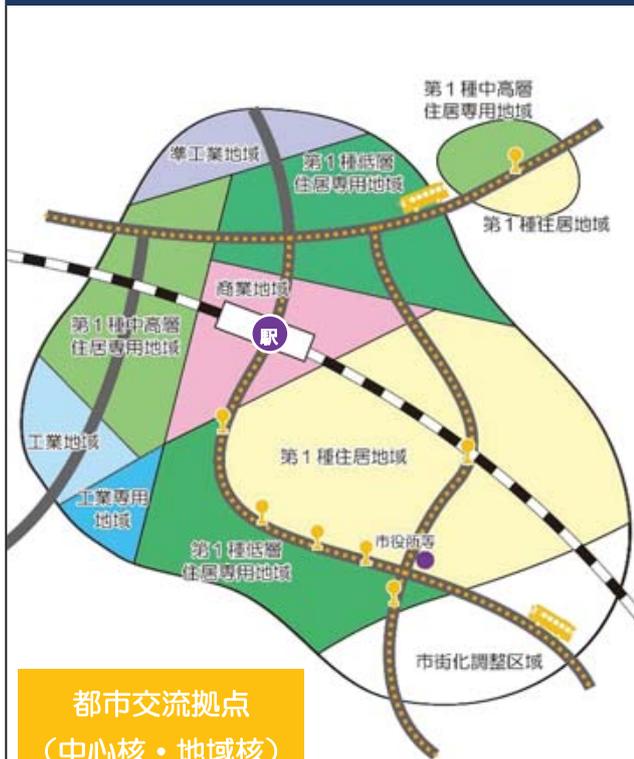
居住誘導区域

- 居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

(2) 誘導区域及び誘導施設の設定手順

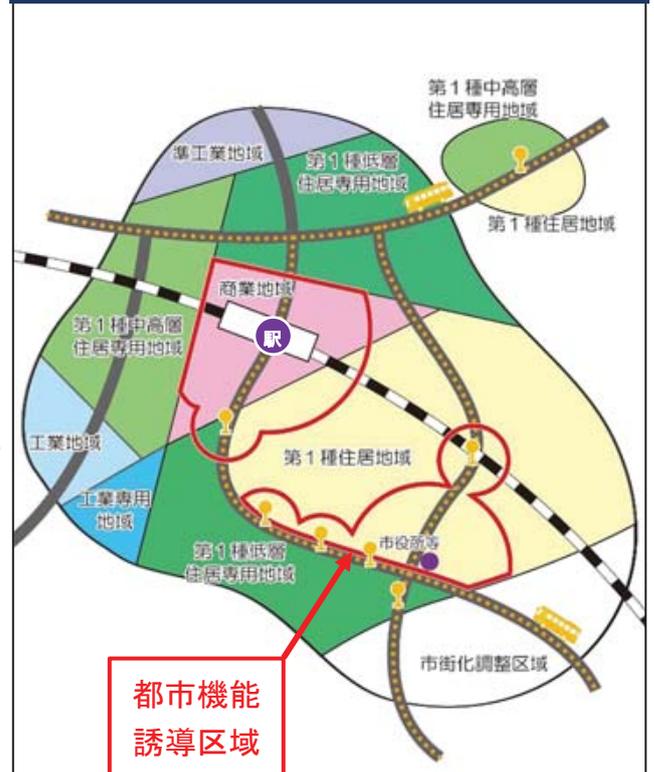
立地適正化計画で定める事項となっている、都市機能誘導区域及び誘導施設、居住誘導区域については、将来の都市構造の都市交流拠点を核として、次の手順1から手順4に基づき設定します。

手順1：都市交流拠点（中心核・地域核）の設定



○生活利便施設等が集積している市街地を、目指すべき都市構造における、都市交流拠点（中心核・地域核）に設定します。

手順2：都市機能誘導区域の設定



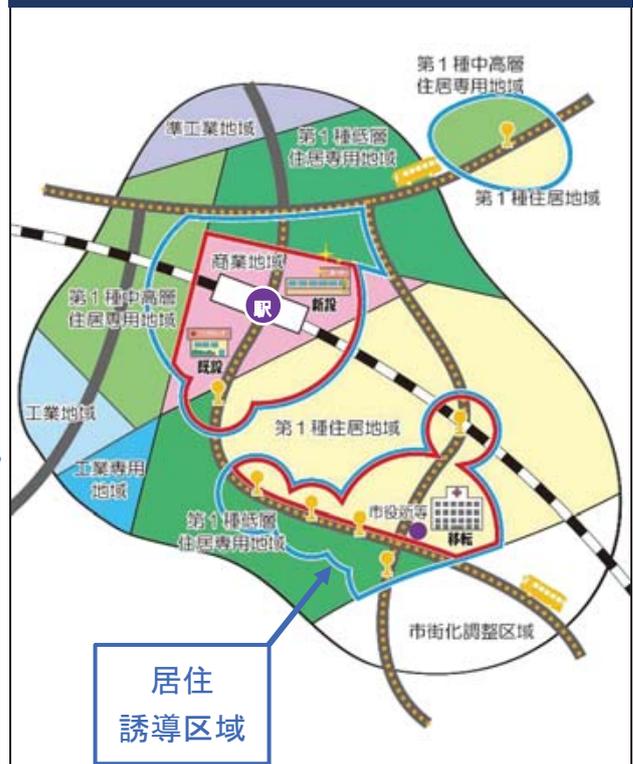
○国の考え方にに基づき、市の考え方・設定方針を定め、将来においても維持すべき都市機能誘導区域を設定します。

手順3：誘導施設の設定



○地区の特性を踏まえ、誘導及び維持していくべき誘導施設（日常生活に必要な施設等）を設定します。

手順4：居住誘導区域の設定



○誘導施設を将来においても維持していくために、一定の人口密度の維持が可能な範囲を居住誘導区域として設定します。

(3) 区域設定に当たって留意すべき事項

都市機能誘導区域及び居住誘導区域の設定については、国が示す「都市計画運用指針」における「誘導区域に含まない区域」等の留意すべき事項を踏まえ検討します。

【区域設定に当たって留意すべき事項】

誘導区域に含まない区域 (都市再生法第81条第11項、同法施行令第22条)	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域 ・災害危険区域のうち、条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域 ・農用地区域(又は農地法第5条第2項第1号口に掲げる農地若しくは採草放牧地の区域) ・国立公園・国定公園の特別区域、保安林の区域、保安林予定森林の区域、保安施設地区、保安施設地区に予定された地区、原生自然環境保全地域
原則として、誘導区域に含まないこととすべきである区域	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域 ・津波災害特別警戒区域 ・災害危険区域(条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く) ・地すべり防止区域 ・急傾斜地崩壊危険区域
都市機能及び居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として誘導区域に含まないこととすべき区域	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域 ・津波災害警戒区域 ・浸水想定区域 ・都市浸水想定区域 ・土砂災害や津波浸水等に関する調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域
誘導区域に含めることについて慎重に判断を行うことが望ましい区域	<ul style="list-style-type: none"> ・工業専用地域や流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域 ・特別用途地区や地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域 ・過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域 ・工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域
その他の留意すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の周辺の農地のうち、生産緑地地区など将来にわたり保全することが適当な農地については、居住誘導区域に含めず、市民農園その他の都市農業振興施策等との連携等により、その保全を図ることが望ましい。

資料：都市計画運用指針（国土交通省）

2 都市機能誘導区域について

(1) 国の都市機能誘導区域の考え方

国が示す「都市計画運用指針」により、都市機能誘導区域の設定の考え方を整理します。

◆国の区域設定の基本的な考え方

- 一定のエリアと誘導したい機能、当該エリア内において講じられる支援措置を事前に明示することにより都市機能誘導区域のエリア内の具体的な場所は問わずに、生活サービス施設の誘導を図ります。
- 都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう設定します。



◆国の区域設定の例

- 都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域
- 周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等都市の拠点となるべき区域
- 一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲

◆区域設定において留意すべき事項

- 合併前旧市町の中心部や歴史的に集落の拠点としての役割を担ってきた生活拠点等、地域の実情や市街地形成の成り立ちに応じて必要な数を定め、それぞれの都市機能誘導区域に必要な誘導施設を定めることが望ましい。
- 都市機能誘導区域は居住誘導区域内に重複して設定されるものであり、都市機能と併せて居住を誘導することが基本となります。
- 都市機能の充足による居住誘導区域への居住の誘導、人口密度の維持による都市機能の持続性の向上等、住宅及び都市機能の立地の適正化を効果的に図ることから、居住誘導区域と都市機能誘導区域は同時に設定することが基本となります。

(2) 本市の都市機能誘導区域の考え方

国が示す「都市計画運用指針」の考え方を踏まえつつ、本市の目指すべき都市構造に適した都市機能誘導区域の設定の考え方を示します。

◆本市の区域設定の基本的な考え方

- ①医療・福祉・商業、教育文化、行政機能などの都市機能を増進する施設が集積する市街地に設定します。
- ②鉄道駅又はバス停により公共交通ネットワークが形成されており、エリア間又は周辺からエリアへのアクセスが容易な市街地に設定します。
- ③現状において一定の人口密度が維持されており、都市機能を計画的に維持・誘導することで、将来も周辺と比較して人口減少が緩やかになると考えられる市街地に設定します。
- ④上位計画等の位置づけにより特に都市機能の増進を図ることが必要である市街地に設定します。

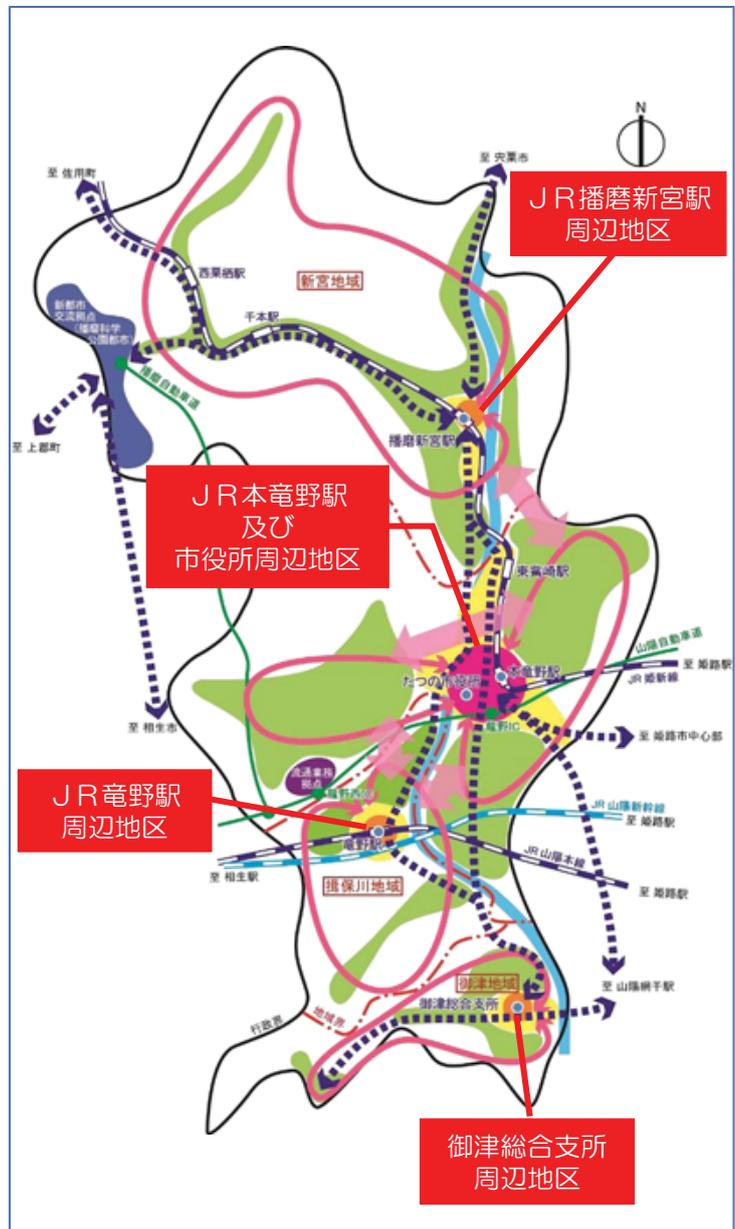
◆本市の区域設定

- 「たつの市都市計画マスタープラン」において都市交流拠点に位置づけられる地域を中心として都市機能を誘導

◆対象地区

- JR本竜野駅及び市役所周辺地区
- JR播磨新宮駅周辺地区
- JR竜野駅周辺地区
- 御津総合支所周辺地区

【目指すべき都市構造図】



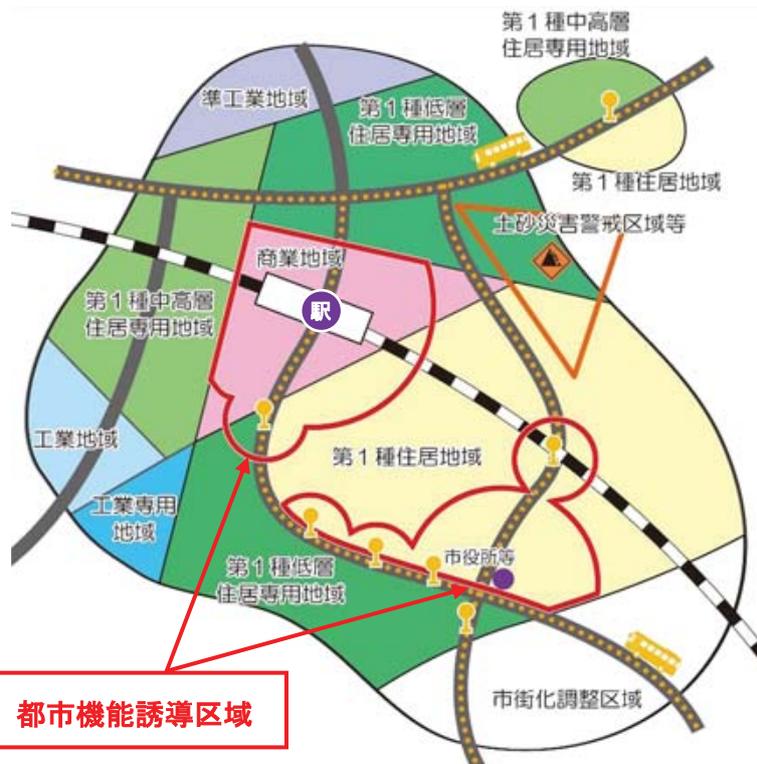
(3) 都市機能誘導区域の設定方針

本市の都市機能誘導区域の考え方により対象とする4地域について、次の設定方針に基づいて区域を定めます。

◆区域の設定方針

- ①用途地域内に設定します。
- ②各地域に複数の市街化区域がある場合、核になる施設（鉄道駅及び行政施設）が含まれる区域のみに設定します。
- ③地域の核になる鉄道駅及び行政施設（龍野地域：市役所、御津地域：御津総合支所）から、概ね800mの徒歩圏に設定します。
- ④既設の医療・福祉・商業等の誘導施設が複数立地している地域は、機能維持の必要性が高いため、鉄道駅及び行政施設からバス停の概ね300m徒歩圏内で連担している区域のみに設定します。
- ⑤特に良好な住環境を保護するため第1種低層住居専用地域と第1種中高層住居専用地域には原則設定しません。
- ⑥工業の利便を増進するための工業専用地域、工業地域、準工業地域には原則設定しません。
- ⑦災害の危険性が高い区域（急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域）には設定しません。
- ⑧浸水想定区域は河川改修事業等災害対策の促進やソフト面での対策（防災ハザードマップの活用等）を図ることとし、区域を設定します。
- ⑨都市機能誘導区域は基本的に用途地域界や明確な地形・地物により設定します。

【都市機能誘導区域の設定イメージ】



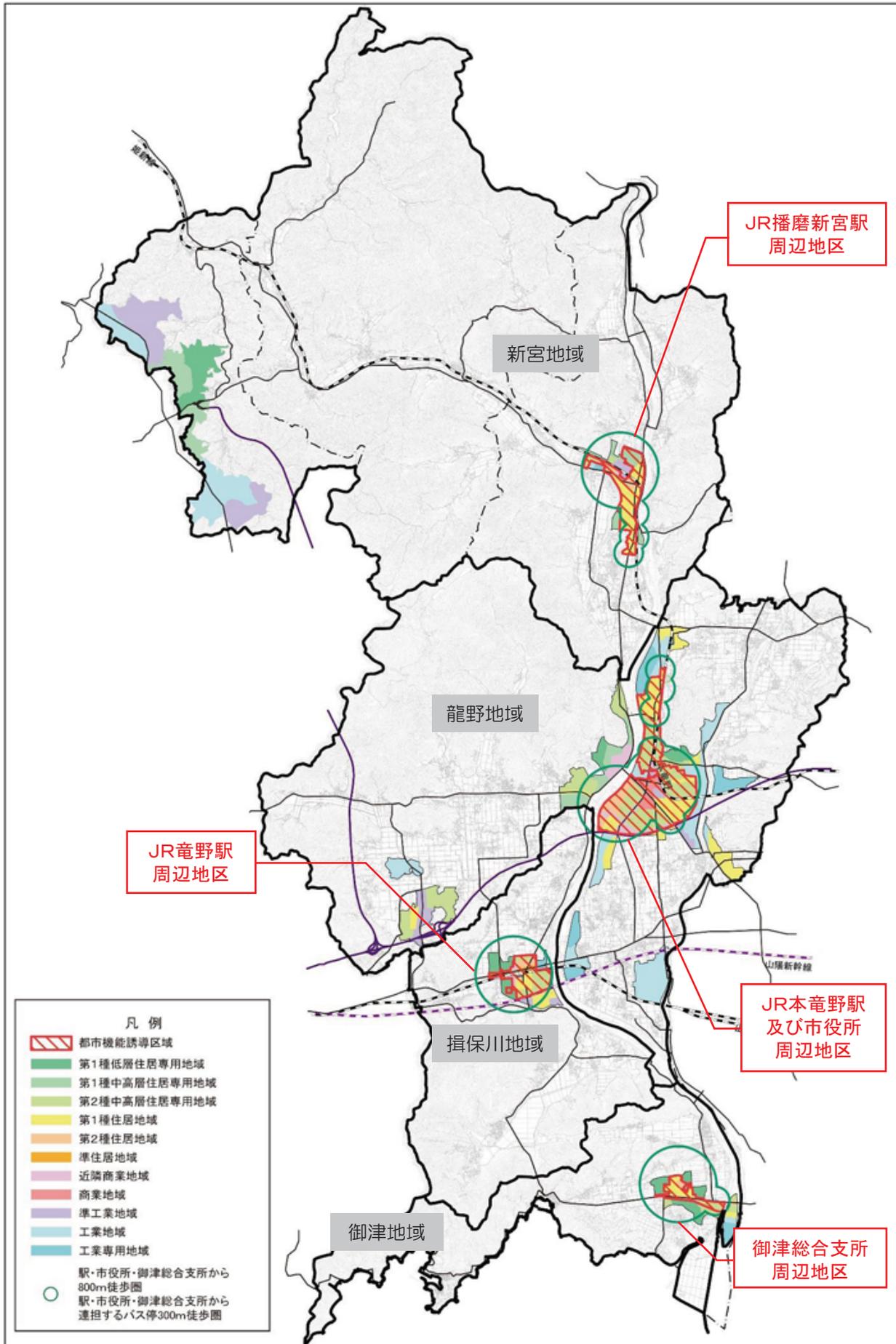
※徒歩圏（鉄道駅半径800m、バス停半径300m）については、平成26年国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」で「生活利便施設」の評価指標として用いられている値を採用

(4) 各地域における都市機能誘導区域の設定

本市の都市機能誘導区域の設定方針に基づき、各地域における都市機能誘導区域を次のとおり設定します。

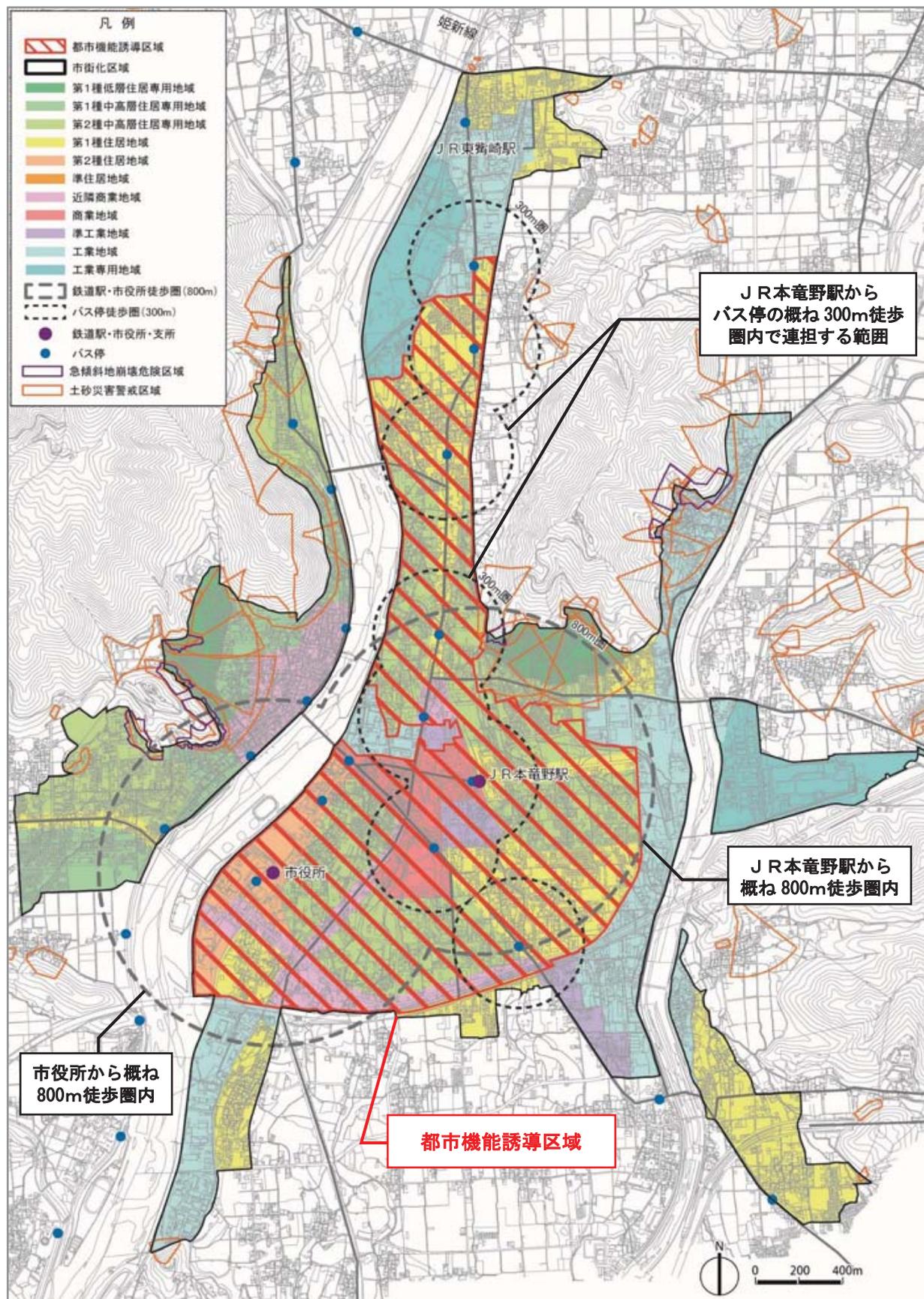
地域	地区名	区域の設定
龍野地域	JR本竜野駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> JR本竜野駅より概ね800m徒歩圏内及び鉄道駅とバス停 300m徒歩圏内で連担する区域を基本に設定します。 ※堂本及び中村にまたがる準工業地域については、工業系の土地利用から住居系等に進展しているため、区域に設定します。 (対象外) 山陽自動車道以南の小宅北の一部(第1種住居地域)については、主に工業系の土地利用状況であるため、設定しません。
	市役所周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 市役所より概ね800m徒歩圏内の区域を基本に設定します。
新宮地域	JR播磨新宮駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> JR播磨新宮駅より概ね800m徒歩圏内及び鉄道駅とバス停 300m徒歩圏内で連担する区域を基本に設定します。 ※第1種中高層住居専用地域にある新宮小学校及び新宮こども園の区域は、誘導施設として見込まれるため、区域に設定します。
揖保川地域	JR竜野駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> JR竜野駅より概ね800m徒歩圏内の区域を基本に設定します。 第1種低層住居専用地域にあるJR竜野駅周辺整備事業による近隣公園の整備箇所は、誘導施設として位置づけるため、区域に設定します。 (対象外) 山陽新幹線以南の正條・山津屋の一部(第一種住居地域)については、大部分が800m徒歩圏内ですが、住居系の立地が進んでいるため、設定しません。
御津地域	御津総合支所周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 御津総合支所より概ね800m徒歩圏内及びバス停 300m徒歩圏内で連担する区域を基本に設定します。 ※第1種低層住居専用地域にあるしょうせんこども園及び中部公園の区域は、誘導施設として見込まれるため、区域に設定します。

【都市機能誘導区域の設定】

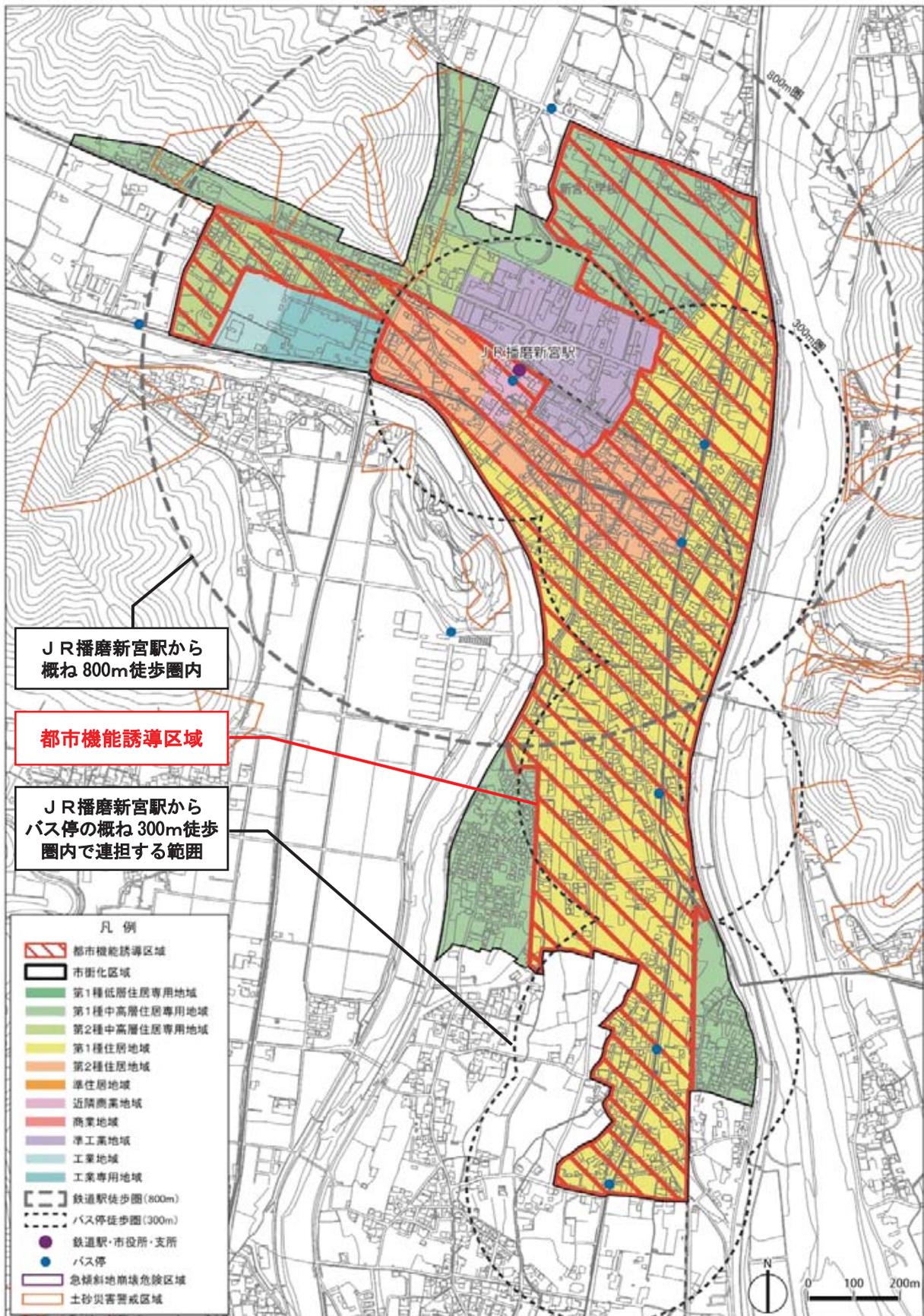


(5) 各地域における都市機能誘導区域

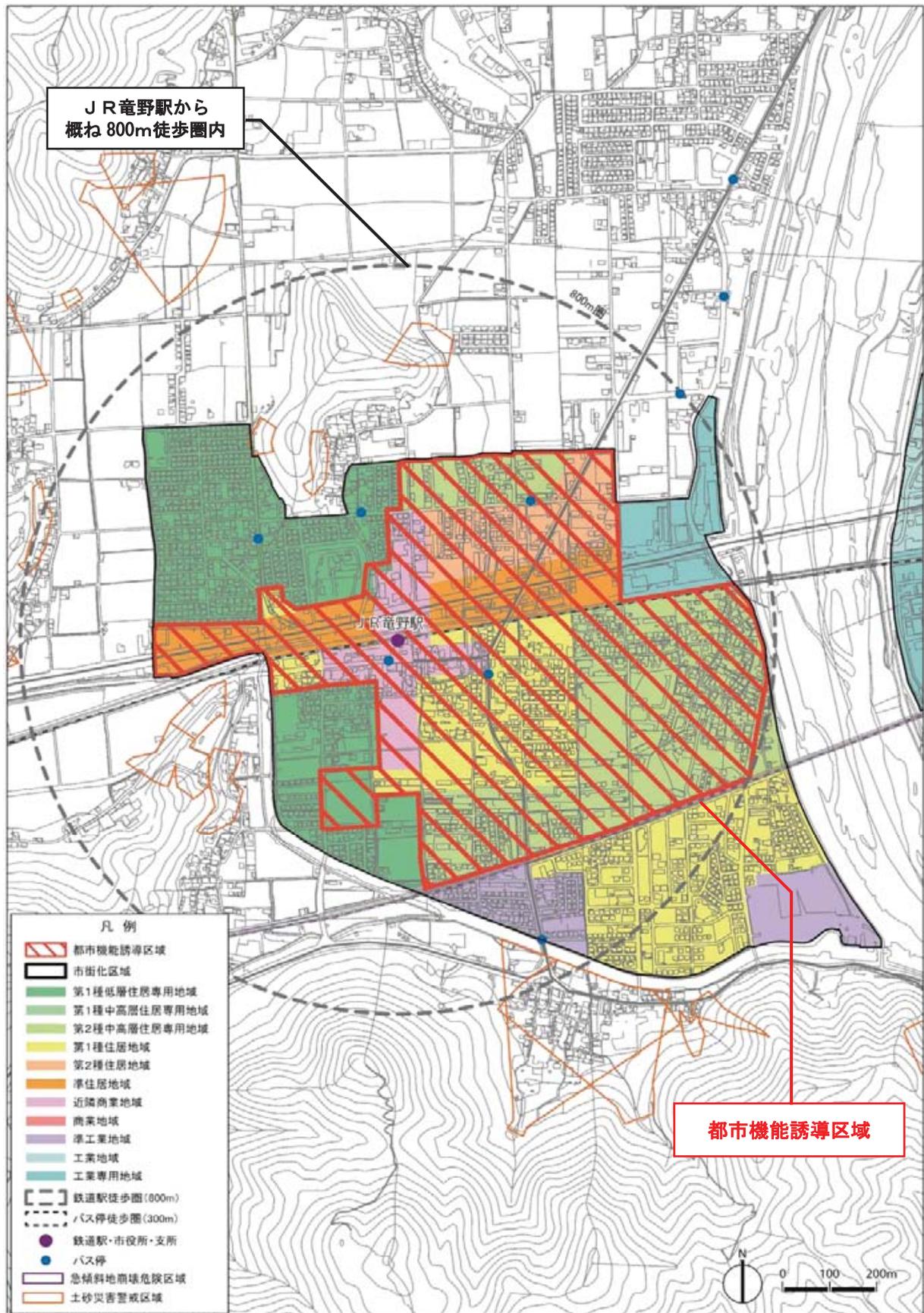
【龍野地域】



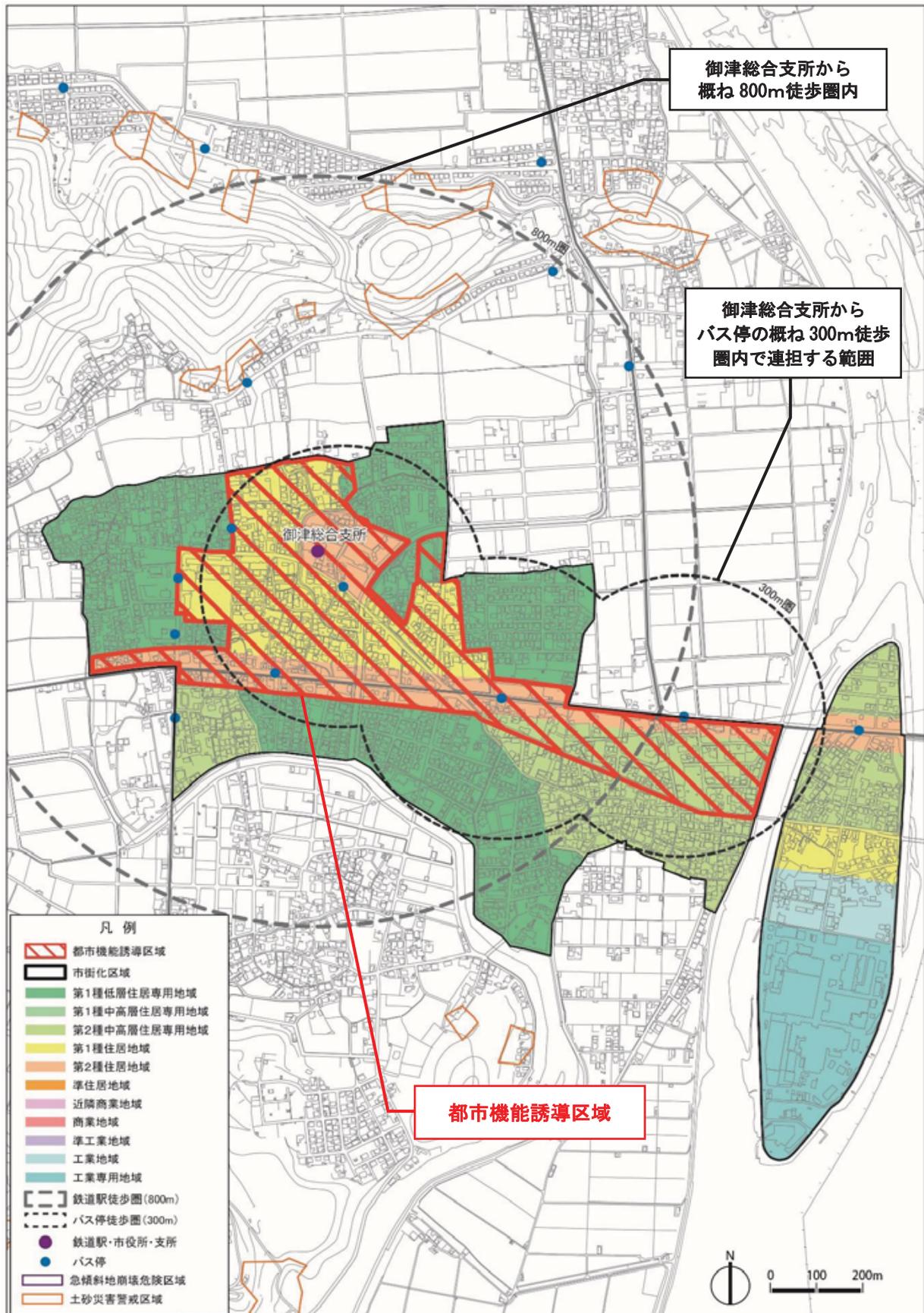
【新宮地域】



【揖保川地域】



【御津地域】



3 誘導施設について

(1) 国の誘導施設の考え方

国が示す「都市計画運用指針」により、都市機能誘導区域の設定の考え方を整理します。

◆国の誘導施設設定の基本的な考え方

- 誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能増進施設のことです。
- 当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましい。



◆誘導施設として定めることが想定される施設

	施設の機能	施設用途
①	高齢化の中で必要性の高まる施設	○病院・診療所、老人デイサービス、地域包括支援センター 等
②	子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる施設	○幼稚園や保育所の子育て支援施設、小学校等の教育施設 等
③	集客力があり、まちの賑わいを生み出す施設	○図書館、博物館等の文化施設 等 ○スーパーマーケット等の商業施設 等
④	行政サービスの窓口機能を有する施設	○市役所・支所等の行政施設 等

◆誘導施設設定において留意すべき事項

- 誘導施設が都市機能誘導区域内で充足している場合等は、必要に応じて誘導施設の設定を見直すことが望ましい。
- 誘導施設が都市機能誘導区域外に転出してしまう恐れがある場合には、必要に応じて誘導施設として定めることも考えられます。
- 誘導施設がない場合は、都市機能誘導区域が設定できません。

(2) 本市の誘導施設の考え方

国が示す「都市計画運用指針」の考え方を踏まえつつ、本市の都市づくりの方針に基づいた誘導施設の設定の考え方を示します。

◆本市の誘導施設設定の基本的な考え方

- ①地域別のまちづくりの方針や人口の動向を踏まえ、位置づけが必要な施設を設定します。
- ②誘導施設の地域別の充足状況を踏まえ、位置づけが必要な施設を設定します。
- ③「たつの市公共建築物再編実施計画」等の関連計画や具体の整備計画等と整合を図り、誘導施設に位置づけが必要な施設を設定します。
- ④平成27年4月に実施した市民意向調査結果により、各地域で今後必要な施設として回答が多く挙げられた施設を設定します。

(3) 本市において検討を要する誘導施設

本市の誘導施設設定の基本的な考え方を踏まえ、次の誘導施設の設定を検討します。

	大分類	小分類	定義
①	医療施設	病院	医療法第1条の5に規定する病院(20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。)
		診療所	医療法第1条の5に規定する診療所(患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。)のうち歯科を除く施設
②	高齢者福祉施設(通所)	通所介護	老人福祉法第5条の2第3項、第5項及び第7項に規定する事業を行う施設
		通所リハビリ	
		小規模多機能型居宅介護	介護保険法第8条第8項に規定するサービスを行う施設
		複合型サービス	
③	障害者支援施設(通所)	日中活動系(生活介護等)	障害者総合支援法第5条第7項に規定する施設等
		児童通所系(放課後等デイサービス等)	児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する施設等
		地域生活支援(日中一時支援等)	障害者総合支援法第77条及びたつの市障害者等地域生活支援規則第4条第8号に規定する施設等
④	子育て支援施設	保育所	児童福祉法第39条第1項に規定する施設
		幼稚園	学校教育法第1条に規定する施設
		認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する施設
⑤	教育施設	小学校	学校教育法第1条に規定する施設
		中学校	
⑥	文化施設	文化会館・文化センター	地域活性化の拠点として文化・交流等の都市活動・コミュニティ活動を支える施設の内、地域住民が利用できる多目的ホール・集会場機能を有する施設
		図書館	図書館法第2条第1項に規定する施設
		公民館・コミュニティセンター	地域住民の連帯意識を高め、地域社会づくりの活動の場とするための施設
⑦	健康増進施設	保健センター	地域保健法第18条第2項に規定する施設
		スポーツ施設	市民の体力づくり、健康づくりを推進し、心身の健全な育成に寄与するための施設
		住区基幹公園	都市公園法施行令第2条第1項1～3に規定する施設
⑧	行政施設	市役所	地方自治法第4条第1項に規定する施設
		総合支所	地方自治法第155条第1項に規定する施設
⑨	商業施設	大型商業施設	店舗面積が3,000㎡以上の店舗 〔店舗面積は大規模小売店舗立地法に規定する小売業(飲食店業を除くものと)し、物品加工修理業を含む〕を行うための店舗の用に供される床面積とする。〕
		食料品スーパー・専門量販店等	店舗面積が500㎡を超え、3,000㎡未満の店舗 〔店舗面積は大規模小売店舗立地法に規定する小売業(飲食店業を除くものと)し、物品加工修理業を含む〕を行うための店舗の用に供される床面積とする。〕
		コンビニエンスストア	主として飲食料品を中心とした各種最寄り品をセルフサービス方式で小売する事業所で、店舗規模が小さく、終日又は長時間営業を行う事業所
⑩	金融機関	銀行・信用金庫等	銀行法第2条に規定する銀行、長期信用銀行法第2条に規定する長期信用銀行、信用金庫法に基づく信用金庫
		郵便局	日本郵便株式会社法第2条第2項に規定する施設

(4) 誘導施設の地域別の立地状況

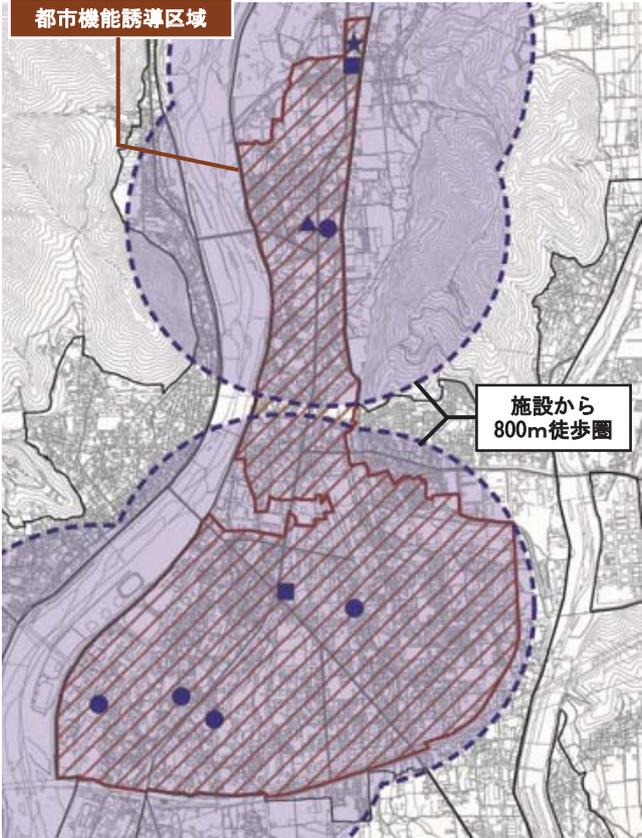
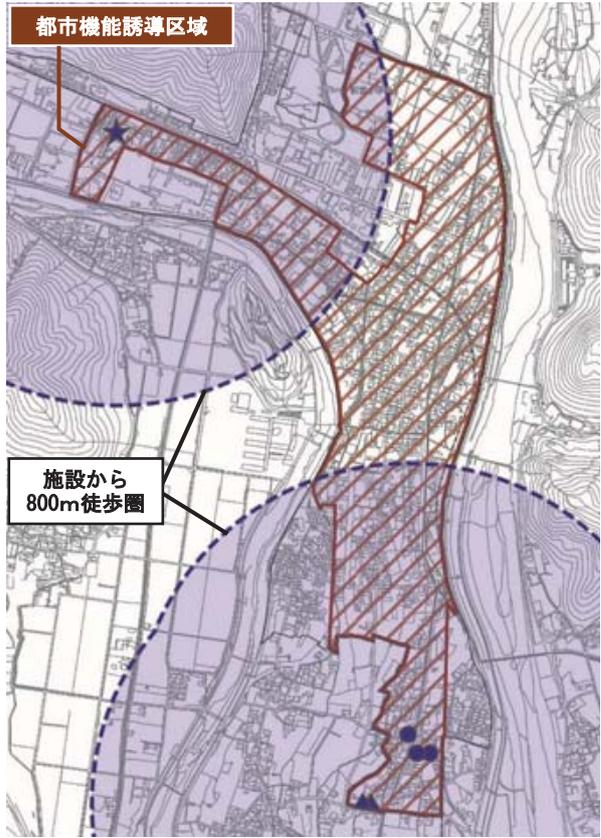
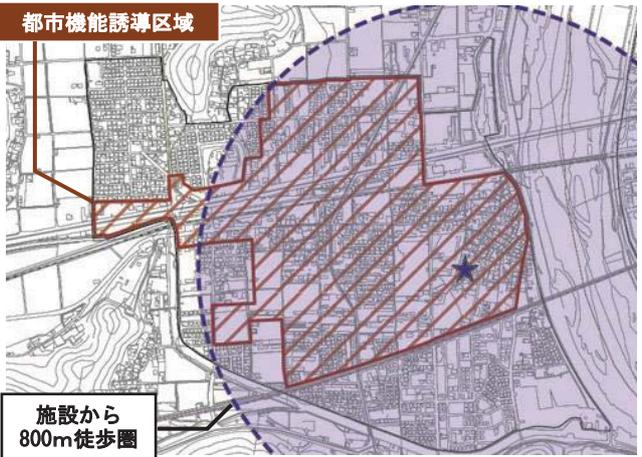
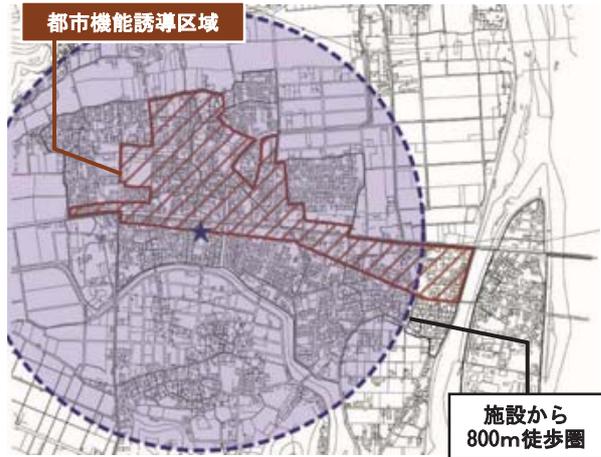
前項で示した10分類の誘導施設について、各地域の都市機能誘導区域における施設数や各施設の中心からの徒歩圏を800mとした場合の立地状況を示し、誘導施設としての位置づけの必要性を検証します。

立地状況については、原則として都市機能誘導区域内の施設について示します。また、各施設については、異なる記号(●▲■★)で標記するとともに、施設の中心から徒歩圏800m圏域を同系色の円で示します。

① 医療施設

龍野地域		新宮地域	
<p>都市機能誘導区域</p> <p>施設から800m徒歩圏</p>		<p>都市機能誘導区域</p> <p>施設から800m徒歩圏</p>	
施設数	●病 院：3箇所 ▲診療所：8箇所	施設数	●病 院：1箇所 ▲診療所：2箇所
立地状況	施設は、都市機能誘導区域に点在して立地しており、同区域は施設から800mの徒歩圏内にあります。	立地状況	施設は、都市機能誘導区域の中央部と南部に立地しており、同区域は施設から800mの徒歩圏内にあります。
揖保川地域		御津地域	
<p>都市機能誘導区域</p> <p>施設から800m徒歩圏</p>		<p>都市機能誘導区域</p> <p>たつの市民病院</p> <p>施設から800m徒歩圏</p>	
施設数	●病 院：0箇所 ▲診療所：1箇所	施設数	●病 院：0箇所（区域外に1施設） ▲診療所：2箇所
立地状況	施設は、都市機能誘導区域の中央部に立地しており、同区域は施設から800mの徒歩圏内にあります。	立地状況	施設は、都市機能誘導区域の東部と西部に立地しており、同区域は施設から800mの徒歩圏内にあります。

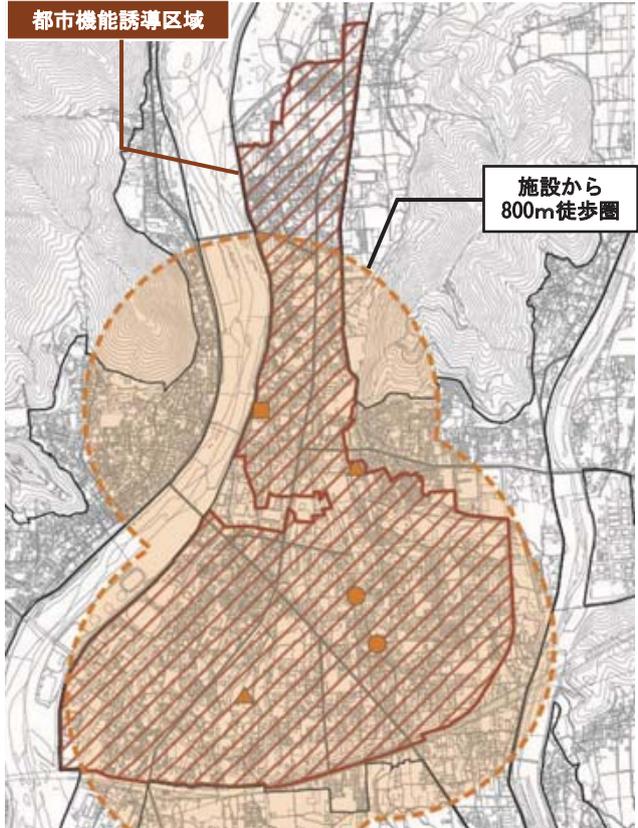
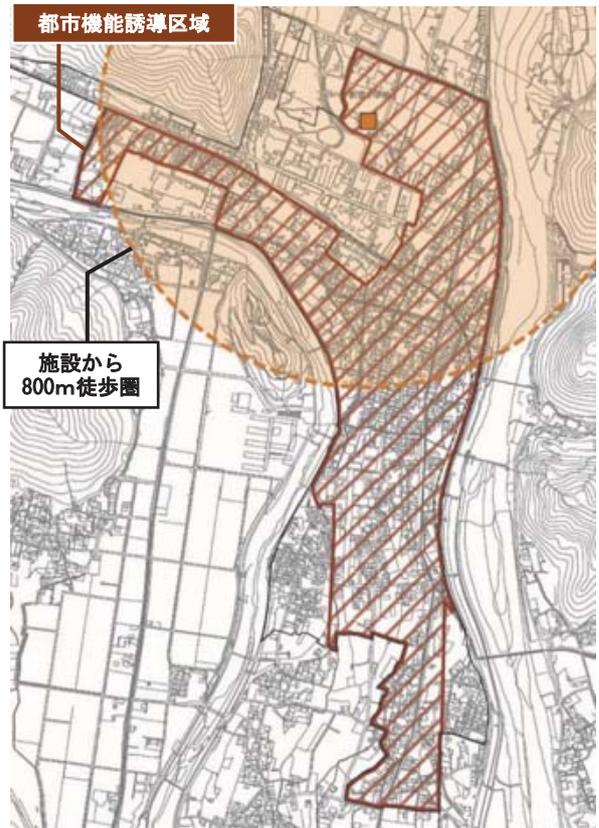
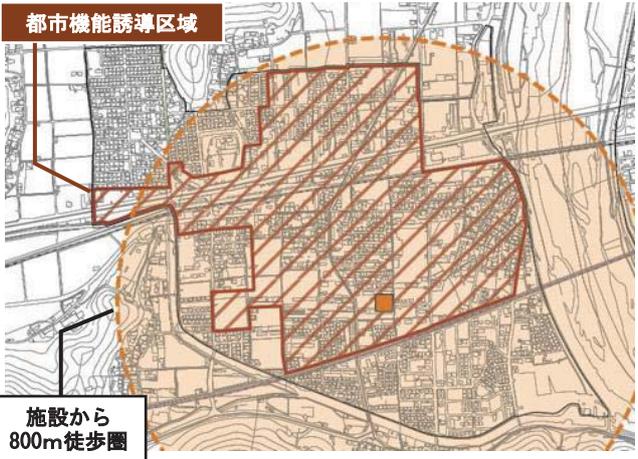
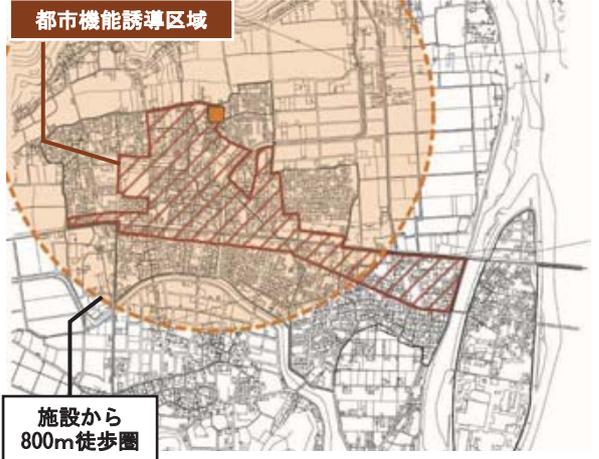
② 高齢者福祉施設（通所）

龍野地域		新宮地域	
			
施設数	<ul style="list-style-type: none"> ●通所介護：5 箇所 ▲通所リハビリ：1 箇所 ■小規模多機能型居宅介護：2 箇所 ★複合型サービス：1 箇所 	施設数	<ul style="list-style-type: none"> ●通所介護：3 箇所 ▲通所リハビリ：2 箇所 ■小規模多機能型居宅介護：0 箇所 ★複合型サービス：1 箇所
立地状況	施設は、都市機能誘導区域の北部と南部に立地しており、同区域は施設から 800m の徒歩圏内にあります。	立地状況	施設は、都市機能誘導区域の北西部と南部に立地しており、中央部を除き、同区域は施設から 800m の徒歩圏内にあります。
揖保川地域		御津地域	
			
施設数	<ul style="list-style-type: none"> ●通所介護：0 箇所 ▲通所リハビリ：0 箇所 ■小規模多機能型居宅介護：0 箇所 ★複合型サービス：1 箇所 	施設数	<ul style="list-style-type: none"> ●通所介護：0 箇所 ▲通所リハビリ：0 箇所 ■小規模多機能型居宅介護：0 箇所 ★複合型サービス：1 箇所
立地状況	施設は、都市機能誘導区域の東部に立地しており、一部を除き、同区域は施設から 800m の徒歩圏内にあります。	立地状況	施設は、都市機能誘導区域の西部に立地しており、一部を除き、同区域は施設から 800m の徒歩圏内にあります。

③ 障害者支援施設（通所）

龍野地域		新宮地域	
施設数	<ul style="list-style-type: none"> ●日中活動系：4箇所 ▲児童通所系：2箇所 ■地域生活支援：1箇所 	施設数	<ul style="list-style-type: none"> ●日中活動系：0箇所 ▲児童通所系：0箇所 ■地域生活支援：0箇所
立地状況	施設は、都市機能誘導区域の中央部と南部に立地しており、北部を除き、同区域は施設から800mの徒歩圏内にあります。	立地状況	都市機能誘導区域内に施設は立地していません。
揖保川地域		御津地域	
施設数	<ul style="list-style-type: none"> ●日中活動系：0箇所 ▲児童通所系：1箇所 ■地域生活支援：0箇所 	施設数	<ul style="list-style-type: none"> ●日中活動系：0箇所 ▲児童通所系：0箇所 ■地域生活支援：0箇所
立地状況	施設は、都市機能誘導区域の南部に立地しており、一部を除き、同区域は施設から800mの徒歩圏内にあります。	立地状況	都市機能誘導区域内に施設は立地していません。

④ 子育て支援施設

龍野地域		新宮地域	
			
施設数	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所：2 箇所 ▲ 幼稚園：2 箇所 ■ 認定こども園：1 箇所 	施設数	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所：0 箇所 ▲ 幼稚園：0 箇所 ■ 認定こども園：1 箇所
立地状況	施設は、都市機能誘導区域の中央部と南部に立地しており、北部を除き、同区域は施設から800mの徒歩圏内にあります。	立地状況	施設は、都市機能誘導区域の北部に立地しており、南部は施設から800mの徒歩圏外ですが、同区域外の南部にも施設が立地しています。
揖保川地域		御津地域	
			
施設数	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所：0 箇所 ▲ 幼稚園：0 箇所 ■ 認定こども園：1 箇所 	施設数	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所：0 箇所 ▲ 幼稚園：0 箇所 ■ 認定こども園：1 箇所
立地状況	施設は、都市機能誘導区域の南部に立地しており、同区域は施設から800mの徒歩圏内にあります。	立地状況	施設は、都市機能誘導区域の北部に立地しており、一部を除き、同区域は施設から800mの徒歩圏内にあります。

⑤ 教育施設

龍野地域		新宮地域	
施設数	●小学校：1 箇所 ▲中学校：1 箇所	施設数	●小学校：1 箇所 ▲中学校：0 箇所
立地状況	都市機能誘導区域の中央部に、小学校・中学校がそれぞれ1箇所立地しています。	立地状況	都市機能誘導区域の北部に、小学校が1箇所立地しています。
揖保川地域		御津地域	
施設数	●小学校：0 箇所 ▲中学校：1 箇所	施設数	●小学校：1 箇所 ▲中学校：0 箇所
立地状況	都市機能誘導区域の中央部に、中学校が1箇所立地しています。	立地状況	都市機能誘導区域の西部に、小学校が1箇所立地しています。

⑥ 文化施設

龍野地域		新宮地域	
施設数	<ul style="list-style-type: none"> ●文化会館・文化センター：2箇所 ▲図書館：0箇所 ■公民館・コミュニティセンター：1箇所 	施設数	<ul style="list-style-type: none"> ●文化会館・文化センター：0箇所 ▲図書館：0箇所 ■公民館・コミュニティセンター：1箇所
立地状況	都市機能誘導区域の南部に、文化会館が2箇所、公民館が1箇所立地しています。	立地状況	都市機能誘導区域の北部に、公民館が1箇所立地しています。
揖保川地域		御津地域	
施設数	<ul style="list-style-type: none"> ●文化会館・文化センター：0箇所 ▲図書館：0箇所 ■公民館・コミュニティセンター：1箇所 	施設数	<ul style="list-style-type: none"> ●文化会館・文化センター：1箇所 ▲図書館：0箇所 ■公民館・コミュニティセンター：1箇所
立地状況	都市機能誘導区域の北部に、公民館が1箇所立地しています。	立地状況	都市機能誘導区域の北部に、文化センター・公民館がそれぞれ1箇所立地しています。

⑦ 健康増進施設

龍野地域		新宮地域	
施設数	<ul style="list-style-type: none"> ●保健センター：1箇所 ▲スポーツ施設：1箇所 ■住区基幹公園：8箇所 	施設数	<ul style="list-style-type: none"> ●保健センター：0箇所 ▲スポーツ施設：1箇所 ■住区基幹公園：3箇所
立地状況	施設は、都市機能誘導区域内に点在して立地しており、同区域は施設から800mの徒歩圏内にあります。	立地状況	施設は、都市機能誘導区域内に点在して立地しており、一部を除き、同区域は施設から800mの徒歩圏内にあります。
揖保川地域		御津地域	
施設数	<ul style="list-style-type: none"> ●保健センター：0箇所 ▲スポーツ施設：0箇所 ■住区基幹公園：0箇所 	施設数	<ul style="list-style-type: none"> ●保健センター：0箇所 ▲スポーツ施設：0箇所 ■住区基幹公園：2箇所
立地状況	都市機能誘導区域内に施設は立地していません。	立地状況	施設は、都市機能誘導区域内の東部と中央部に立地しており、同区域は施設から800mの徒歩圏内にあります。

⑧ 行政施設

龍野地域		新宮地域	
<p>都市機能誘導区域</p> <p>施設から800m徒歩圏</p>		<p>都市機能誘導区域</p>	
施設数	●市役所：1箇所	施設数	▲総合支所：0箇所（区域外に1施設）
立地状況	都市機能誘導区域の南部に、市役所が1箇所立地しています。	立地状況	都市機能誘導区域内に施設は立地していません。（市街化調整区域に立地しています。）
揖保川地域		御津地域	
<p>都市機能誘導区域</p>		<p>都市機能誘導区域</p> <p>施設から800m徒歩圏</p>	
施設数	▲総合支所：0箇所（区域外に1施設）	施設数	▲総合支所：1箇所
立地状況	都市機能誘導区域内に施設は立地していません。（市街化調整区域に立地しています。）	立地状況	都市機能誘導区域の北部に、総合支所が1箇所立地しています。

⑨ 商業施設

龍野地域		新宮地域	
<p>都市機能誘導区域</p> <p>施設から800m徒歩圏</p>		<p>都市機能誘導区域</p> <p>施設から800m徒歩圏</p>	
施設数	<ul style="list-style-type: none"> ●大型商業施設：1 箇所 ▲食料品スーパー・専門量販店等：18 箇所 ■コンビニエンスストア：7 箇所 	施設数	<ul style="list-style-type: none"> ●大型商業施設：0 箇所 ▲食料品スーパー・専門量販店等：3 箇所 ■コンビニエンスストア：1 箇所
立地状況	施設は、都市機能誘導区域内に点在して立地しており、同区域は施設から 800mの徒歩圏内にあります。	立地状況	施設は、都市機能誘導区域内の中央部と南部に立地しており、同区域は施設から 800mの徒歩圏内にあります。
揖保川地域		御津地域	
<p>都市機能誘導区域</p> <p>施設から800m徒歩圏</p>		<p>都市機能誘導区域</p> <p>施設から800m徒歩圏</p>	
施設数	<ul style="list-style-type: none"> ●大型商業施設：0 箇所 ▲食料品スーパー・専門量販店等：2 箇所 ■コンビニエンスストア：2 箇所 	施設数	<ul style="list-style-type: none"> ●大型商業施設：0 箇所 ▲食料品スーパー・専門量販店等：4 箇所 ■コンビニエンスストア：2 箇所
立地状況	施設は、都市機能誘導区域内の北部と南部に立地しており、同区域は施設から 800mの徒歩圏内にあります。	立地状況	施設は、都市機能誘導区域内の中央部に立地しており、同区域は施設から 800mの徒歩圏内にあります。

⑩ 金融機関

龍野地域		新宮地域	
施設数	●銀行・信用金庫：7 箇所 ▲郵便局：4 箇所	施設数	●銀行・信用金庫：3 箇所 ▲郵便局：1 箇所
立地状況	施設は、都市機能誘導区域内の中央部に立地しており、一部を除き、同区域は施設から 800m の徒歩圏内にあります。	立地状況	施設は、都市機能誘導区域内の中央部に立地しており、一部を除き、同区域は施設から 800m の徒歩圏内にあります。
揖保川地域		御津地域	
施設数	●銀行・信用金庫：2 箇所 ▲郵便局：1 箇所	施設数	●銀行・信用金庫：2 箇所 ▲郵便局：2 箇所
立地状況	施設は、都市機能誘導区域内の東部と中央部に立地しており、同区域は施設から 800m の徒歩圏内にあります。	立地状況	施設は、都市機能誘導区域内に点在して立地しており、同区域は施設から 800m の徒歩圏内にあります。

（５）誘導施設の設定方針

誘導施設については、前段で示した地域別の立地状況、アンケート調査における市民が望む施設、「たつの市公共建築物再編実施計画」における建替え等の具体的な計画、市の関連計画における方針等を踏まえ、市の設定方針を定めます。また、市の方針に基づき、各地域において誘導施設の設定を行います。なお、誘導施設の設定は、固定的なものではなく、今後の立地状況や各関連計画の動向を踏まえ、見直し時において、新たに設定を行うことも検討していきます。

①医療施設＜病院・診療所＞

- 病院については、総合的な医療サービス（二次医療）としての機能維持が求められていることから、「兵庫県保健医療計画」の方針等を踏まえ、誘導施設の設定を行います。
- 診療所については、各地域において一定程度、充足しているものの、子育て世代等の定住促進を図るうえで必要な小児科の不足をはじめ、日常的な診療や看取りを含めた在宅医療・看護といった地域のかかりつけ医としての機能が求められていることから、誘導施設の設定を行います。

②高齢者福祉施設（通所）＜通所介護・通所リハビリ・小規模多機能型居宅介護・複合型サービス＞

- 高齢者福祉施設の通所介護等の通所系のサービスについては、原則として事業者において送迎を行うため、都市機能誘導区域内の立地が重視される訳ではありません。また、「第6期たつの市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」においては「福祉・医療・保健の連携のもと高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちづくり」を理念とし、住み慣れた地域での生活を継続できるようにバランスのとれた施設配置が望ましいことから、誘導施設の設定は行いません。

③障害者支援施設（通所）＜日中活動系・児童通所系・地域生活支援＞

- 障害者支援施設の通所系の障害者サービスについては、原則として事業者において送迎を行う場合が多く、都市機能誘導区域内の立地が重視される訳ではありません。また、「たつの市第4期障害福祉計画」においては、「地域生活への移行」を重点課題とし、「自立可能な方については、本人の希望に応じ、できる限り地域で暮らせるよう支援する」としており、バランスのとれた施設配置が望ましいことから、誘導施設の設定は行いません。

④子育て支援施設＜保育所・幼稚園・認定こども園＞

○子育て支援施設については、「たつの市幼稚園・保育所再編計画」において、市内の幼稚園・保育所を再編し、認定こども園の整備を推進するに当たり、都市機能誘導区域に限定した配置ではなく、地域ごとのバランスに配慮した適正な配置を方針としています。また、現状では、待機児童はなく、バランスの取れた状態であることから、現段階では誘導施設の設定は行いません。

⑤教育施設＜小学校・中学校＞

○小・中学校については、重要な教育施設であるとともに、指定避難所等の機能も有しています。現段階では、「たつの市公共建築物再編実施計画」において、小学校は今後の児童数の推移等を踏まえ統廃合を検討するほか、中学校は現状を維持し運営することとしていることから、誘導施設の設定は行いません。

⑥文化施設＜文化会館・文化センター・図書館・公民館・コミュニティセンター＞

○教育文化活動を支える拠点となる文化会館・文化センター・図書館や、コミュニティ活動拠点となる公民館・コミュニティセンターについては、「たつの市公共建築物再編実施計画」に基づき、新たな整備、建物の更新による統廃合や複合化等を検討していることから、誘導施設の設定を行います。

⑦健康増進施設＜保健センター・スポーツ施設・住区基幹公園＞

○保健センターについては、健康づくりや健康相談、保健・栄養指導等の窓口や活動の拠点となる機能を有しており、「たつの市公共建築物再編実施計画」に基づき、施設配置を検討していることから、誘導施設の設定を行います。

○スポーツ施設については、予防・健康増進のために体を動かす活動ができる機能は必要であることから、今後の統廃合等の検討を踏まえることとし、現段階では誘導施設の設定は行いません。

○住区基幹公園についても、予防・健康増進のために体を動かす活動ができる機能は必要であることから、各地域における立地状況や整備計画等を踏まえ、誘導施設の設定を行います。

⑧行政施設＜市役所・総合支所＞

○市政を行う中心施設である市役所及び、地域の身近な行政施設である総合支所については、「たつの市公共建築物再編実施計画」に基づき、増改築や建替えに伴う複合化等を検討していることから、誘導施設の設定を行います。

⑨商業施設＜大型商業施設・食料品スーパー・専門量販店等・コンビニエンスストア＞

- 大型商業施設については、「兵庫県広域土地利用プログラム」の「準広域商業ゾーン」の位置付けや、「たつの市都市計画マスタープラン」の大型商業施設などの集客施設の立地誘導の方針を踏まえるとともに、大規模小売店舗での店舗面積が3,000㎡以上の店舗について、誘導施設の設定を行います。
- 食料品スーパー・専門量販店等については、居住者の日常生活の利便性を高めるために必要不可欠な施設であることから、大規模小売店舗での店舗面積が500㎡を超えて3,000㎡未満の店舗について、誘導施設の設定を行います。
- コンビニエンスストアについては、立地による都市構造への大きな影響がなく、現在の分散した立地状況や利用圏人口が小さいことや、都市機能誘導区域に限定しない立地が望ましいことから、誘導施設の設定は行いません。

⑩金融機関＜銀行・信用金庫等・郵便局＞

- 金融機関については、居住者の日常生活の利便性を高める施設であり、各地域の都市機能誘導区域内の徒歩圏域に複数立地している状況であるため、誘導施設の設定は行いません。

(6) 各地域における誘導施設の設定

◆龍野地域

<誘導施設の設定の考え方>

中心核にふさわしい都市機能の維持・誘導を図るため、JR本竜野駅・市役所周辺において、JR本竜野駅や山陽自動車道龍野I.Cなどの交通利便性を生かし、文化施設、健康増進施設、行政施設など多様な高次都市機能を維持するとともに、大型商業施設などの集客施設の立地誘導を図ります。

<市民意向調査において望まれている施設>

- ・日常生活に必要な店舗・サービス施設
- ・病院や診療所などの医療施設
- ・スーパーマーケットなどの商業施設

※地域ごとの回答割合で40%を超えている項目を抽出

<地域別人口の状況>

	平成22年(2010年)	平成52年(2040年)	平成22年⇒平成52年
総人口(人)	40,359	32,557	△7,802
0~14歳	6,052	3,508	△2,544
15~64歳	25,104	18,020	△7,084
65歳以上	9,203	11,029	1,826
高齢化率	22.8%	33.9%	11.1ポイント

※値は国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口

<誘導施設の設定方針>

施設分類	誘導施設	設定方針
医療施設	病院 診療所	○病院は、引き続き機能維持を図る必要があるため、誘導施設に設定します。 ○診療所は現状において充足していますが、子育て世代等の定住促進を図るうえでも必要な小児科の不足をはじめ、地域のかかりつけ医としての機能が求められていることなどにより、誘導施設に設定します。
文化施設	—	○文化施設は一定程度立地しており、関連計画等においても具体的な計画がないため、誘導施設に設定しません。
健康増進施設	—	○健康増進施設はいずれも現状において充足しているため、誘導施設に設定しません。
行政施設	市役所	○市役所は、「たつの市公共建築物再編実施計画」において増改築を検討しているため、誘導施設に設定します。
商業施設	大型商業施設、食料品スーパー・専門量販店等	○大規模小売店舗は、本地域が中心核であることや、上位計画等において大型商業施設などの集客施設の立地を誘導・許容し、商業拠点づくりを目指していることから、店舗面積が3,000㎡以上の店舗について、誘導施設に設定します。 ○食料品スーパー・専門量販店等は、居住者の日常生活の利便性を高めるために必要不可欠な施設であるため、大規模小売店舗での店舗面積が500㎡を超えて3,000㎡未満の店舗について、誘導施設に設定します。

<誘導施設の設定>

- 医療施設（病院（病床が20床以上の施設）、診療所（病床が無床又は19床以下で歯科を除く施設））
- 行政施設（市役所）
- 商業施設（大型商業施設（店舗面積3,000㎡以上）、食料品スーパー・専門量販店等（店舗面積が500㎡を超えて3,000㎡未満の店舗））

◆新宮地域

＜誘導施設の設定の考え方＞

JR播磨新宮駅南から国道 179 号の南側の栗栖川周辺に至る旧新宮高等学校跡地を含めた区域や国道 179 号の南北路線の沿道に医療施設、商業施設等の生活サービス施設の立地誘導を図ります。

＜市民意向調査において望まれている施設＞

- ・日常生活に必要な店舗・サービス施設
- ・病院や診療所などの医療施設

※地域ごとの回答割合で 40%を超えている項目を抽出

＜地域別人口の状況＞

	平成 22 年 (2010 年)	平成 52 年 (2040 年)	平成 22 年⇒平成 52 年
総人口 (人)	16,216	12,432	△3,784
0～14 歳	2,037	1,329	△708
15～64 歳	10,047	6,904	△3,143
65 歳以上	4,132	4,199	67
高齢化率	25.5%	33.8%	8.3 ポイント

※値は国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口

＜誘導施設の設定方針＞

施設分類	誘導施設	設定方針
医療施設	病院 診療所	○病院は、引き続き機能維持を図る必要があるため誘導施設に設定します。 ○診療所は現状において充足していますが、子育て世代等の定住促進を図るうえでも必要な小児科の不足をはじめ、地域のかかりつけ医としての機能が求められていることなどにより、誘導施設に設定します。
文化施設	—	○文化施設は一定程度立地しており、関連計画等においても具体的な計画がないため、誘導施設に設定しません。
健康増進施設	—	○健康増進施設はいずれも現状において充足しているため、誘導施設に設定しません。
行政施設	—	○総合支所は都市機能誘導区域に立地していませんが、関連計画等においても具体的な計画がないため、誘導施設に設定しません。
商業施設	食料品スーパー・ 専門量販店等	○食料品スーパー・専門量販店等は、居住者の日常生活の利便性を高めるために必要不可欠な施設であるため、大規模小売店舗での店舗面積が 500 m ² を超えて 3,000 m ² 未満の店舗について、誘導施設に設定します。



＜誘導施設の設定＞

- 医療施設（病院（病床が 20 床以上の施設）、診療所（病床が無床又は 19 床以下で歯科を除く施設））
- 商業施設（食料品スーパー・専門量販店等（店舗面積が 500 m²を超えて 3,000 m²未満の店舗））

◆揖保川地域

<誘導施設の設定の考え方>

JR竜野駅周辺及び国道2号沿道地区などにおいては、高い交通利便性を生かし、医療施設、商業施設等の生活サービス施設の立地誘導を図ります。また、JR竜野駅周辺整備事業に合わせ、文化施設としての地域交流センターや、健康増進施設としての住区基幹公園の立地誘導を図ります。

<市民意向調査において望まれている施設>

・日常生活に必要な店舗・サービス施設

※地域ごとの回答割合で40%を超えている項目を抽出

<地域別人口の状況>

	平成22年(2010年)	平成52年(2040年)	平成22年⇒平成52年
総人口(人)	12,657	10,046	△2,611
0~14歳	1,722	1,069	△653
15~64歳	8,081	5,420	△2,661
65歳以上	2,854	3,557	703
高齢化率	22.5%	35.4%	12.9ポイント

※値は国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口

<誘導施設の設定方針>

施設分類	誘導施設	設定方針
医療施設	診療所	○病院は、「兵庫県保健医療計画」に基づき、新規の立地が困難であるため、誘導施設に設定しません。 ○診療所は現状において充足していますが、子育て世代等の定住促進を図るうえでも必要な小児科の不足をはじめ、地域のかかりつけ医としての機能が求められていることなどにより、誘導施設に設定します。
文化施設	コミュニティセンター	○JR竜野駅周辺整備事業において、新たに地域交流センターの整備を行うため、誘導施設に設定します。
健康増進施設	住区基幹公園	○JR竜野駅周辺整備事業において、新たに公園整備を行うため、誘導施設に設定します。
行政施設	—	○総合支所は都市機能誘導区域に立地していませんが、関連計画等においても具体的な計画がないため、誘導施設に設定しません。
商業施設	食料品スーパー・専門量販店等	○食料品スーパー・専門量販店等は、居住者の日常生活の利便性を高めるために必要不可欠な施設であるため、大規模小売店舗での店舗面積が500㎡を超えて3,000㎡未満の店舗について、誘導施設に設定します。



<誘導施設の設定>

- 医療施設（診療所（病床が無床又は19床以下で歯科を除く施設））
- 文化施設（コミュニティセンター）
- 健康増進施設（住区基幹公園）
- 商業施設（食料品スーパー・専門量販店等（店舗面積が500㎡を超えて3,000㎡未満の店舗））

◆御津地域

＜誘導施設の設定の考え方＞

国道 250 号沿道地区においては、高い交通利便性を生かし、医療施設、商業施設等の生活サービス施設の立地誘導を図ります。また、文化センター・公民館、保健センター、総合支所は、「たつの市公共建築物再編実施計画」に基づき、建替えによる複合化等や施設配置の検討を行っている施設であるため立地誘導を図ります。

＜市民意向調査において望まれている施設＞

- ・日常生活に必要な店舗・サービス施設
- ・病院や診療所などの医療施設

※地域ごとの回答割合で 40%を超えている項目を抽出

＜地域別人口の状況＞

	平成 22 年 (2010 年)	平成 52 年 (2040 年)	平成 22 年⇒平成 52 年
総人口 (人)	11,286	8,432	△2,854
0~14 歳	1,453	885	△568
15~64 歳	6,781	4,505	△2,276
65 歳以上	3,052	3,042	△10
高齢化率	27.0%	36.1%	9.1 ポイント

※値は国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口

＜誘導施設の設定方針＞

施設分類	誘導施設	設定方針
医療施設	診療所	○病院は、「兵庫県保健医療計画」に基づき、新規の立地が困難であるため、誘導施設に設定しません。 ○診療所は現状において充足していますが、子育て世代等の定住促進を図るうえでも必要な小児科の不足をはじめ、地域のかかりつけ医としての機能が求められていることなどにより、誘導施設に設定します。
文化施設	文化センター 公民館	○文化センターと公民館は、「たつの市公共建築物再編実施計画」において、建替え等による複合化等を検討しているため、誘導施設に設定します。
健康増進施設	保健センター	○保健センターは、「たつの市公共建築物再編実施計画」において、施設配置を検討しているため、誘導施設に設定します。
行政施設	総合支所	○総合支所は、「たつの市公共建築物再編実施計画」において、建替えによる複合化等を検討しているため、誘導施設に設定します。
商業施設	食料品スーパー・ 専門量販店等	○食料品スーパー・専門量販店等は、居住者の日常生活の利便性を高めるために必要不可欠な施設であるため、大規模小売店舗での店舗面積が 500 ㎡を超えて 3,000 ㎡未満の店舗について、誘導施設に設定します。

＜誘導施設の設定＞

- 医療施設（診療所（病床が無床又は 19 床以下で歯科を除く施設））
- 文化施設（文化センター、公民館）
- 健康増進施設（保健センター）
- 行政施設（総合支所）
- 商業施設（食料品スーパー・専門量販店等（店舗面積が 500 ㎡を超えて 3,000 ㎡未満の店舗））

4 居住誘導区域について

(1) 国の居住誘導区域の考え方

国が示す「都市計画運用指針」により、居住誘導区域の設定の考え方を整理します。

◆国の区域設定の基本的な考え方

- 居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域になります。
- 居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用、交通や財政の現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定めます。



◆国の区域設定の例

- 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
- 都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- 合併前の旧市町の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

◆区域設定において留意すべき事項

- 人口減少が見込まれる都市においては、現在の市街化区域をそのまま居住誘導区域として設定するべきではない。
- 人口等の将来見通しは、立地適正化計画に大きな影響を及ぼすことから国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口の値を採用すべきである。
- 医療、福祉、商業等の身近な生活に必要な都市機能は、各機能の特性に応じた一定の利用圏人口によってそれらが持続的に維持されることを踏まえ、当該人口を勘案しつつ居住誘導区域を定める。
- 市町の主要な中心部のみをその区域とするのではなく、地域の歴史や合併の経緯等にも十分留意して定めること。

(2) 本市の居住誘導区域の考え方

国が示す「都市計画運用指針」の考え方を踏まえつつ、本市の将来都市構造に適した居住誘導区域の設定の考え方を示します。

◆本市の区域設定の基本的な考え方

- ①都市機能誘導区域と一体的である周辺区域に設定します。
- ②鉄道又はバスによる公共交通ネットワークが形成されており、鉄道駅又はバス停留所に比較的容易にアクセスできる区域に設定します。
- ③工業系用途地域など居住に適さない区域や災害危険性が高い区域などには設定しません。

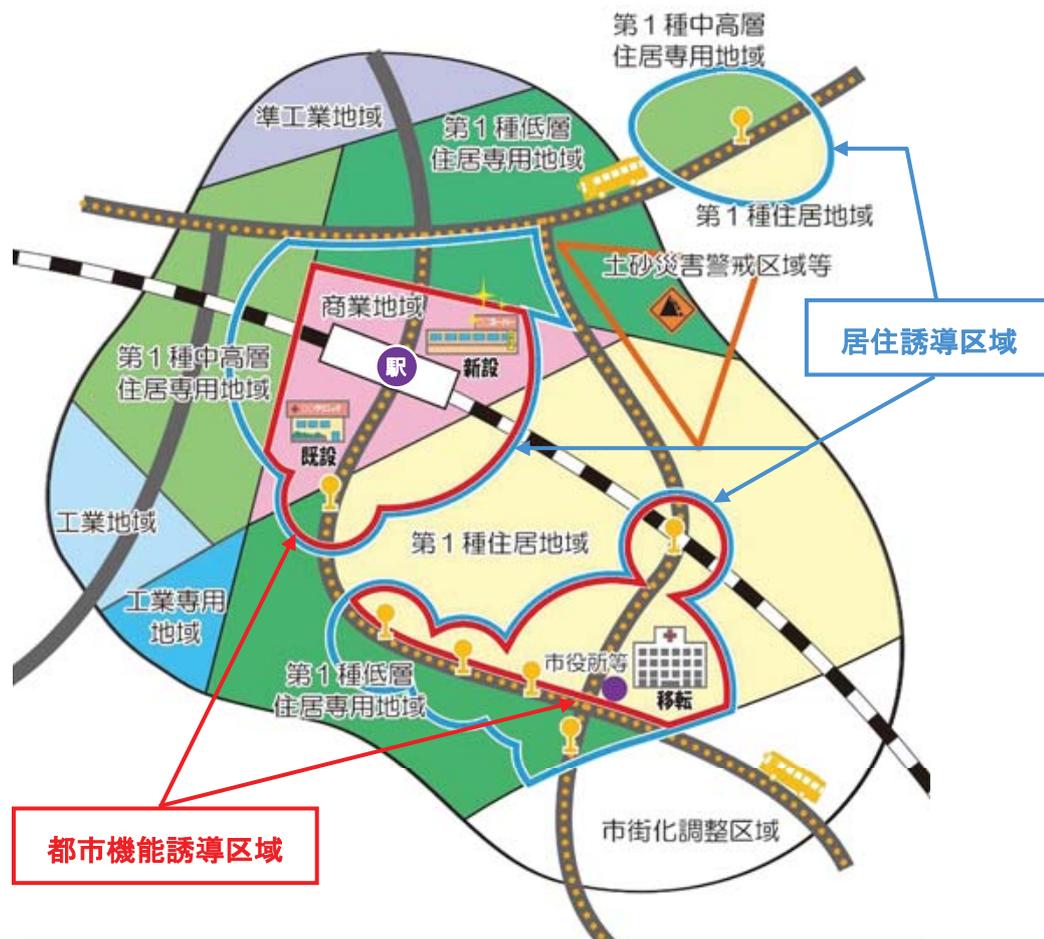
(3) 居住誘導区域の設定方針

本市の都市機能誘導区域を定めた4地域について、次の設定方針に基づいて居住誘導区域を定めます。

◆区域の設定方針

- ①都市機能誘導区域及びその周辺に区域を設定します。
- ②各地域に複数の市街化区域がある場合、核になる施設（鉄道駅及び行政施設）が含まれる区域のみに設定します。
- ③鉄道駅から、概ね800mの徒歩圏又は、バス停から概ね300mの徒歩圏に原則設定します。
- ④工業の利便を増進するための工業専用地域、工業地域、準工業地域には原則設定しません。
- ⑤災害の危険性が高い区域（急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域）には設定しません。
- ⑥浸水想定区域は河川改修事業等災害対策の促進やソフト面での対策（防災ハザードマップの活用等）を図ることとし、区域を設定します。
- ⑦居住誘導区域は基本的に用途地域界や明確な地形・地物により設定します。

【居住誘導区域の設定イメージ】

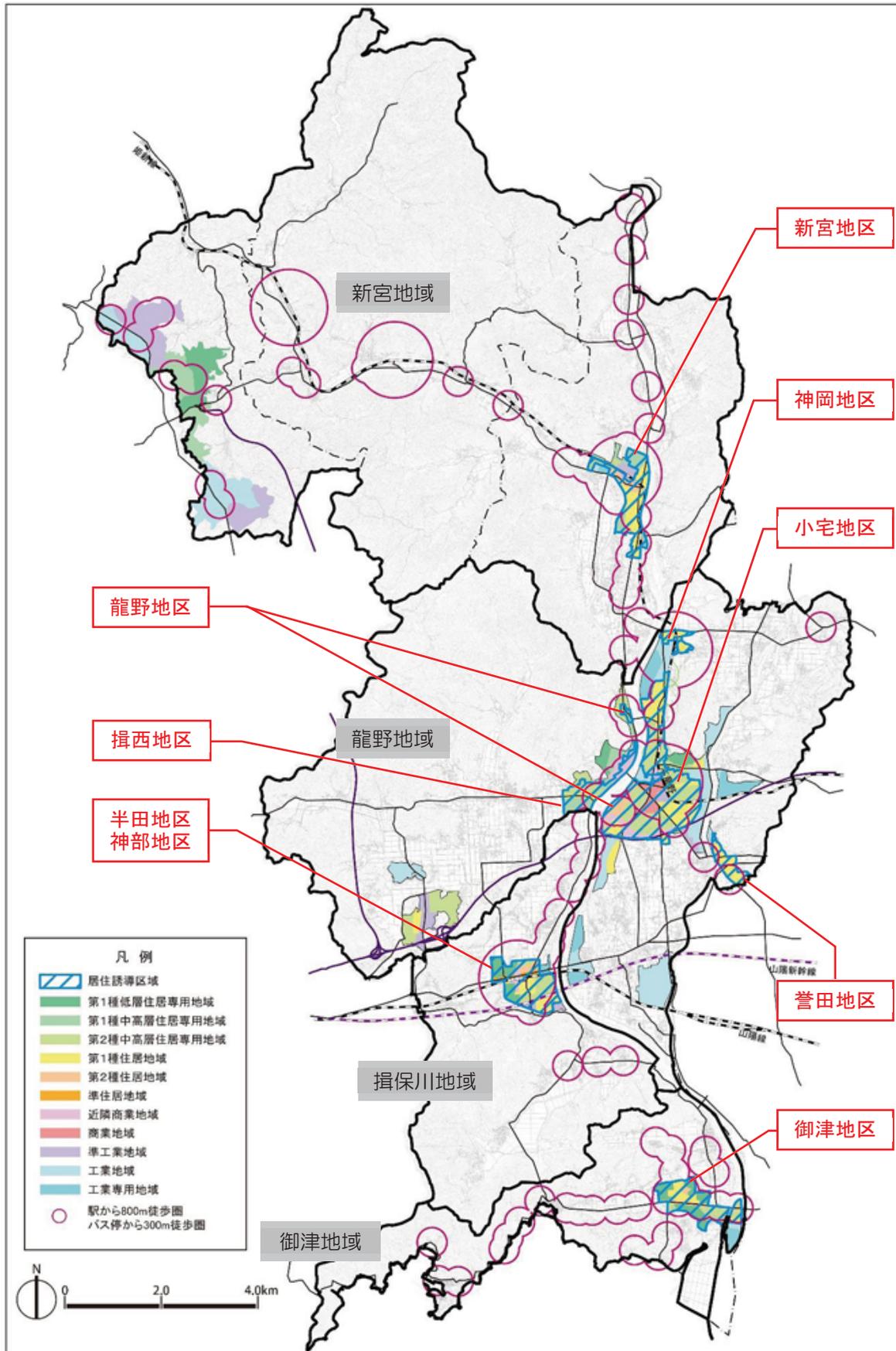


(4) 各地域における居住誘導区域の設定

本市の居住誘導区域の設定方針に基づき、各地域における居住誘導区域を次のとおり設定します。

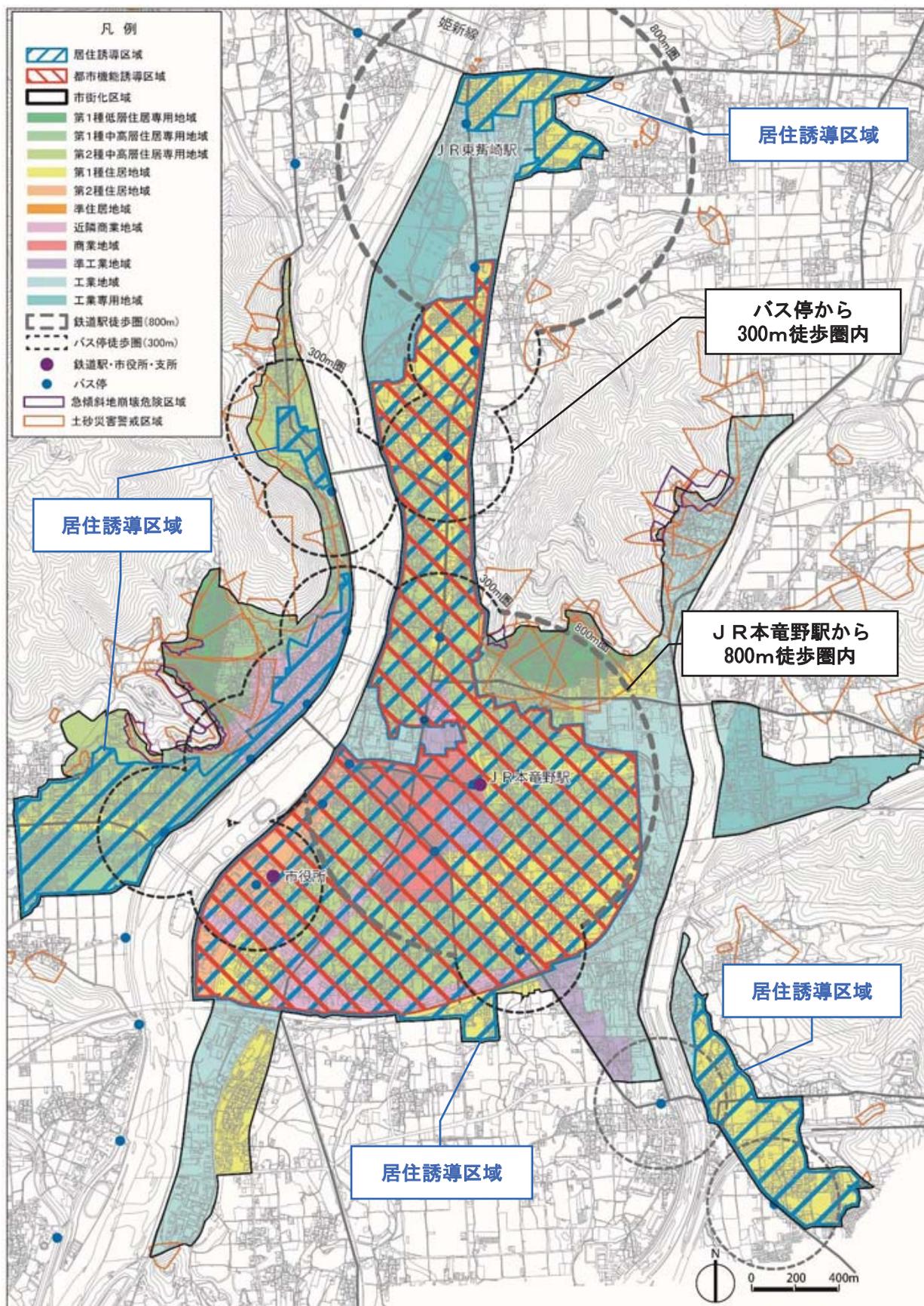
地域	地区名	区域の設定
龍野地域	龍野地区	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通網の徒歩圏内で、災害リスクの高い地域を除いた区域を概ね基本に設定します。
	小宅地区	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通網の徒歩圏内で、災害リスクの高い地域を除いた区域を概ね基本に設定します。 ※山陽自動車道以南の堂本の一部については、公共交通網の徒歩圏域から外れますが、平成52年(2040年)においても、20人/haの人口密度を維持していると推計されるため、区域に設定します。 ※堂本及び中村の一部にまたがる準工業地域については、工業系の土地利用から住居系等に進展しているため、区域に設定します。(対象外) 山陽自動車道以南の小宅北の一部については、バス停から300m徒歩圏内になりますが、工場系が多数立地しているため、設定しません。
	揖西地区(小神・芦原台)	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通網の徒歩圏内で、災害リスクの高い地域を除いた区域を概ね基本に設定します。 ※小神及び芦原台の一部については、公共交通網の徒歩圏域から外れますが、平成52年(2040年)においても、20人/haの人口密度を維持していると推計されるため、区域に設定します。
	誉田地区	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通網の徒歩圏内の区域を概ね基本に設定します。 ※福田の一部については、公共交通網の徒歩圏域から外れますが、平成52年(2040年)においても、20人/haの人口密度を維持していると推計されるため、区域に設定します。
	神岡地区	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通網の徒歩圏内の区域を概ね基本に設定します。
新宮地域	新宮地区	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通網の徒歩圏内で、災害リスクの高い地域を除いた区域を概ね基本に設定します。 ※段之上については、公共交通網の徒歩圏域から外れますが、平成52年(2040年)においても、20人/haの人口密度を維持していると推計されるため、区域に設定します。
揖保川地域	半田地区 神部地区	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通網の徒歩圏内の区域を概ね基本に設定します。 ※山陽新幹線以南の正條の一部については、公共交通網の徒歩圏域から外れますが、平成52年(2040年)においても、20人/haの人口密度を維持していると推計されるため、区域に設定します。 ※山陽新幹線以南の山津屋の準工業地域については、工業系の土地利用から住居系等に進展しているため、区域に設定します。
御津地域	御津地区	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通網の徒歩圏内の区域を概ね基本に設定します。 ※富島川以北の苅屋の一部については、公共交通網の徒歩圏域から外れますが、平成52年(2040年)においても、30人/haの人口密度を維持していると推計されるため、区域に設定します。

【居住誘導区域の設定】

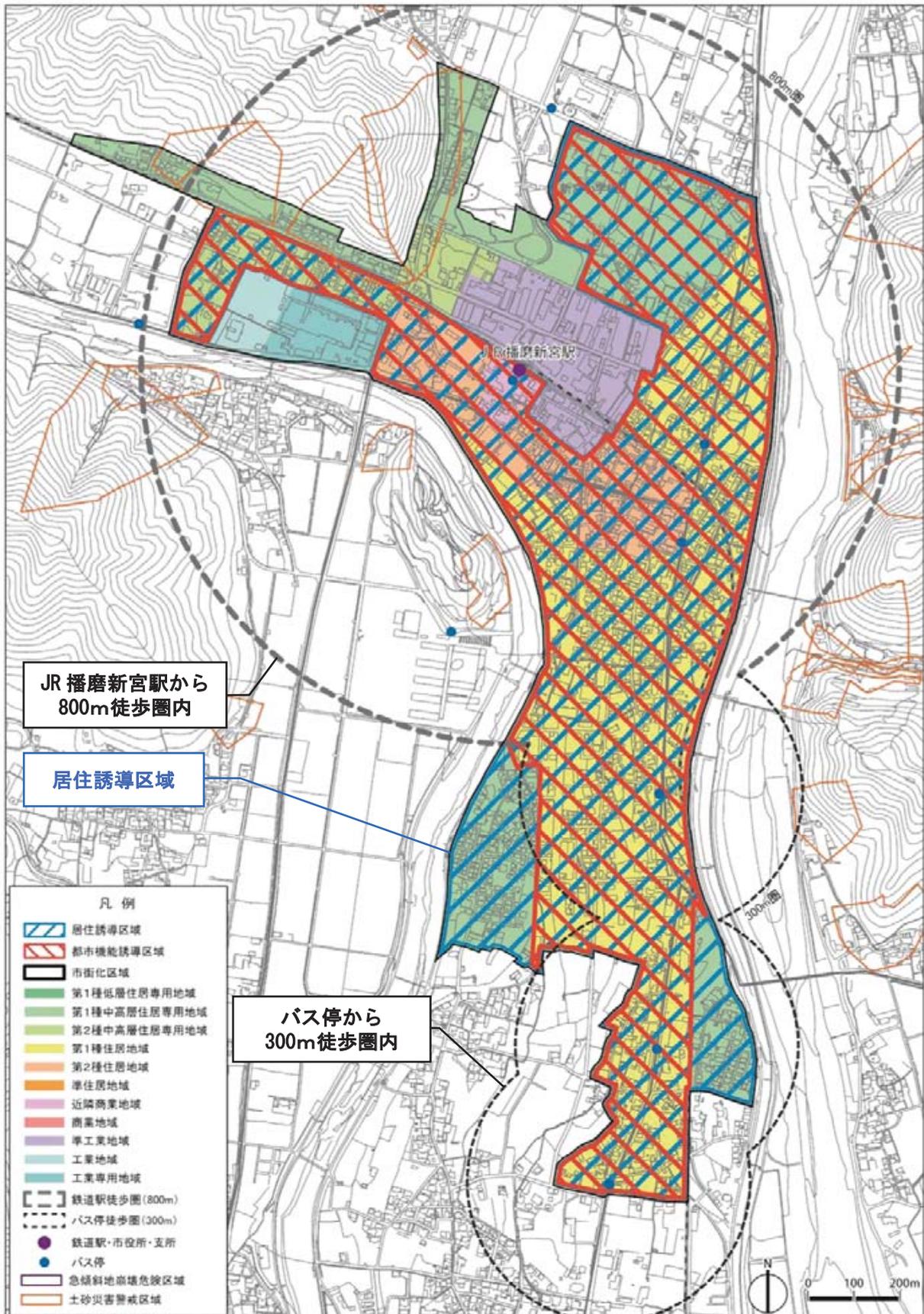


(5) 各地域における居住誘導区域

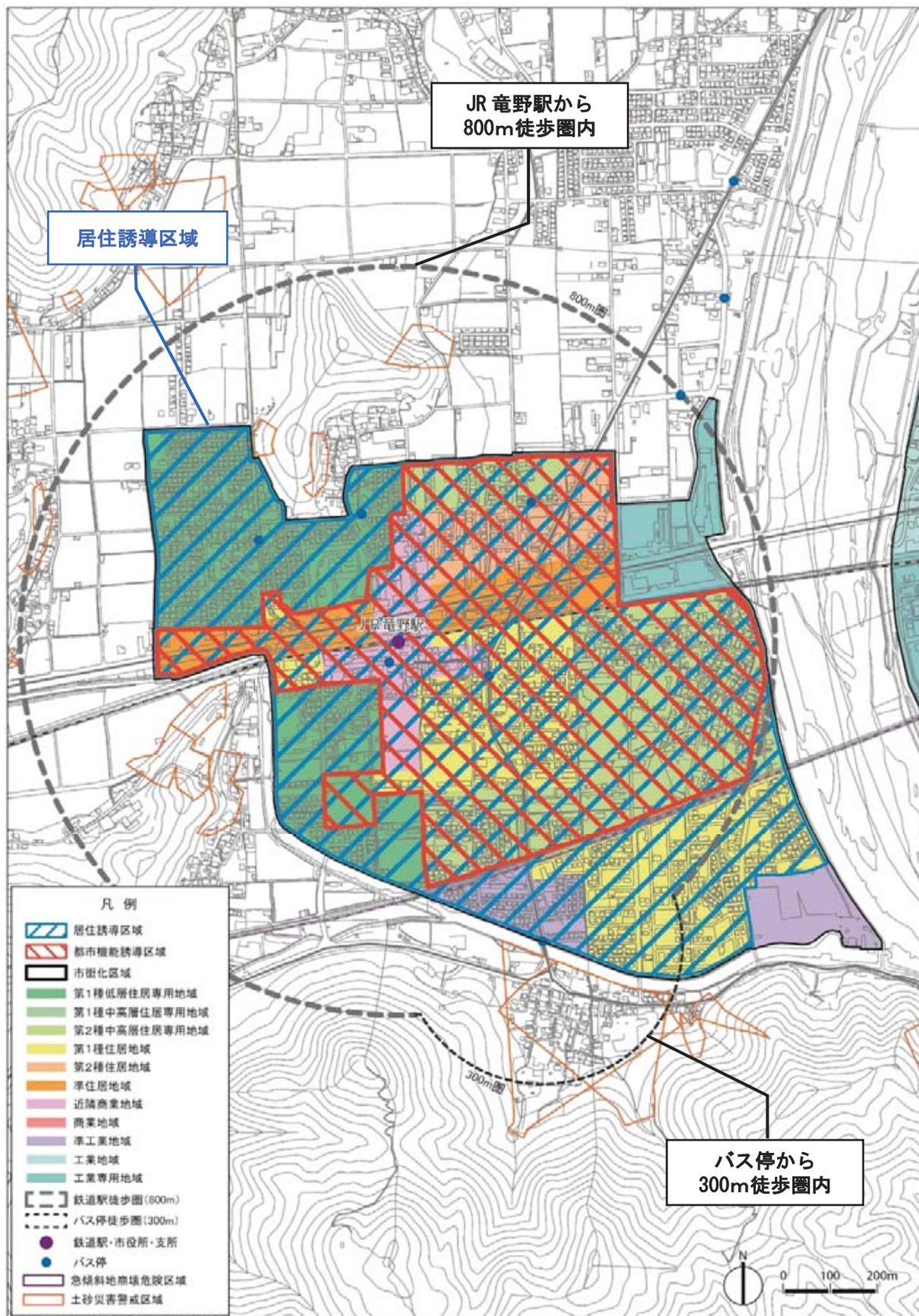
【龍野地域】



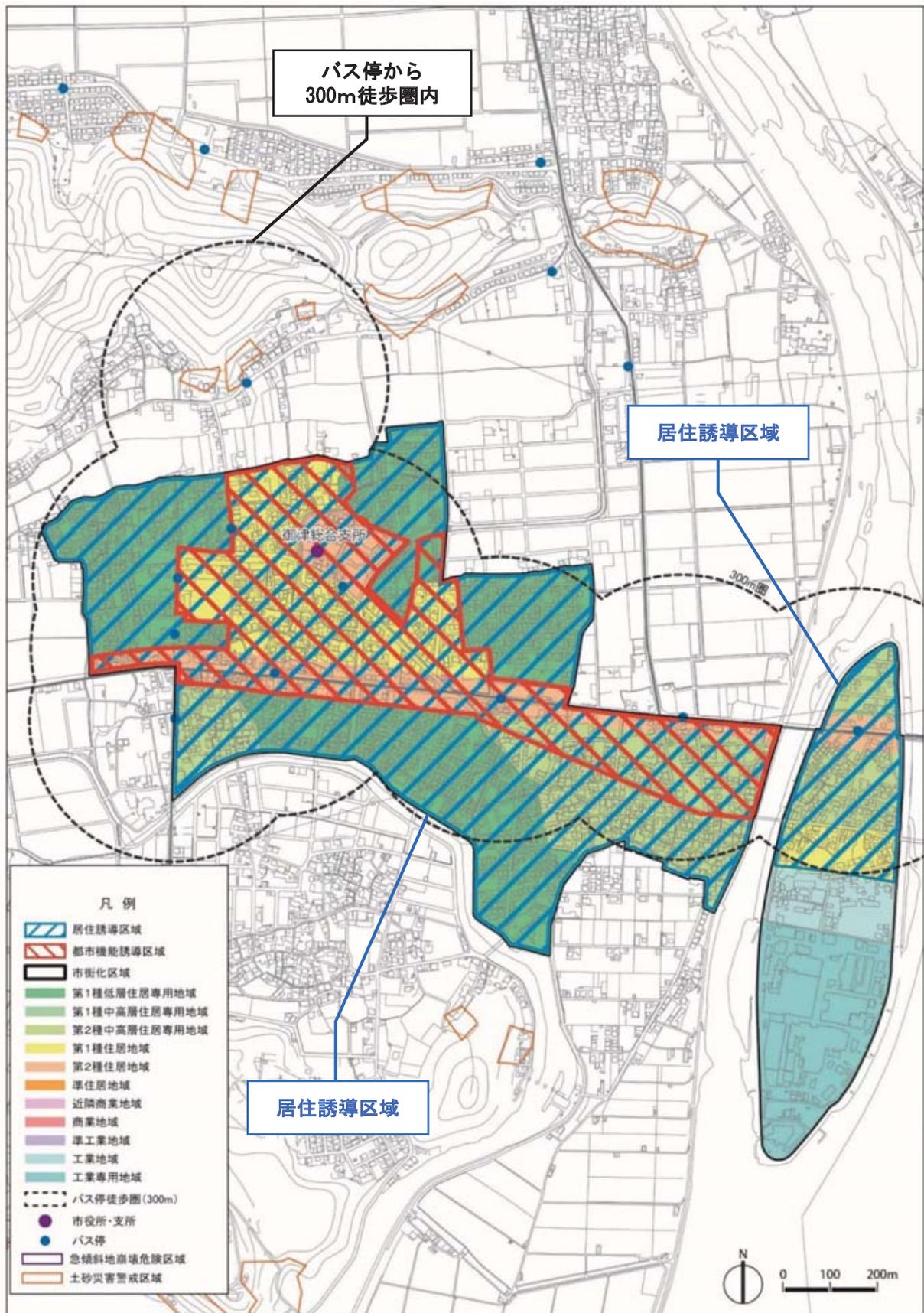
【新宮地域】



【揖保川地域】



【御津地域】



第5章

計画の推進に関する事項

1 誘導施策等

関連する具体の事業の進捗を図るとともに、市が取り組む施策や国の支援施策について、都市機能の誘導や居住の誘導の進捗状況等を踏まえ推進します。

(1) 市が取り組む施策

- 居住誘導区域内への住宅の立地に対する支援措置（例：定住促進住宅取得支援事業等）
- 空き家バンク制度の活用
- 空き家活用支援事業
- 公共交通網のサービスレベルの確保のための施策（例：公共交通ネットワーク構築事業）
- 居住誘導区域外の災害の発生のおそれのある区域についての、災害リスクを分かりやすく提示する施策
- 民間事業者に対する誘導施設の運営費用の支援施策
- 市が保有する不動産の有効活用施策（例：定住促進たつの住まい応援事業）

(2) 国の支援を受けて市が行う施策・国が行う施策

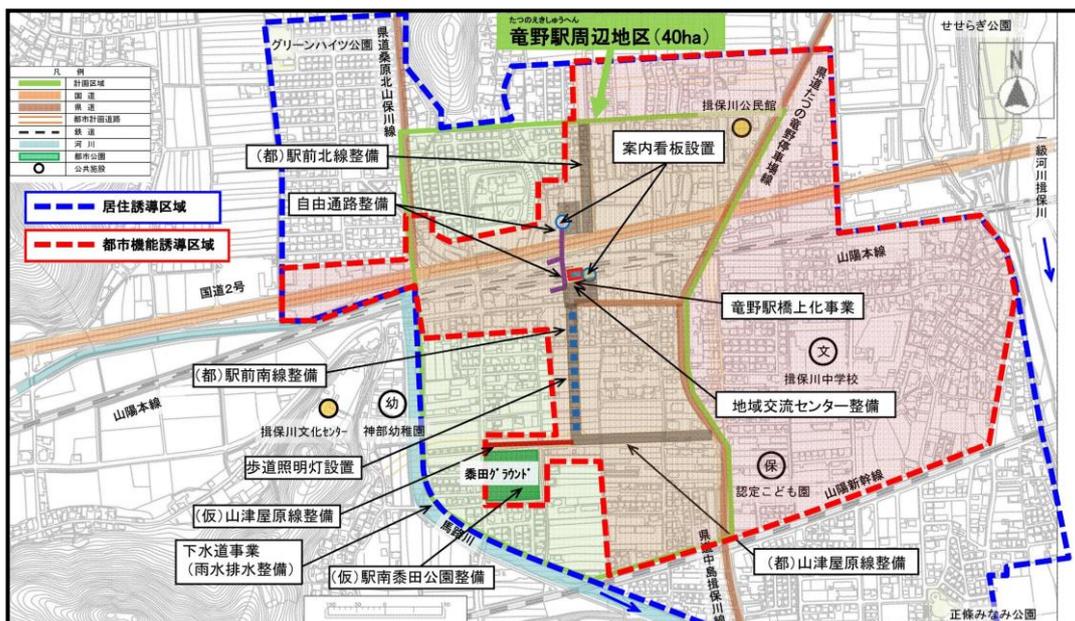
<都市機能誘導区域内を対象とする事業>

- 集約都市形成支援事業
- 都市機能立地支援事業
- スマートウェルネス住宅等推進事業
- 都市再生整備計画事業（例：JR竜野駅周辺整備事業）

■JR竜野駅周辺整備事業

JR竜野駅を揖保川地域の核とし、「魅力と活力ある都市交流拠点づくり」を目標に、周辺整備事業を行います。（平成32年度未完了予定）

【JR竜野駅周辺整備事業の概要図】



<居住誘導区域内を対象とする事業>

- ストック再生緑化事業
- 公営住宅整備事業

<立地適正化区域内を対象とする事業>

- 都市・地域交通戦略推進事業
- 空き家再生等推進事業
- 都市公園ストック再編事業

<税制上の支援制度>

- 都市機能を誘導すべき区域の外から内への事業用資産の買換特例
- 誘導すべき都市機能の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の特例
- 都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の特例
- 都市機能とあわせて整備される公共施設、都市利便施設への固定資産税等の課税標準の特例

(3) 誘導に向けた主な関連計画

①公共交通に関する計画

<たつの市地域公共交通網形成計画> (平成29年3月策定)

たつの市地域公共交通網形成計画を策定し、鉄道・路線バス・コミュニティバス・市民乗合タクシー（デマンド交通）が相互に連携した地域公共交通網の再編により、各拠点への交通利便性の向上を図ります。

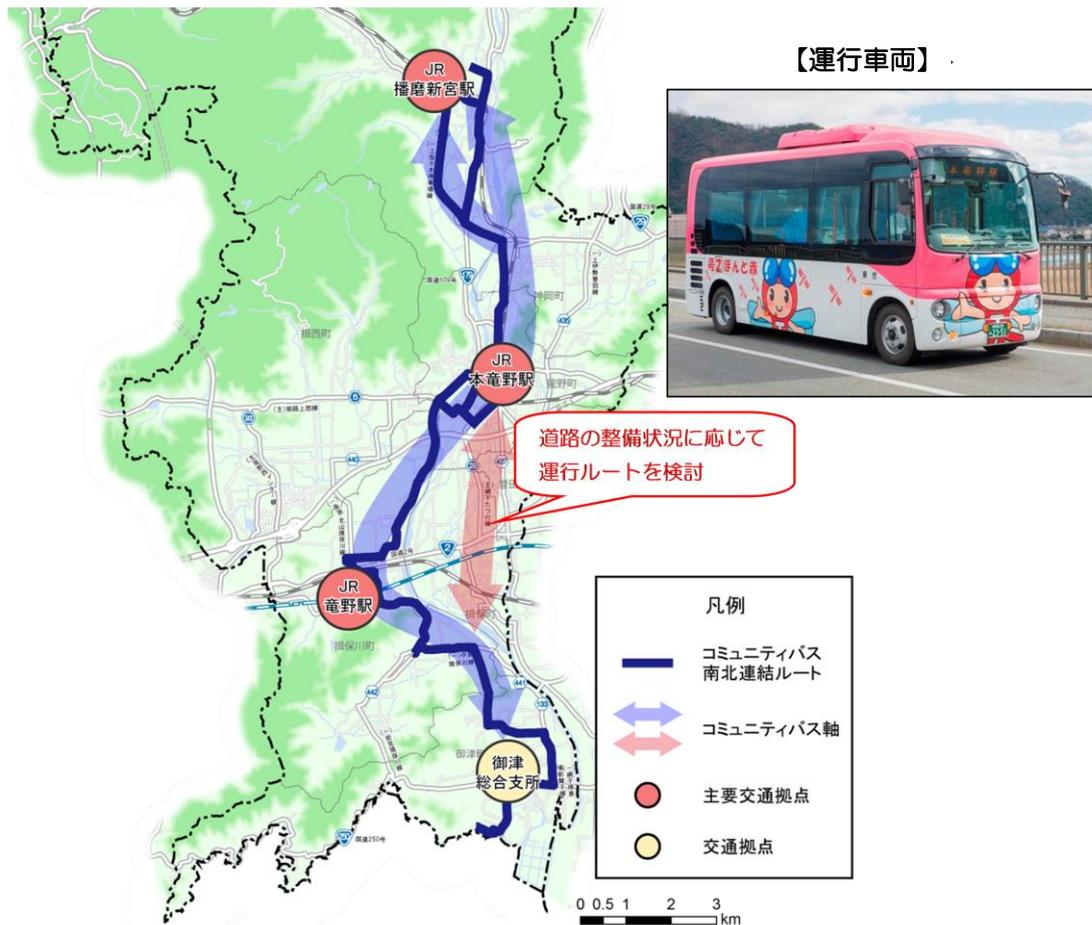
■施策の方向性 公共交通ネットワークの構築

目指す姿の実現に向けた事業 ①

『路線沿線の環境変化に対応したコミュニティバスの運行改善』

実施主体	たつの市、交通事業者
実施時期	平成29年度～（平成33年度 評価・見直し）
事業内容	市内交流を支える幹線としての役割を担うコミュニティバス（南北連結ルート）について、今後も継続的に利用状況などの評価を行い、道路の整備状況をはじめとする、沿線環境の変化への対応も含めた運行内容の見直しを行うことで、同路線の効率化・最適化を図ります。

【コミュニティバス 運行ルート(南北連結ルート)】



※なお、コミュニティバス（龍野・神岡ルート、揖保ルート、龍野循環ルート、揖西～竜野駅ルート、竜野駅～市民病院ルート）は、平成29年4月からの市民乗り合いタクシー（デマンド交通）市内全域運行の開始に伴い、廃止となります。

目指す姿の実現に向けた事業 ②
『市民乗り合いタクシー（デマンド交通）の運行』

実施主体	たつの市、たつの市地域公共交通会議、交通事業者
実施時期	平成 29 年度～（一部地域については先行運行）
事業内容	市内での買い物や通院等の日常生活における移動を支えるとともに、鉄道やバスの幹線までの市民の移動手段を確保する支線としての役割を担う市民乗り合いタクシー（デマンド交通）を、市内全域で運行します。市民乗り合いタクシー（デマンド交通）の運行によって、公共交通空白地の解消や、鉄道・バスでは対応が難しいきめ細やかな公共交通需要への対応を図ります。 また、利用状況を基にした運行内容の評価や、評価結果及び利用者からの要望等を踏まえた運行内容の見直しを、毎年実施します。

【市民乗り合いタクシー（デマンド交通）運行概要】

市民乗り合いタクシーあかねちゃん運行概要

- 市民乗り合いタクシーあかねちゃんは、利用者が、利用したい時間や行きたい場所を予約センターに事前に予約することで、自宅（自宅付近）まで車両が迎えに行き、あらかじめ設定した場所まで送迎するサービスです。
- あかねちゃんをご利用できる移動は、区域内の以下の3通りです。
 - ご自宅（または指定場所）から目的地への移動
 - 目的地からご自宅（または指定場所）への移動
 - 目的地から目的地への移動

【市民乗り合いタクシー 運行車両】



【運行区域別 目的施設数】

	新宮	龍野東	龍野西	揖保川	御津	合計
医療施設・福祉施設	18	35	10	11	9	83
金融機関	11	19	6	7	8	51
商業施設	4	15	1	2	4	26
公共施設・学校園	40	36	18	17	21	132
合計	73	105	35	37	42	292

※交通結節点（鉄道駅・バス停）を除く 平成 29 年 3 月現在

【運行区域】



※龍野東・龍野西・揖保川区域は平成 29 年 4 月から運行開始
越部地区から龍野東区域への乗り入れは平成 29 年 4 月から開始

②公共施設の再編に関する計画

<たつの市公共建築物再編実施計画>（平成28年3月策定）

施設の維持補修や更新、配置のあり方を検討し、施設の再編を計画的に進めるため、施設ごとの方向性を示した計画で、施設の再編による施設保有量の縮減や計画保全による施設の長寿命化、保有形態の見直しによる効率的な管理運営を進めることにより、健全で持続可能な施設運営を推進します。本計画においては、統廃合による建替えや複合化を5年以内に予定している施設について、誘導施設として設定します。

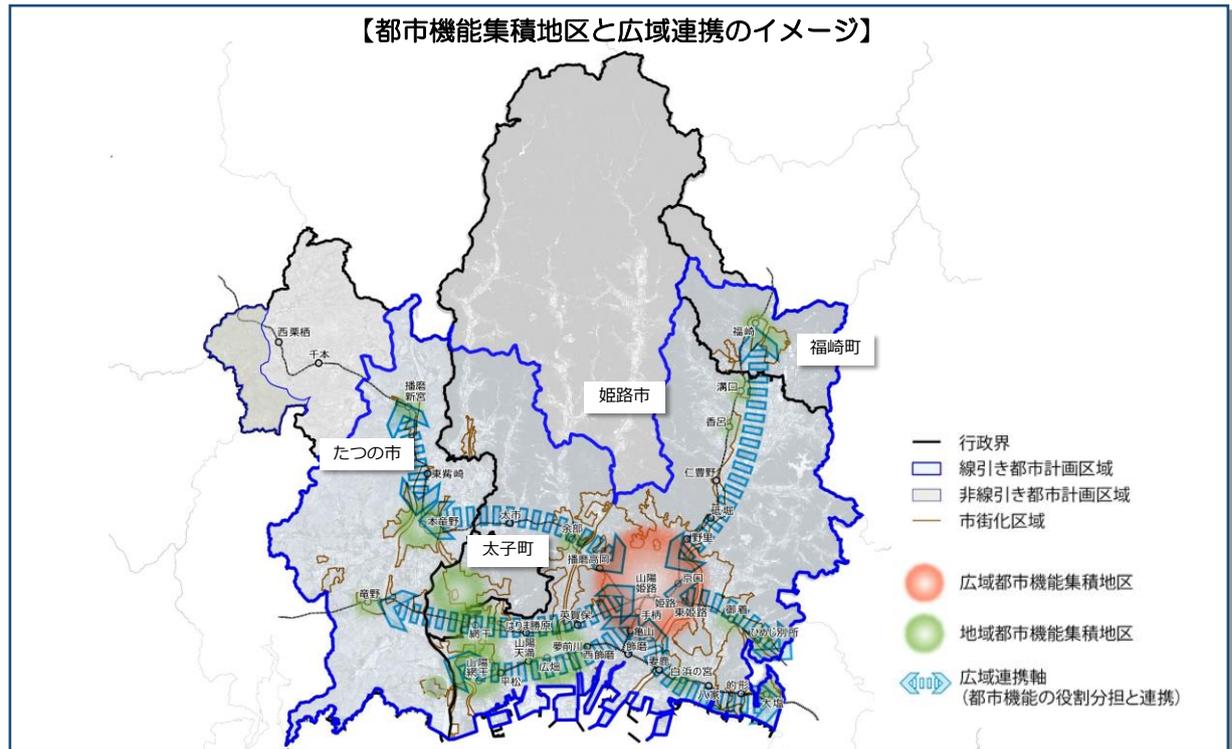
項目	概要
対象	庁舎、学校、幼稚園、保育所、公民館、図書館、体育館、保健センター等の公共建築物（166施設）
基本方針	①施設の再編による施設保有量の縮減 ②計画保全による施設の長寿命化 ③保有形態の見直しによる効率的な管理運営
計画期間	平成28年度～平成42年度
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> ・166施設を15種類に分類し、施設種類ごとに再編の取組の方向性を示し、検討 ・検討の上、具体的な再編方法及び再編期間を決定 ・再編期間は5年以内、10年以内、15年以内のいずれかを設定し取組の実行を終えた時点で完了
5年以内に再編を検討している主な施設	市役所、御津総合支所、御津文化センター、御津公民館、御津保健センター等

③広域連携に関する計画

<中播磨圏域の立地適正化の方針>（平成29年3月策定）

播磨圏域鉄道沿線まちづくり協議会（構成団体：たつの市、姫路市、太子町、福崎町、山陽電気鉄道（株）、西日本旅客鉄道（株）、神姫バス（株））において、「中播磨圏域の立地適正化の方針」を策定し、鉄道を軸とした沿線の市町に必要な都市機能を分担・連携していくことで、効率化や活性化を図ります。また、協議会において、方針の実現に向けた取組を進めていきます。

項目	施策の概要
目的	広域的な地域の活性化と効率的な施設配置を図り、中播磨圏域の概ね20年後における持続可能な都市圏の形成に向け、今後取り組むべきまちづくりの方針を示すもの
計画期間	平成29年度～平成52年度（概ね5年毎に見直し）
対象区域	2市2町域内（たつの市、姫路市、太子町、福崎町）
方針の位置づけ	
目指す都市像	「活力あふれる持続可能な地域連携型都市圏 中播磨」

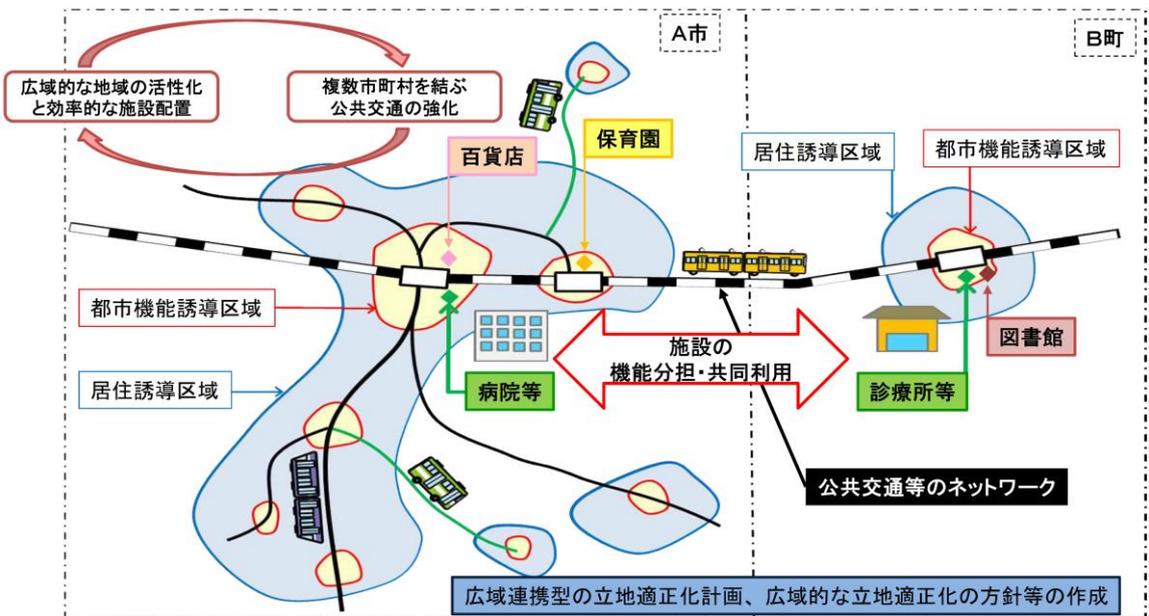


目指すべき都市像の実現に向けた基本的な考え方

<p>基本的な考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> 産業、医療・福祉、商業等の諸機能において役割分担し、相互に連携することにより、各地域が活力を持って自立できる都市構造を目指す。 都市機能におけるサービスごとの利用圏人口を勘案しながら、隣接する都市間で特色を生かして機能を分担し、それらを交通ネットワークで結び連携させ、地域全体で多様な都市機能を確保する。 人・もの・資本・情報等を活発に還流させることにより新たな交流を生み出し、地域の賑わいを創出する。
<p>都市機能の役割分担と連携 (都市機能集積地区の位置づけ)</p>	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>広域都市機能集積地区・・・姫路市(姫路駅周辺)</p> <p>高度で多様な都市機能の強化を図るとともに、国際競争力の強化や県を代表する顔としてふさわしい風格のある都市空間の形成を図る。</p> </div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>地域都市機能集積地区・・・たつの市、姫路市、太子町、福崎町</p> <p>広域都市機能集積地区と連携しつつ、広域行政機関、高度医療施設、大規模商業施設等の高度な都市機能の維持・充実を図る。</p> <p>また、他の地区との距離を勘案した配置や、連携による相互補完についても考慮する。</p> </div>

【広域連携による立地適正化への取り組みイメージ】

- 鉄道沿線を軸として、必要な高次都市機能(拠点病院・大規模商業施設・文化ホール等)を分担・連携し、広域的な地域の活性化と効率的な施設配置を図ります。



メリット

- ①行政：行政コストの削減、経営健全化、サービス持続性
- ②事業者：輸送需要の喚起、経営の安定化
- ③市民：沿線住民サービスの向上

2 計画の推進方策

(1) 計画の推進

コンパクトシティ形成に向けた取組は、社会情勢の変化、地域住民のニーズに柔軟に対応しつつ、都市全体の観点から、居住や都市機能の立地・公共交通の充実等に関し、公共施設の再編、公有財産の最適利用、医療・福祉、中心市街地の活性化、空き家対策の推進等のまちづくりに関わる様々な関係施策と連携を図り、それらの関係施策との整合性や相乗効果等を総合的に検討することが必要です。

そのため、医療・福祉・子育て支援・教育・文化・商業や公共交通など幅広い部局が関わる計画として、行政内部でも十分に連携し、まちづくりの課題の解決を図りながら、計画の推進に取り組んでいきます。

(2) 目標値の設定

① 目標値の設定について

本計画が目指す将来目標である「快適で安全な暮らしを実感できる 交流と連携による多極ネットワーク型コンパクトシティの実現」に向け、居住や生活利便性を高める都市機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと公共交通ネットワークの構築・維持について、進捗状況や妥当性を評価・検証するために、都市機能、居住、公共交通ネットワークに関する目標値を設定します。

<都市機能の誘導に関する目標>

■ 都市機能誘導区域内の生活利便施設数

評価指標	病院		診療所		子育て支援施設		文化施設		健康増進施設		行政施設		商業施設		金融機関	
	維持	誘導	維持	誘導	維持	誘導	維持	誘導	維持	誘導	維持	誘導	維持	誘導	維持	誘導
現況数（H27年度）	4		13		8		7		16		2		40		22	
目標数（H52年度）	4	—	13	5	8	—	7	1	16	1	2	—	40	5	22	—

※ 商業施設の現況数の40施設のうち、1施設は大型商業施設になります。

※ 商業施設の誘導目標の5施設のうち、1施設は大型商業施設になります。

<居住の誘導に関する目標>

■ 居住誘導区域内人口密度

評価指標	現況値	すう勢値	目標値
	平成27年度	平成52年度	平成52年度
居住誘導区域内人口密度 【面積701.8ha】	28.6人/ha (20,088人)	25.9人/ha (18,182人)	28.1人/ha (19,710人)

※（ ）内は居住誘導区域内の人口

※すう勢値：平成22年（2010年）国勢調査人口をベースとして、国立社会保障・人口問題研究所が公表する数値を用いたコーホート推計により、メッシュ毎に推計した将来人口

<公共交通ネットワークに関する目標>

■公共交通利用者数（一日平均利用者数）

評価指標	現況値（平成 27 年度）	目標値（平成 33 年度）	備 考
JR姫新線 （本竜野駅・播磨新宮駅）	3,052 人/日	3,158 人/日	第 2 次たつの市総合計画の施策 11「公共交通の充実」のまちづくりの指標を基に設定
JR山陽本線 （竜野駅）	2,169 人/日	2,230 人/日	
コミュニティバス	—	140 人/日	
デマンド交通	—	240 人/日	

②目標達成による効果

都市機能、居住、公共交通における目標が達成された際の効果を示すため、以下の通り効果指標を設定します。

<都市機能の誘導による効果>

都市機能誘導による効果として、都市機能誘導区域内の生活利便施設の維持・誘導により、地域拠点の活性化や活発なコミュニティ活動が展開されることから、以下の効果を見込みます。

■地価の維持

都市機能誘導区域内の平均地価の変動率について、平成 22 年から平成 27 年までの平均変動率△2.7%と比べ、平成 27 年から平成 52 年では 0 から 2.3%までの上昇効果を見込みます。

効果指標	平成 22 年から平成 27 年の 平均変動率	平成 27 年から平成 52 年の 変動率
都市機能誘導区域内の 地価の変動率	△2.5%	0~2.3%

※都市機能誘導区域内における国土交通省地価公示・都道府県地価調査の標準値・基準値（4地点）の平均地価により算出

■文化施設の年間利用者数の増加

都市機能誘導区域内にある文化施設の利用者数について、平成 27 年度における年間利用者数と比べ、平成 52 年度では約 7,400 人増の効果を見込みます。

効果指標	利用者数（平成 27 年度）	利用者数（平成 52 年度）
文化施設の年間利用者数	281,301 人	288,700 人

※都市機能誘導区域内の文化施設（7施設）について、年間施設利用者数により算出

<居住の誘導による効果>

都市機能誘導により生活利便性の維持・向上が図られることで、居住誘導区域内の人口密度が維持されることや、定住促進やまちの賑わいの創出などの誘導施策や関連施策の実施などにより、以下の効果を見込みます。

■生産年齢人口の増加

居住誘導区域内に居住する生産年齢人口（15～64歳）について、平成52年度におけるすう勢値と比べ、概ね1,200人増の効果を見込みます。

効果指標	生産年齢人口（平成52年度すう勢値）	生産年齢人口（平成52年度）
居住誘導区域内の生産年齢人口	10,255人	11,455人

※居住誘導区域内の生産年齢人口（15～64歳）の人口により算出

■地域の住みやすさの満足度向上

地域の住みやすさの満足度について、平成27年度における満足度と比べ、平成52年度では概ね14ポイント増の効果を見込みます。

効果指標	満足度（平成27年度）	満足度（平成52年度）
地域の住みやすさの満足度	31.8%	45.8%

※都市計画マスタープラン策定にあたり実施したアンケート調査結果に基づき、「全体的に見た地域の住みやすさ」の満足度を把握し、「満足」、「やや満足」の合計等により算出

<公共交通ネットワークによる効果>

市民が移動しやすい総合的な交通ネットワークを構築・維持し、公共交通に関連する施策を推進するとともに、都市機能の誘導により生活利便性を高めるなど相互連携を図ることで、以下の効果を見込みます。

■高齢者の外出率の増加

高齢者（65歳以上の自動車移動制約者）の外出率について、平成22年近畿圏パーソントリップ調査における外出率と比べ、平成32年では概ね7.5ポイント増の効果を見込みます。

効果指標	外出率（平成22年）	外出率（平成32年）
高齢者の外出率	45.5%	53.0%

※自動車移動制約者の定義は、「自動車運転免許をもっていない」又は「世帯に車がない」人
 ※近畿圏パーソントリップ調査より、65歳以上の自動車移動制約者の外出率により算出

■鉄道・路線バスなどの公共交通の便利さの満足度向上

鉄道・路線バスなどの公共交通の便利さの満足度について、平成27年度における満足度と比べ、平成52年度では概ね13ポイント増の効果を見込みます。

効果指標	満足度（平成27年度）	満足度（平成52年度）
鉄道・路線バスなどの公共交通の便利さの満足度	16.9%	29.9%

※都市計画マスタープラン策定にあたり実施したアンケート調査結果に基づき、「鉄道、路線バスなど公共交通の便利さ」の満足度を把握し、「満足」、「やや満足」の合計等により算出

（3）都市機能誘導区域外及び居住誘導区域外における建築等の届出

都市機能誘導区域は、定めた誘導施設の維持・誘導を図ることを目的として設定しています。また、居住誘導区域は、一定の区域内において居住を誘導し区域内の人口密度を維持することを目的として設定しています。

そのため、都市機能誘導区域外への誘導施設の開発・建築行為の動向や都市機能誘導区域内であっても、定める誘導施設の用途や規模と異なる誘導施設や居住誘導区域外における一定規模以上の住宅の開発・建築行為については、都市再生特別措置法に基づき、市長への届出が義務づけられます。なお、届出制については、市が都市機能誘導区域内外における誘導施設整備の動きや居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握することを目的としています。

①都市機能誘導区域外における建築等の届出

都市機能誘導区域外の区域において、誘導施設の整備を行おうとする場合、これらの行為に着手する日の30日前までに、行為の種類や場所などについて、市長への届出が必要となります。（都市再生特別措置法第108条第1項）

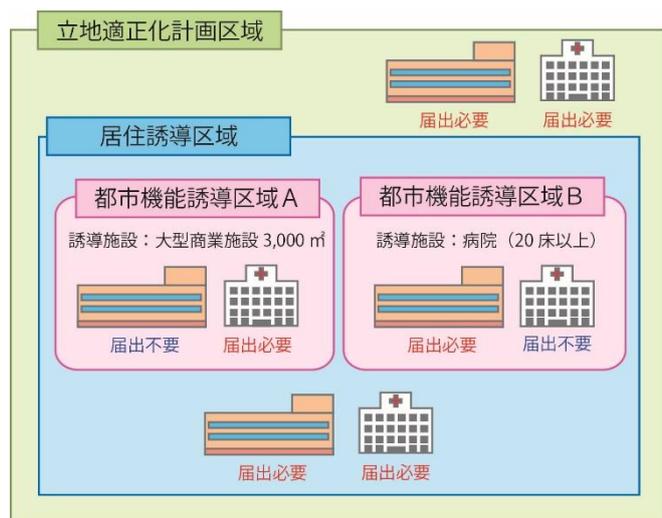
■届出の対象となる行為

<開発行為>

- ①誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

<建築等行為>

- ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ②建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合



■届出の事例

<病院（20床以上）を建築する場合>

- 龍野・新宮地域の都市機能誘導区域 : 誘導施設に設定しているため、**届出不要**
- 揖保川・御津地域の都市機能誘導区域 : 誘導施設に設定していないため、**届出必要**
- 都市機能誘導区域外（市街化調整区域を含む）：**届出必要**

※市全域で誘導施設の設定がない施設については、届出の対象となりません。

② 居住誘導区域外における建築等の届出

居住誘導区域外の区域において、一定規模以上の住宅開発を行おうとする場合、これらの行為に着手する日の30日前までに、行為の種類や場所などについて、市長への届出が必要となります。（都市再生特別措置法第88条第1項）

■ 届出の対象となる行為

< 開発行為 >

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

①の例示

3戸の開発行為：届出必要



②の例示

1,300㎡ 1戸の開発行為：届出必要



800㎡ 2戸の開発行為：届出不要



< 建築等行為 >

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等①とする場合

①の例示

3戸の建築行為：届出必要



1戸の建築行為：届出不要



居住誘導区域外（市街化調整区域含む）で行う場合、対象となります。

③ 宅地建物取引に関する事項

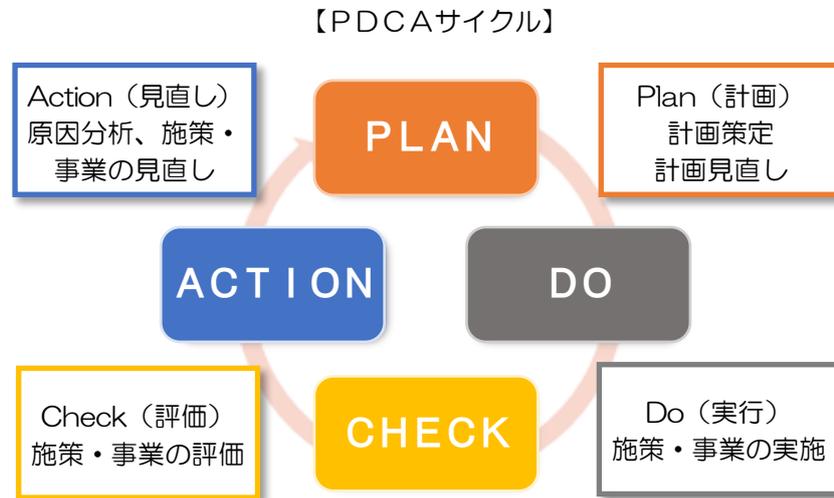
宅地建物取引業者が取引主任者をして宅地又は建物の売買等の契約の成立までに相手方等に説明しなければならない法令上の制限として、都市再生特別措置法の規定による居住誘導区域外及び都市機能誘導区域外における建築物等の届出義務が追加されています。（宅地建物取引業法第35条第1項第2号／重要事項の説明等）

このことにより、届出をしない場合に罰則が科されるなど、届出義務を知らないで宅地又は建物を購入等した者は不測の損害を被る可能性があるため、宅地建物取引において、宅地建物取引主任者は、取引の相手方に対し、都市機能誘導区域外及び居住誘導区域外における建築等の届出義務についての説明が必要となります。

(4) 計画の進捗管理と見直し

① 計画の進捗管理

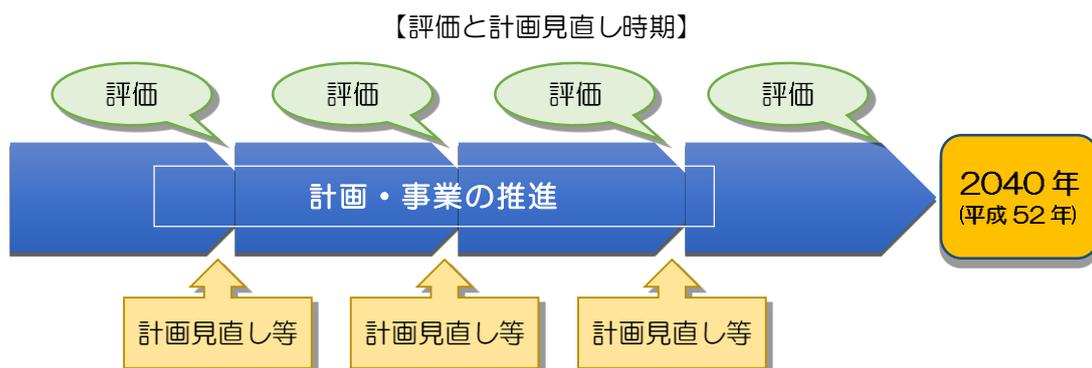
本計画は、平成52年度（2040年度）を目標とする長期的な計画であり、人口動向や社会経済情勢の変化、施策・事業の実施状況等を踏まえながら、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）のPDCAサイクルに基づいた進捗管理を行います。



② 計画の見直し

立地適正化計画は、概ね5年毎に計画に記載された施策・事業の実施状況について評価を行い、計画の進捗状況や妥当性等を精査・検証することが望ましいとされています。

本市においても、計画に関連する社会状況の変化や、施策・事業の実施状況を把握し、事業実施効果が発現する時期などを考慮するとともに、計画の進捗状況や妥当性、目標値などの評価指標の経過観察による検証等により、概ね5年（国勢調査等の結果公表時期）を目安に、必要に応じ計画の見直し・改定等を行います。



参 考 资 料

用語の解説

か

【開発行為】

建築物の建築又は特定工作物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のこと。

【既成市街地】

都市において、既に道路等の都市施設が整備され、建物が一定密度以上存在するなどして、市街地が形成されている地域。

【急傾斜地崩壊危険区域】

がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）による災害から住民の生命を保護するため、がけ崩れを誘発助長するような行為を制限する必要がある土地や、急傾斜地崩壊防止工事を行う必要がある土地で、県が指定した区域のこと。

【公共交通】

電車、バスなどの不特定多数の人々が利用できる交通機関。

【公共交通軸】

拠点間を公共交通で結び都市の連携を促進させる軸のこと。

【公示地価】

地価公示法(昭和44年法律第49号)に基づき、国土交通省が毎年1回公示する標準地の価格のこと。

【高次都市機能】

医療、福祉、商業などの都市機能のうち、広域の地域を対象とした、質の高いサービスを提供する機能。

【交通結節点】

人や物の輸送において、複数の同種あるいは異種の交通手段の接続が行われる場所のこと。

【コーホート推計】

年齢別人口の加齢に伴って生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生及び人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法。

【コミュニティ】

一般的に共同体または共同社会。

【コミュニティバス】

地域住民の多様なニーズにきめ細かに対応する地域密着型のバス。

【コンパクトシティ】

郊外への都市的土地利用の拡散の抑制、中心市街地の活性化等を図るため、暮らしに必要な諸機能が近接し、効果的で持続可能な都市構造のこと。

さ

【市街化区域】

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。

【市街化調整区域】

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域。

【住区基幹公園】

徒歩圏内に居住する人々の日常的な利用を目的とした都市公園分類であり、街区公園・近隣公園・地区公園などがある。

【準広域商業ゾーン】

兵庫県広域土地利用プログラムにおける市街地が分散する都市部において、床面積2万㎡までの特に大きい集客施設を誘導し、市町域を越えた広域的な範囲からの集客を許容する区域。

【小規模多機能型居宅介護施設】

地域密着型サービスの種類の1つであり、「通い」を中心として、居宅要介護者等の様態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供サービス施設。

【人口集中地区】

日本の国勢調査において設定される統計上の地区（D I D地区）のこと。市区町村の区域内で人口密度が4,000人/km²以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区に設定される。

【浸水想定区域】

概ね100年に1回程度起こりうる大雨を想定し、浸水する範囲や浸水する深さを計算により求めて図示したもの。

【ストック】

蓄え、過去から蓄積された資本・財貨のこと。

【生活利便施設】

住宅の周辺にある、生活に必要な諸々の施設のこと。具体的には、銀行、郵便局、病院、スーパーマーケット、商店街、飲食店、コンビニエンスストアなどが挙げられる。

【専門量販店】

家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンターなどのこと。

た

【大規模小売店舗】

大規模小売店舗法に位置付けられる大規模小売店舗のことで、一の建物であって、その建物内の小売業を行うための店舗の用に供される床面積の合計が1,000㎡を超えるもの。

【地域公共交通活性化再生法】

地域公共交通の活性化及び再生を一体的かつ効率的に推進するために定められた法律。

【低炭素型】

温室効果ガスの排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えること。

【デマンド交通】

利用者が電話などで乗車を予約し、区域内のあらかじめ決められた目的地まで利用料金を支払って乗り合いで移動する公共交通のこと。

【都市機能】

居住機能、商業機能、工業機能、公共公益機能など、都市的な活動を支えるために必要な機能の総称。

【都市機能増進施設】

医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。

【都市計画運用指針】

国が都市政策を進めていくうえで、都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているかなどについて、原則的な考え方（技術的な助言）を示したもの。

【都市計画区域】

都市計画法その他の関連法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定するもの。

【都市公園】

都市公園法に基づいて地方公共団体などが設置する公園や緑地。

【都市施設】

道路、公園、上下水道など都市における生活や都市機能を維持していくために必要な施設のこと。

【土砂災害警戒区域】

急傾斜地の崩壊等（急傾斜地の崩壊・土石流・地滑り）が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域のこと。

【土地区画整理事業】

都市計画区域内の土地について、道路、公園などの公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため、土地区画整理法に基づき行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業のこと。

は

【パーソントリップ調査】

「どのような人が」「いつ」「どこから」「どこへ」「どのような目的で」「どのような交通手段を利用して」動いたのかについて調査し、人の一日の全ての動きをとらえる調査。

【兵庫県広域土地利用プログラム】

兵庫県が人口減少など集客施設を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、大規模な集客施設の立地誘導・抑制の指針として定めた広域の土地利用の計画書。

【兵庫県保健医療計画】

医療法第30条の4に基づき都道府県が策定する医療計画であると同時に、県民、市町、保健・医療機関、関係団体等の参画と協働のもと、それぞれが取り組むべき保健・医療分野の基本的指針（ガイドライン）としての性格を併せ持つ計画。

ま

【密度の経済】

ある一定エリアに集中して事業を展開することで生じる経済効果のこと。

【メッシュ人口】

緯度・経度に基づき地域を隙間なく網の目（メッシュ）の区域（約1km四方の基準地域メッシュ、約500m四方の2分の1地域メッシュ等）に分けて、それぞれの区域に関する統計データを編成したもの。

や

【U・I・Jターン】

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態を指す。

【ユニバーサル社会】

年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわらず、だれもが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会のこと。

【用途地域】

都市計画法に基づく地域地区の一つで、土地の合理的利用を図り、市街地の環境の整備、都市機能の向上を目的として、建築物の建築を用途や容積などにより規制する制度で、住居系・商業系・工業系の12種類の用途地域に分類される。

- 第一種低層住居専用地域（一低専）

良好な住居の環境を有する低層住宅地の形成を図る地域。

- 第一種中高層住居専用地域（一中高）

良好な住居の環境を有する中高層住宅地の形成を図る地域。

- 第二種中高層住居専用地域（二中高）

良好な住居の環境を有する中高層住宅地の形成を図る地域において、中小規模の店舗、事務所等の立地を許容する地域。

- **第一種住居地域（一住居）**
大規模な店舗、事務所等との混在を防止しつつ、住居の環境を保護する地域。
- **第二種住居地域（二住居）**
住居の環境を保護する住宅地において、住居と店舗、事務所等の共存を図る地域。
- **準住居地域（準住居）**
幹線道路の沿道等で、自動車関連施設等の沿道サービス施設の立地を許容しつつ、これと調和した住居の環境を保護する地域。
- **近隣商業地域（近商）**
近隣の住宅地の住民に対して日用品を供給する店舗等の集積している地域または今後集積を図るべき地域。
- **商業地域（商業）**
商業集積拠点や主要な鉄道駅の周辺等において、大規模な店舗、事務所、娯楽施設等の集積している地域または今後集積を図るべき地域。
- **準工業地域（準工）**
住宅等の混在を排除することが困難または不相当と認められる工業地のうち、環境の悪化をもたらす恐れのない工業の利便を図る地域、流通業務施設若しくは自動車修理工場等、沿道サービス工場またはこれらに関連する工場等の集約的な立地を図る地域。
- **工業地域（工業）**
準工業地域では許容されない工場が立地している地域のうち、住宅等の混在を排除することが困難または不相当と認められる地域。
- **工業専用地域（工専）**
工場が集積している地域または今後工業地として計画的に整備すべき地域のうち、住宅等の混在を排除または防止して工業に特化した土地利用を図る地域。

ら

【歴史的景観形成地区】

伝統的な建造物又は集落が周辺の環境と一体をなしている区域として、県の「景観の形成等に関する条例」の指定を受けた地区。

【レクリエーション】

仕事や勉強などの疲れを癒やし、精神的・肉体的に新しい力を盛り返すための休養・娯楽。

たつの市立地適正化計画

平成 29 年（2017 年）3 月策定

発行 たつの市

編集 都市建設部 都市計画課

〒679-4192

兵庫県たつの市龍野町富永 1005 番地 1

TEL 0791-64-3131（代表）

FAX 0791-63-2594

URL <http://www.city.tatsuno.lg.jp/>